

平成27年 6 月 4 日 開 会

平成27年 6 月 26日 閉 会

平成27年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

6月4日（木曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	6
○欠席議員	6
○説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	7
○開　　会（午前10時00分）	8
○日程第1　会議録署名議員の指名について	8
○日程第2　会期の決定について	8
○日程第3　諸般の報告について	8
○日程第4　報第2号から日程第6　報第4号まで	8
○日程第7　議第43号　山県市高富財産区管理委員の選任同意について	9
林市長提案説明	9
○日程第8　質　　疑	11
○日程第9　討　　論	11
○日程第10　採　　決	11
○日程第11　議第44号　山県市高富財産区管理委員の選任同意について	12
林市長提案説明	12
○日程第12　質　　疑	12
○日程第13　討　　論	13
○日程第14　採　　決	13
○日程第15　議第45号　山県市高富財産区管理委員の選任同意について	13
林市長提案説明	13
○日程第16　質　　疑	14
○日程第17　討　　論	14
○日程第18　採　　決	14
○日程第19　議第46号から日程第29　議第56号まで	15
林市長提案説明	15
○日程第30　質　　疑（議第46号から議第56号まで）	16

○日程第31 討 論（議第46号から議第56号まで）	17
○日程第32 採 決（議第46号から議第56号まで）	17
○日程第33 発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について	19
杉山正樹議会運営委員会委員長趣旨説明	19
○日程第34 質 疑	19
○日程第35 討 論	20
○日程第36 採 決	20
○日程第37 議第57号から日程第44 議第64号まで	20
林市長提案説明	21
○日程第45 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願	24
3番 福井一徳議員趣旨説明	24
○休 憩（午前10時53分）	25
○再 開（午前10時53分）	25
○散 会（午前10時55分）	26

6月11日（木曜日）第2号

○議事日程	27
○本日の会議に付した事件	28
○出席議員	29
○欠席議員	29
○説明のため出席した者の職氏名	29
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	30
○開 議（午前10時00分）	31
○日程第1 質 疑（議第57号から議第64号まで及び請願第1号）	31
3番 福井一徳議員質疑	31
久保田企画財政課長答弁	32
3番 福井一徳議員質疑	34
久保田企画財政課長答弁	34
3番 福井一徳議員質疑	35
山田産業課長答弁	36
3番 福井一徳議員質疑	37
○休 憩（午前10時18分）	37

○再	開（午前10時23分）	37
	山田産業課長答弁	37
	3 番 福井一徳議員質疑	37
	山田産業課長答弁	38
	3 番 福井一徳議員質疑	38
	山田産業課長答弁	39
○休	憩（午前10時30分）	39
○再	開（午前10時31分）	39
	3 番 福井一徳議員質疑	40
	山田産業課長答弁	40
	3 番 福井一徳議員質疑	41
	林市長答弁	41
	9 番 寺町知正議員質疑	42
	林市長答弁	43
	石神税務課長答弁	44
	9 番 寺町知正議員質疑	45
	石神税務課長答弁	46
	太田総務課長答弁	46
○休	憩（午前10時57分）	47
○再	開（午前10時58分）	47
	林市長答弁	47
	9 番 寺町知正議員質疑	48
	林市長答弁	48
	9 番 寺町知正議員質疑	48
	渡辺学校教育課長答弁	49
	9 番 寺町知正議員質疑	49
	久保田企画財政課長答弁	50
	9 番 寺町知正議員質疑	50
	林市長答弁	51
○休	憩（午前11時07分）	51
○再	開（午前11時20分）	51
	9 番 寺町知正議員質疑	51

梅田生涯学習課長答弁	51
9 番 寺町知正議員質疑	52
太田総務課長答弁	52
9 番 寺町知正議員質疑	52
太田総務課長答弁	52
9 番 寺町知正議員質疑	53
宇野副市長答弁	53
藤田健康介護課長答弁	53
9 番 寺町知正議員質疑	54
藤田健康介護課長答弁	54
9 番 寺町知正議員質疑	54
藤田健康介護課長答弁	54
10番 尾関律子議員質疑	55
林市長答弁	55
10番 尾関律子議員質疑	55
○休 憩（午前11時35分）	56
○再 開（午前11時35分）	56
林市長答弁	56
○休 憩（午前11時36分）	56
○再 開（午前11時37分）	56
久保田企画財政課長答弁	56
12番 藤根圓六議員質疑	57
江口福祉課長答弁	57
12番 藤根圓六議員質疑	58
渡辺学校教育課長答弁	58
12番 藤根圓六議員発言	58
山田産業課長答弁	59
9 番 寺町知正議員質疑	59
石神税務課長答弁	59
9 番 寺町知正議員質疑	60
石神税務課長答弁	60
9 番 寺町知正議員発言	60

○日程第 2 議第65号及び日程第 3 議第66号	60
林市長提案説明	61
○日程第 4 質 疑（議第65号及び議第66号）	61
○日程第 5 委員会付託（議第57号から議第66号まで及び請願第 1 号）	62
○散 会（午前11時56分）	62

6 月 23 日（火曜日）第 3 号

○議事日程	63
○本日の会議に付した事件	63
○出席議員	63
○欠席議員	63
○説明のため出席した者の職氏名	63
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	64
○開 議（午前10時00分）	65
○日程第 1 一般質問	65
1. 7 番 石神 真議員質問	65
（1）不法投棄のごみの始末は	65
奥田市民環境課長答弁	65
石神 真議員質問	66
奥田市民環境課答弁	66
（2）定住政策の進捗は	67
久保田企画財政課長答弁	68
石神 真議員質問	70
久保田企画財政課長答弁	71
石神 真議員質問	72
久保田企画財政課長答弁	73
2. 13番 影山春男議員質問	74
（1）空き家対策について	74
長野建設課長答弁	74
宇野副市長答弁	75
影山春男議員質問	76
宇野副市長答弁	76

影山春男議員質問	77
久保田企画財政課長答弁	77
(2) ふるさと納税の推進と魅力アップについて	78
太田総務課長答弁	79
影山春男議員質問	81
太田総務課長答弁	82
影山春男議員発言	83
○休憩 (午前11時05分)	83
○再開 (午前11時20分)	83
3. 3番 福井一徳議員質問	83
(1) 山県市全域に、早期に、デマンドバスを実現するために	83
林市長答弁	85
福井一徳議員質問	87
林市長答弁	90
(2) 住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度の創設について	92
山田産業課長答弁	92
福井一徳議員質問	93
山田産業課長答弁	94
福井一徳議員発言	94
○休憩 (午後0時05分)	96
○再開 (午後1時00分)	96
4. 1番 操 知子議員質問	96
(1) 山県市の発展へ向けた長期的な将来ビジョンについて (伊自良地区)	96
山田産業課長答弁	97
操 知子議員質問	98
林市長答弁	98
操 知子議員発言	99
5. 4番 山崎 通議員質問	99
(1) 30歳成人式の試みは	99
梅田生涯学習課長答弁	100
山崎 通議員質問	101
林市長答弁	102

山崎 通議員発言	103
6. 10番 尾関律子議員質問	104
（１）高齢者への支援策について	104
藤田健康介護課長答弁	104
尾関律子議員質問	105
藤田健康介護課長答弁	105
尾関律子議員質問	106
林市長答弁	106
（２）感震ブレーカー普及促進について	107
太田総務課長答弁	108
尾関律子議員質問	109
太田総務課長答弁	109
（３）クールアース・デーの取り組みについて	110
奥田市民環境課長答弁	110
渡辺学校教育課長答弁	111
尾関律子議員発言	111
○休憩（午後１時56分）	112
○再開（午後２時10分）	112
7. 9番 寺町知正議員質問	112
（１）不適切な政治活動と選挙の公約	112
太田総務課長答弁	114
林市長答弁	117
寺町知正議員質問	117
太田総務課長答弁	118
寺町知正議員質問	118
太田総務課長答弁	119
（２）保育料無料化について	119
林市長答弁	120
寺町知正議員質問	122
江口福祉課長答弁	122
林市長答弁	123
寺町知正議員質問	123

林市長答弁	123
(3) ふるさと納税の現状と今後について	123
太田総務課長答弁	125
林市長答弁	126
○休憩 (午後3時00分)	127
○再開 (午後3時03分)	127
○散会 (午後3時04分)	128

6月26日(金曜日)第4号

○議事日程	129
○本日の会議に付した事件	131
○出席議員	133
○欠席議員	133
○説明のため出席した者の職氏名	133
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	134
○開議 (午前10時00分)	135
○日程第1 常任委員会委員長報告	135
○日程第2 委員長報告に対する質疑	136
○日程第3 討 論 (議第57号から議第66号まで及び請願第1号)	137
3番 福井一徳議員反対討論	137
○休憩 (午前10時13分)	138
○再開 (午前10時13分)	138
3番 福井一徳議員賛成討論	138
9番 寺町知正議員反対討論	140
○日程第4 採 決 (議第57号から議第66号まで及び請願第1号)	144
○休憩 (午前10時37分)	146
○再開 (午前10時38分)	146
○日程第5 議第67号 山県市教育委員会教育長の任命同意について	147
林市長提案説明	147
○日程第6 質 疑	147
9番 寺町知正議員質問	147
森田教育長答弁	148

9 番 寺町知正議員質問	148
森田教育長答弁	148
9 番 寺町知正議員質問	149
宇野副市長答弁	149
○日程第7 討 論	149
7 番 石神 真議員賛成討論	149
○日程第8 採 決	150
○日程第9 発議第4号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について	150
杉山正樹議会運営委員会委員長趣旨説明	150
○日程第10 質 疑	151
○日程第11 討 論	151
○日程第12 採 決	151
○日程第13 議員の派遣について	151
○閉 会（午前10時52分）	152
○会議録署名者	152

平成27年 6 月 4 日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 1 号)

平成27年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 6月4日（木曜日）

○議事日程 第1号 平成27年6月4日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報第2号 平成26年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報第3号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 報第4号 山県市土地開発公社経営状況について

日程第7 議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第8 質 疑

日程第9 討 論

日程第10 採 決

日程第11 議第44号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第12 質 疑

日程第13 討 論

日程第14 採 決

日程第15 議第45号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第16 質 疑

日程第17 討 論

日程第18 採 決

日程第19 議第46号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第20 議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第21 議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第22 議第49号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第23 議第50号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第24 議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第25 議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

日程第26	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第27	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第28	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第29	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第30	質　　疑	
	議第46号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第48号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第49号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第31	討　　論	
	議第46号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第48号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第49号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第32	採　　決	
	議第46号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第48号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第49号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第33	発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第34	質 疑
日程第35	討 論
日程第36	採 決
日程第37	議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
日程第39	議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第40	議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第41	議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第42	議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第43	議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第44	議第64号 市道路線の廃止について
日程第45	請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第2号 平成26年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第5	報第3号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6	報第4号 山県市土地開発公社経営状況について
日程第7	議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第8	質 疑	
日程第9	討 論	
日程第10	採 決	
日程第11	議第44号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第12	質 疑	
日程第13	討 論	
日程第14	採 決	
日程第15	議第45号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第16	質 疑	
日程第17	討 論	
日程第18	採 決	
日程第19	議第46号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第20	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第21	議第48号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第22	議第49号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
日程第23	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第24	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第25	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第26	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第27	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第28	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第29	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第30	質 疑	
	議第46号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第48号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第49号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について

	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第31	討 論	
	議第46号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第48号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第49号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第32	採 決	
	議第46号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第47号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第48号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第49号	山県市高富財産区管理委員の選任同意について
	議第50号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第51号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第52号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第53号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第54号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第55号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
	議第56号	山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について
日程第33	発議第3号	山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第34	質 疑	
日程第35	討 論	
日程第36	採 決	
日程第37	議第57号	山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第38	議第58号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）

日程第39	議第59号	平成27年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第40	議第60号	平成27年度山口市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第41	議第61号	平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第42	議第62号	平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第43	議第63号	平成27年度山口市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第44	議第64号	市道路線の廃止について
日程第45	請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願

○出席議員（14名）

1番	操 知子君	2番	村 瀬 誠 三 君
3番	福 井 一 徳 君	4番	山 崎 通 君
5番	吉 田 茂 広 君	6番	上 野 欣 也 君
7番	石 神 真 君	8番	杉 山 正 樹 君
9番	寺 町 知 正 君	10番	尾 関 律 子 君
11番	武 藤 孝 成 君	12番	藤 根 圓 六 君
13番	影 山 春 男 君	14番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	太 田 智 倫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・企業支援課長	鷺 見 秀 夫 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	藤 根 好 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君
生涯学習課長	梅 田 義 孝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	竹村勇司	書記	宇野照泰
書記	鷺見芳文		

午前10時00分開会

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第2回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（上野欣也君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、12番 藤根圓六君、13番 影山春男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（上野欣也君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

定例会は、本日から6月26日までの23日間とし、6月5日から10日、12日から22日及び25日を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月26日までの23日間とし、6月5日から10日、12日から22日及び25日を休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（上野欣也君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成27年5月に執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

中濃十市議会議長会議が美濃加茂市にて開催され、武藤副議長と出席しました。会議では会務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。

また、平成27年度中濃十市議会議長会の議員研修会は、11月5日に羽島市にて開催されます。なお、次期開催地は各務原市と決定いたしました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第2号から日程第6 報第4号まで

○議長（上野欣也君） 日程第4、報第2号 平成26年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第3号 平成26年度山県市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第4号 山県市土地開発公社経営状況について、以上3議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく報告であります。

なお、報第2号及び報第3号につきましては、配付されております繰越明許費繰越計算書、報第4号につきましては、土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おきます。

日程第7 議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

○議長（上野欣也君） 日程第7、議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、影山春男君の除斥を求めます。

〔影山春男議員 退場〕

○議長（上野欣也君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日は、平成27年山県市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、季節の移り変わりは本当に早いものでございまして、ことしも梅雨の時期となつてまいりました。気象庁では、ことしの東海地方は、昨年よりも遅く梅雨入りすると見られるとの速報が出されております。毎年、この時期には、梅雨前線に伴います大雨ですとか台風、そして、ゲリラ豪雨による災害が各地で発生しており、甚大な被害が出ております。

また、雨による災害もさることながら、さらに警戒を強めなければいけないのが、東海、東南海、南海地震でございます。4月25日に、ネパール中部におきまして、マグニチュード7.8の強い地震が発生し、世界遺産の歴史的建造物を含む多くの建物が崩壊をいたしました。また、人的被害も甚大で、死亡された方は、周辺国を含めまして8,700人を超え、負傷者数は約2万1,000人との報道もございます。

国内におきまして、平成23年の3月11日の東日本大震災以降、昨年の9月27日に起こりました戦後最悪の57人の死者数となった御嶽山の噴火や箱根山の火山性地震、また、直近では、先月の29日に発生をしました口永良部島の新岳の爆発的な噴火ですとか、翌

30日の小笠原諸島沖で発生しましたマグニチュード8.1の巨大地震など、日本各地で自然災害が発生していると思います。

本年度も市民の皆様避難、救助訓練を通じて、日ごろから防災意識を高く持っていていただき、いざというときに備えていただくことを目的といたしまして、山県市総合防災訓練を8月30日の日曜日に美山中学校を会場として実施する予定でございます。あらゆる災害への備えは、行政の力だけでは万全とは言えず、市民の皆様が防災意識を高められ、日ごろから御家庭で準備していただくことも大変重要なことでございます。行政と市民の皆様が信頼ときずなで結ばれ、今まで以上に災害に強いまちづくりを推進していくため、美山地域の自治会関係者及び関係団体の皆様には御協力をお願い申し上げますとともに、議員各位におかれましても、市民の皆様の御参加、御協力につきまして、御配慮いただきますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

また、去る5月31日に、伊自良総合運動公園におきまして、第13回山県市消防操法大会を実施いたしました。ポンプ車操法4チーム、小型ポンプ操法10チームが出場され、日ごろの訓練の成果を発揮し、見事な操法を披露していただきました。私は、このような消防団の活動は、有事における救助活動等の礎になるものと確信をしているところでございます。

このポンプ車操法の部におきまして優勝されました第1分団の選手の皆様には、8月2日に海津市で開催されます第64回岐阜県消防操法大会に出場していただきますが、本市の代表として健闘されることを祈念申し上げる次第でございます。

今後とも、消防・防災意識をさらに高め、市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを目指して努力をしてまいりますので、議員各位を初め市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

さて、本日提案しております案件は、人事案件14件、条例案件1件、補正予算案件6件、その他案件1件、合計22案件でございます。

それでは、ただいま上程されました、資料ナンバー1、議第43号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきまして御説明を申し上げます。

山県市高富財産区管理会は、7名の委員で組織されておりますが、その委員に影山春男氏を選任することにつきまして、山県市財産区管理条例第3条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

同委員は、高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山県市議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっており、任期は4年でございます。影山氏は、これらの資格を有し、山県市議会議員として御活躍をいただいております。十分

な御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第8 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第8、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第9 討論

○議長（上野欣也君） 日程第9、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第10 採決

○議長（上野欣也君） 日程第10、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第43号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

影山春男君の入場を許可します。

〔影山春男議員 入場〕

日程第11 議第44号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について

○議長（上野欣也君） 日程第11、議第44号 山口市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、武藤孝成君の除斥を求めます。

〔武藤孝成議員 退場〕

○議長（上野欣也君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議第44号 山口市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第43号と同様に、武藤孝成氏を委員に選任することにつきまして、山口市財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

武藤氏は、委員の資格を有し、山口市議会議員として御活躍いただいております。十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第12 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第12、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第13 討論

○議長（上野欣也君） 日程第13、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第14 採決

○議長（上野欣也君） 日程第14、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第44号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

武藤孝成君の入場を許可します。

〔武藤孝成議員 入場〕

日程第15 議第45号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

○議長（上野欣也君） 日程第15、議第45号 山県市高富財産区管理委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、杉山正樹君の除斥を求めます。

〔杉山正樹議員 退場〕

○議長（上野欣也君） 市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議第45号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第43号及び議第44号と同様に、杉山正樹氏を委員に選任することにつきまして、山県市財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求め

るものでございます。

杉山氏は、委員の資格を有し、山口市議会議員として御活躍いただいております。十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第16 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第16、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第45号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第17 討論

○議長（上野欣也君） 日程第17、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

日程第18 採決

○議長（上野欣也君） 日程第18、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第45号 山口市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

杉山正樹君の入場を許可します。

〔杉山正樹議員 入場〕

日程第19 議第46号から日程第29 議第56号まで

○議長（上野欣也君） 日程第19、議第46号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第20、議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第21、議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第22、議第49号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第23、議第50号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第24、議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第25、議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第26、議第53号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第27、議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第28、議第55号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、日程第29、議第56号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、以上11議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） それでは、ただいま上程されました11案件につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、議第46号から議第49号までの山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、議第43号から議第45号までと同様に、田上 隆氏、大西博之氏、杉山茂樹氏、鷺見博信氏を委員に選任することにつきまして、山県市財産区管理会条例第3条の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

この4名の方は、いずれも委員の資格を有し、田上氏は現在71歳で、蛍ヶ丘自治会長として、大西氏は65歳で、石畑自治会長として、杉山氏は63歳で、南自治会長として、鷺見氏は62歳で、森自治会長として、それぞれ御活躍をいただいております。

次に、議第50号から議第56号までの山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意につきましては、次の7名の方を委員に委嘱したいので、山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

初めに、議第50号、小出良熙氏は、岐阜市長良海用町にお住まいで、本市発足当初か

ら平成19年度まで、市の顧問弁護士として御指導いただいた方でございます。現在72歳で、岐阜市の顧問弁護士もなされており、地方行政に精通しておられますので、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

次に、議第51号から議第56号までの6名の方は、本市の議員及び市長の選挙権を有する識見者の方でございます。

議第51号の林 真澄氏は、山県市東深瀬にお住まいで、現在73歳、岐阜簡易裁判所の司法委員として御活躍中で、社会的信望は厚く、地方行政にも精通しておられます。

議第52号の西村純子氏は、山県市大桑にお住まいで、現在73歳、元小学校の校長先生として御活躍された方で、社会的信望は厚く、適任であります。

議第53号の室戸弘全氏は、山県市富永にお住まいで、現在68歳、かつて本市の職員として在職中は、保健福祉部長や教育次長等を歴任され、社会的信望は厚く、地方行政にも精通しておられます。

議第54号の山田真理子氏は、現在岩佐にお住まいで、現在58歳、本市の生涯学習リーダーの会の推進員として御活躍中で、社会的信望は厚く、適任であります。

以上4名の方につきましては、再委嘱しようとするものでございます。

議第55号の福井廣行氏は、山県市高木にお住まいで、現在67歳、司法書士、行政書士として御活躍中で、社会的信望は厚く、地方行政にも精通しておられます。

議第56号の棚橋欣三氏は、山県市松尾にお住まいで、現在71歳、かつて岐阜市職員として在職され、社会的信望は厚く、地方行政にも精通しておられますので、このお二方につきましては、今回新たに委嘱しようとするものでございます。

以上、御提案申し上げました7名の方は、いずれの方も責任感があり、公平誠実な方たちばかりであり、市民からの信望も厚く、適任者でありますので、山県市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例第4条第3項の規定によりまして、山県市政治倫理審査会委員に委嘱するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第30 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第30、質疑。

これより、議第46号から議第56号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これを持ちまして、議第46号から議第56号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第46号から議第56号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議第46号から議第56号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第31 討論

○議長（上野欣也君） 日程第31、討論。

これより、議第46号から議第56号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これを持ちまして、議第46号から議第56号までの討論を終結いたします。

日程第32 採決

○議長（上野欣也君） 日程第32、採決。

ただいまから、採決を行います。

議第46号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第47号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第48号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第49号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第50号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第51号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第52号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第53号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第54号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第55号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第56号 山県市政治倫理審査会委員の委嘱同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第33 発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（上野欣也君） 日程第33、発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 杉山正樹君。

○議会運営委員会委員長（杉山正樹君） それでは、発議第3号 山県市議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。

平成27年3月定例会において、山県市議会基本条例が議決され、施行されております。基本条例の第10条にて、委員会を原則として公開すると規定していることに伴い、委員会条例の関係条文を改正するものであります。

第18条第1項において、委員長の許可を得た者が傍聴することができるとされていたものを、原則として公開すると改正し、第2項において、傍聴に関し必要な事項は、本会議の傍聴規則を準用すると規定しております。

以上、趣旨説明を申し上げ、御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第34 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第34、質疑。

ただいまから、発議第3号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第35 討論

○議長（上野欣也君） 日程第35、討論。

ただいまから、発議第3号に対する討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第36 採決

○議長（上野欣也君） 日程第36、採決。

ただいまから、発議第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37 議第57号から日程第44 議第64号まで

○議長（上野欣也君） 日程第37、議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）、日程第39、議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第40、議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第41、議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第42、議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第43、議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、日程第44、議第64号 市道路

線の廃止について、以上 8 議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

最初に、資料ナンバー 1、議第 57 号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴いまして、番号制度の導入に伴う申請書等への個人番号等の記載に関する改正、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置への地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例と言っておりますけれども、これの導入に伴いまして、旧 3 級品の紙巻たばこに係る特例税率の廃止などの所要の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、資料ナンバー 6、議第 58 号 平成 27 年度山県市一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、4,157 万 8,000 円を追加し、総額を 127 億 4,157 万 8,000 円とするとともに、債務負担行為の補正をしようとするものでございます。

その内容は、人事異動等に伴うもの、子育て支援関係によるもの、それら以外のものと大きく 3 つに分けることができます。

まずは、歳出の款ごとに順次御説明申し上げます。

最初に、10 ページでございますが、議会費は人事異動の分でございますが、総務費の総務管理費は、人事異動の分のほかに、幼稚園保育料助成のための山県まちづくり振興券の印刷費に 20 万円、宝くじによるコミュニティ助成に 1,390 万円を計上しております。この内訳は、上之街道自治会の公民館建築が 1,140 万円、蛍ヶ丘自治会の公民館備品購入が 250 万円でございます。宝くじの補助率は、公民館建築が 5 分の 3、備品購入は 10 分の 10 で、同額を市から補助しようとするものでございます。

次に、12 ページの徴税費は、人事異動分のほかに、住宅地の課税軽減特例 6 分の 1 等について適正な課税をするため、住宅用地現況判読調査業務委託料といたしまして 150 万円を計上しております。

戸籍住民基本台帳費は、人事異動分のほかに、いわゆるマイナンバー制度に向け、地方公共団体情報システム機構への委任交付金を 1,005 万 2,000 円を計上しております。なお、全額を国庫補助金として見込んでおります。

次に、民生費は、人事異動分のほかに、15 ページの中ほどに前年度に事前交付を受けた母子家庭等自立支援給付金の返還金 97 万 5,000 円と、17 ページに本年 7 月から見直される生活保護基準額の住宅扶助と冬季加算へ対応するためのシステム改修委託料 32 万 4,000 円を計上し、その 2 分の 1 を国庫補助金として見込んでおります。

次に、衛生費は人事異動分でございますが、農林水産業費は、人事異動分のほかに、19ページには、桜尾機械化営農組合が導入する自走式の堆肥散布機及び田植え機の3分の1の県補助金関係で154万6,000円、豚舎の新築とスクリーンプレス設置の4分の1の県補助金関係で1,200万円を計上いたしております。

また、県の森林環境税を活用し、葛原地内の里山整備工事として270万円を計上し、県補助金232万円を見込んでおります。

次に、商工費は、人事異動の分のほかに新たに工場を設置し、新たに雇用された企業に対し、条例に基づきまして交付する奨励金430万円を計上いたしております。

土木費及び消防費は人事異動分でございますが、教育費は、人事異動分のほかに、幼稚園保育料助成のための山県まちづくり振興券の配布業務委託料50万円を計上いたしております。

続いて、8ページの歳入関係について御説明を申し上げます。

保育園入園者負担金につきましては、本年9月以降は無料化といたしたいため、4,418万4,000円減額いたしております。これは、本市において持続可能な社会づくりを目指す中で、転出超過の経常化が危惧されているところでございます。こうした中で、本市定住の魅力向上に向けまして、子育て支援の一環として、本年9月以降、保育園の保護者負担金を無料にしようとするため減額しようとするものでございます。

具体的な対象者は、時間外保育や一時保育の利用料等を除き、市内に住所を有する扶養義務者が3歳以上児を保育所に預ける場合の本年9月以降、通常保育料を無料にしようとするものでございます。

減額補正額は、本年4月現在、無料の対象となります児童数411人の7カ月分でございます。まして、通年ベースですと、8,000万円ほどの財源が必要となります。こうした施策によって、直ちに人口が増加することはないかもしれませんが、転出の抑制効果等もあり、この施策は持続社会を目指した先行投資だと考えておりまして、そのための財源は、これまで節減してきました人件費等により積み立てた基金等の活用を考えております。

そのほかといたしまして、歳出で御説明申し上げましたことに関連するばかりでございまして、本補正に伴い、不足する財源は、財政調整基金繰入金4,578万2,000円を計上いたしております。

続いて、5ページの第2表、債務負担行為補正でございます。

これも保育所と同様の趣旨でございまして、子育て支援の一環として、市内に住所を有する者が保育所と同学年の園児を幼稚園に預ける場合の本年9月以降の保育料について、山県まちづくり振興券を交付しようとするものでございます。

交付額は、国が設けている就学奨励費補助金の最高額であります年額30万8,000円、または、実際に負担した保育料の限度額の少ないほうの額から就園奨励費補助金を差し引いた分について、山県まちづくり振興券を交付しようとするものでございます。この振興券は、平成29年10月末まで有効となるものの交付を予定しているため、債務負担行為の追加をしようとするものでございます。債務負担行為の限度額は、本年4月現在、対象となる児童数153人の7カ月分として1,575万円を見込んでおります。ちなみに、通年ベースの場合には、これが2,700万円ほどになる見込みでございます。

人事異動に伴う補正につきましては、27ページ以降の給与費明細書にございますが、特別職4人増、277万6,000円の増加としております。一般職につきましては、一般会計の分では2人増の合計1,417万6,000円の増加としています。

次に、31ページの議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、規定の歳入歳出予算の総額から2,571万9,000円を減額し、その総額を23億6,428万1,000円とするものでございます。

37ページの給与費明細書にございますが、一般職の4人減、合計で2,306万円の減額とし、余剰財源は、一般会計の事務費繰入金の減額を計上いたしております。

次に、39ページの議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から27万6,000円を減額し、その総額を1億1,236万2,000円とするものでございます。

45ページの給与費明細書にございますように、人数に変動はなく、合計で29万3,000円の減額とし、余剰となる財源は、同会計の基金繰入金を減少させることとしております。

次に、47ページの議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に38万7,000円を追加し、その総額を4億7,671万4,000円とするものでございます。

53ページの給与費明細書にございますように、人数に変動はなく、合計で35万6,000円の増加とし、必要な財源は一般会計繰入金を計上いたしております。

次に、55ページの議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から25万8,000円を減額し、その総額を15億4,109万円とするものでございます。

61ページの給与費明細書にございますように、人数に変動はなく、合計で25万3,000円の減額とし、余剰となる財源は、一般会計繰入金を減少させることとしております。

最後に、63ページの議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）に

つきましては、予算第3条の収益的支出の予定額を47万4,000円減額し、予算第4条の資本的支出の予定額を17万5,000円減額するなどの補正をしようとするものでございます。

68ページの給与費明細書にございますように、人数に変動はなく、合計で64万9,000円の減額としております。

次に、資料ナンバー1をお願いします。

議第64号 市道路線の廃止につきましては、市道富永69号線の用途廃止の申請を受けましたので、現状未舗装で車両等の通行のない本路線の廃止をお願いするものでございます。

以上、8案件につきまして御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第45 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

○議長（上野欣也君） 日程第45、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願を議題といたします。

紹介議員より趣旨説明の申し出がありますので、許可します。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 議長より許可をいただきましたので、所得税法第56条、見直しを求める意見書の紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

平成25年9月、中小企業庁が我が国における小規模事業者への支援強化策に向けて、小規模事業者の現状と課題についてという報告書を出しています。この中で、我が国の中小企業の現状について、中小企業420万社のうち小規模企業が366万社、個人事業者は243万社と、実に58パーセントに上っていること。そして、主な業種は、小売業、飲食、宿泊サービス業、建設業、製造業、生活関連サービス業が多いと述べています。

一方、山県市の現状を調べてみますと、製造業280社、建設業231社、卸小売業186社、飲食サービス業151社と同じような構造になっています。そして、これら約800社近くの事業者の7割以上が個人事業者です。そして、この事業者の約3割強、つまり、800社のうち約170社が白色申告をされています。これが今回請願の対象となる方々です。

ところで、先ほど、中小企業庁の報告書では、中小企業が地域の暮らしと経済を支える役割を評価した上で、近年は少子高齢化や過疎化、都市一極集中などの構造的変化が生じており、特に、地方において顕著だと指摘しています。そして、疲弊した地方の活性化のため、地域経済に焦点を当てた中小企業施策の必要性をうたっています。この点

は、我が山県市の第2次総合計画にもうたわれており、第2期林市政の4つの重点施策にも盛り込まれているところです。

さて、中小業者、農業者は、地域経済の担い手として営業を続けています。その経営を支えている家族従業者の働き分、自家労賃は必要経費に算入しないこととする所得税法56条の規定により、税法上は原則として必要経費として認められてはおりません。

所得税法56条は、戦前の封建的な家族制度の名残でもあると言われていますが、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族従業者の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるために独立するための住宅ローンも組めず、社会的にも経済的にも自立しにくい状況になっています。

こうした状況は、小規模事業者の後継者不足の一因にも影響しています。所得税法第57条では、特例として、青色申告を税務署長から承認を受ければ、給与を経費にすることができますが、専ら事業に専念することが条件です。

今日では、戦後生まれが大半を占めるようになり、家族関係も大きく変化し、納税者意識も大幅に変化してきています。世界の主要国では、業者2世や配偶者に支払われる対価は必要経費として控除が認められています。全国業者青年実態調査でも事業者2世の6割以上が事業継承を望んでおり、事業の担い手である青年の働き分を正当に認めてほしいという声も上がっています。

山県市の中小業者、農業者の皆さんやその家族が安心して家業を継続していくためにも、家族従業者の働き分を必要経費として認め、それを妨げている所得税法第56条の廃止を求める要求は、切実な問題です。

よって、国においては所得税法56条を見直しするよう強く要望するものです。今回、山県市議会として、地方税法第99条の規定により、国に意見書を提出することを議決いただけますよう要望いたしまして趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

〔「質疑は。趣旨説明に対する質疑は。一応確認しないと」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前10時53分休憩

午前10時53分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、11日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時55分散会

平成27年 6 月11日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 2 号)

平成27年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 6月11日（木曜日）

○議事日程 第2号 平成27年6月11日

日程第1 質 疑

- 議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第64号 市道路線の廃止について
- 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第2 議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について

日程第3 議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 質 疑

- 議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 委員会付託

- 議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第64号	市道路線の廃止について
議第65号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
議第66号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第57号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第58号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
議第59号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第64号	市道路線の廃止について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第2	議第65号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
------	-------	---

日程第3	議第66号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
------	-------	---

日程第4 質 疑

議第65号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
議第66号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 委員会付託

議第57号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第58号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
議第59号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第61号	平成27年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議第62号	平成27年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議第63号	平成27年度山口市水道事業会計補正予算(第1号)
議第64号	市道路線の廃止について
議第65号	山口市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
議第66号	山口市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願

○出席議員(14名)

1番	操 知子君	2番	村 瀬 誠三君
3番	福 井 一徳君	4番	山 崎 通君
5番	吉 田 茂広君	6番	上 野 欣也君
7番	石 神 真君	8番	杉 山 正樹君
9番	寺 町 知正君	10番	尾 関 律子君
11番	武 藤 孝成君	12番	藤 根 圓六君
13番	影 山 春男君	14番	村 瀬 伊織君

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優君	副市長	宇 野 邦朗君
教育長	森 田 正男君	総務課長	太 田 智倫君
企画財政課長	久保田 裕司君	税務課長	石 神 彰君
市民環境課長	奥 田 英彦君	福祉課長	江 口 弘幸君
健康介護課長	藤 田 弘子君	産業課長	山 田 和哉君
建設課長	長 野 裕君	水道課長	大 西 敏彦君
まちづくり・企業支援課長	鷲 見 秀夫君	会計管理者	遠 山 治彦君
消防長	藤 根 好君	学校教育課長	渡 辺 千俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第1、質疑。

質疑は、6月4日に議題となりました議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第64号 市道路線の廃止について及び請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願までの9議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番、福井一徳君。

○3番（福井一徳君） おはようございます。

議長に御指名いただきましたので、発言通告に基づいて4点御質問させていただきます。

まず最初に、議第58号、資料6、11ページ、総務管理費のうち、企画費のコミュニティセンター助成事業について、総務課長にお尋ねいたします。

自治総合センターによりますと、コミュニティ活動の必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくり、共生のまちづくりなどの施策への助成を通じ、地域のコミュニティ活動充実強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与すると助成事業を位置づけています。

そこで、以下3点についてお尋ねいたします。

第1点、今回は上之街道自治会と蛍ヶ丘自治会が採択されたわけですが、採択をされた決定的な要因は何だったのか、どのようにお考えでしょうか。また、今回助成される設備や備品の内容について具体的にお聞かせいただきたい、それが1点目です。

2点目、今回の宝くじの助成事業のメニューはほかに何があるか、あるとすれば具体的な内容、その選定の基準は何かお尋ねしたいと思います。

3点目、今回選定された公民館は、いずれも社会教育法第23条1項に基づく市町村が設置する公民館ではなく、地域の公民館というところが市民にとっては重要です。

そこで、これらの地域公民館からの事業の助成に対する要望に対して応募の案内はどのように指示されていますか、また、どのような申請の手続が必要でしょうか。

以上3点、お伺いします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 済みません、総務課長宛てに御質問いただきましたが、コミュニティ助成につきましては企画財政課が所管しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今回の具体的な助成の内容でございますが、蛭ヶ丘につきましては、4万円程度のテーブルが35台、それと、1脚8,000円程度になると思います。椅子が110脚、事業費総額が252万円余りでございまして、これに対しまして、コミュニティ助成は250万円の助成で、市はトンネルするような形で自治総合センターのほうから送られてくるお金をそのまま市へ入り、それをそのまま自治会のほうへ助成するという形でございます。

他方、上之街道につきましては、公民館、集会施設ということで、その床面積が76平米余りの木造の平家建てでございまして。ほかにテーブルが12台、それと椅子が44脚ございまして、自治会でのほうの事業費総額は2,168万円余りほどとなっております。そのうち、対象外というのもありますので、対象経費が1,908万円ほどでございまして、基本的な助成率というのは公民館の場合は5分の3となっております。その5分の3の端数を切り捨てた分になりますけれども、助成額は1,140万円ということで、対象率全額が、対象経費の最高の上限をいただけるということになっておるものでございます。

次に、手続でございますが、これは例年大きく変わることなく毎年毎年募集がされます。募集がされまして、実務的にはどうなるかといいますと、大体9月ぐらいに県を通じて市のほうに照会が参ります。市のほうとしましては、10月末に県のほうへ申請するというのが例年の手続でありまして、県のほうはその内容を審査しまして、そうやって話を伺っておりますが、優先順位をつけた上で自治総合センターのほうへ提出をされまして、3月末に内示がされてくるというのが通常の手続の慣例となっております。

実は、テーブル等の備品については初めてだったものですから、情報を十分掌握はしていないんですけれども、公民館につきましては、一般的には都道府県内で大体3件程度というのが基本となっております。ですので、岐阜県の中で3件といいますと、なかなか山県市のものが採択されるのは厳しいわけでありまして、県のほうは市町村で最近では1件だけ出してこいと、幾ら自治会から要望があっても1件だけにしてきてくださいというのが基本にはなっております。昔は市で例えば2本、3本出せば、優先順位をつけて、その上でということだったんですが、なかなか県も事務が煩雑になるので、1件にしてこいというのが基本ですけれども、ただし、一昨年度は私ども山県市だけで2件も助成いただけたという例外もありまして、少ないときにはそのようなこともあるということが基本的なパターンであります。

申請の手続としましては、例えば公民館の場合ですと、平面図ですとか立面図、それ

から、用地関係がどうなっているか、資金関係がどうなっているか、そういうときに自治会の規約とかいろんなものが、要は建てるばかりのようなものの書類が求められることになります。

そういったものが出まして、市のほうは基本的には1本、去年の場合は1本、自治会のほうから公民館助成の申請は1件でしたので、そのまま県のほうへ副申書をつけて提出したという形であります。

県のほうはどういうふうに順位をつけていらっしゃるのかは私は承知しておりませんが、自治総合センター、大もとのほうでは、選定基準は総合センターの理事長が当該事業について知見を有する方の協力を得ながらということで、どうも外部的な公平的な中立的な外部識者を入れられて審査されているというような感じがされています。選考基準としましては、よりコミュニティ醸成の促進に効果があるようなものを基準にして選ばれるようでして、細かい詳細については明らかにされておりませんので、BバイCといいますか、どれだけ宝くじのお金を使ってその地域のコミュニティが活性化するかというような判断基準で選ばれるということでございます。

実は、先ほど言いましたように、県内で3つという枠でするので、山口市で、例えば出れば、どこの地域においても当然一定のコミュニティ促進の効果がありますので、優先順位をつけるのは大変厳しいものですから、恐らく実務的には幾つか出れば、山口市はこのところ採択されておるものですから、優先順位は低くなるものであらうと思っております。ところが、市内では幾つものところが、一昨年度は平井と北町、去年というか今年度正式に出しますのは上之街道、たくさん採択されているものですから、自治会のほうではそんな簡単なものかという認識がちょっと広まっております、前年度中にもう実は4件ほど、どんなもんやろうかと御相談を受けているというところがあります。

ただ、現実としましてはなかなか厳しいというのが本当のところでございます、結果的になかなか採択されるのは厳しいものですから、遠慮してほかのところが手を挙げない、そのすき間を縫って私のところ、採択されたという好都合なことかなと思っております、4件ほど相談がありまして、出される場合には私どもも助言はして、申請については手続を御協力してまいりたいというふうに思っております。

その場合にもし仮に県が1つだけということになってまいりますと、1つに絞ってこい、仮に4つの申請が1つだけということになってきますと、私どもとしましても中立的な立場で知見のある方を学者等を交えながら選考しなければならないのかなということはおもっております。今まではやったことはありませんが、そのようなことも視野には入

れております。

あと、どんなようなメニューがあるかということですが、自治総合センターによるコミュニティ助成というのは大きなくくりとして8つほどあります。その中に今回は1番目と2番目に一般コミュニティ助成とコミュニティセンター助成、ほかにも青少年育成とか自主防災活動とか芸術とか国際化とか活力ある地域づくり、物すごい多岐にわたっています。ここで御説明申し上げるのはちょっと困難かとは思いますが、一応それを一覧にしたものを、前年度の自治会連合会の席では一覧表にしたものは配付させていただいておりました。ただ、これだけあってもなかなか採択されるのは厳しいものですから、積極的にどうぞどうぞ申請してくださいといっても空振りに終わるということもあるんだということを正しく御認識いただかないとつらいかなとは思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上で概要の説明とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今、お答えいただいたんですが、これは再質問ですけど、自治会には全てこのような制度があって、それぞれ予定されているところには案内がされているということですねという確認と、それから、先ほど幾つか4件ほど問い合わせとあったんですが、市としての選定基準というんですか、1件だけ県に出すという関係でいいますと、そういうところの選定基準あたりがどういうふうになるかと。

実は、高木地区でも阿原自治会というところがあるんですが、自治会ができた当時に有志の方々が相当お金を集めてつくろうというふうにされたんです。ただ、なかなか新しい人たちが入ってくると、地域での合意というのは難しくて、今は総合スポーツセンターができたから、その会議室を借りてやっているところですけど、やっぱり地元でそういう施設があったほうが、これから地域での自治力を増していくという意味でも重要じゃないかなというふうに思うので、そこらあたりが全体の中でどのように周知徹底されているかどうかということの重点、市としてのそういう選定基準といいますか、どんなようなところを軸にしてというあたりを少し報告していただけたらと思います。お願いします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

自治会への周知ということですが、実は、合併したころに、私の記憶では全自治会のほうに御案内したことはあります。ただ、そんな制度があるのかということで大変な手が挙げた記憶がありまして、そんなに手を挙げていただいても、なかなか先ほど言いましたように採択基準が厳しいのと、申請するには大変な書類が必要だということがあ

りまして、その後は積極的に全自治会に御案内するということにはなかったんですが、やっぱり北町と平井と2つの自治会がもらえたということもありまして、ある議員の先生からもやっぱり情報は積極的に出すべきやというのがありまして、去年、前年度ですが、改めまして、自治会連合会の皆様方に一覧表で独自でつくったものをお配りはさせていただきます。

ただ、これを見ると、簡単にうちも対象になるというふうに思われるのがちょっと心配なものですから、一応御説明はしたんですが、なかなか難しいところでありまして、どんどん出してくださいと思いながらも空振りに終わるということのそのことを正しく理解していただかないと難しいとは思っているんですが、ただ、せっかくのチャンスですので、やっぱりより知っていただく必要があるということで、誤解のないような普及については今後どんどん進めてまいりたいとは思っております。

また、あと、公民館につきましては5分の3ということで、少なくとも最高もらっても5分の2の資金が必要ということで、実は自治会のほうとしても大変苦慮されることはわかっております。例えば自治会のほうで決議しようというときに、補助金もらえるかもしれないからどうやねという話でも5分の2は要ると、5分の2たまったから申請しよう。ですから、今までの現実でいきますと、もうもらえなくてもつくるんやというようなところが申請していらっしゃるというのが現実的な話でありまして、今、阿原自治会のことをお話しいたしましたが、私のところは、今担当から聞いております4件の中には実は阿原が入っていないもので、阿原のほうが今年度もし申請を考えていらっしゃるということだと最大で5件、私が今状態で知っているだけでも5件です。

その中にどのようにするかということで、この判断基準は大変私も難しいと思っています。今までに市のほうで1つに絞り込んだ事例がないものですから、もしこういふふうにたくさん出していただいたときには外部の知見者の意見を求めるんですけれども、でも、外部の知見者も地域の実情をわかっていらっしゃるもので、例えば、じゃ、200世帯の自治会と50世帯の自治会で200世帯を有利にするのか、もしくは200世帯はたくさん資金を持っていらっしゃるだろうから小さいところを逆に優先するのか、両方の考えがありますので、これはもし出てきた場合に早急に十分なお話し合いをした中で検討して、申請いただいた団体のところにも事情がわかるようにして御説明できるような審査基準で進めてまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございます。

今、山口市で自治会の基本条例なんかを制定、議論されていて、やっぱり地域でのそうした自治活動の強化というのは非常に重要な課題だというふうに私は思っていますので、地域の実情を把握して、地域の要望に沿ってこうした助成を進められるようにぜひ御協力のほどよろしくお願いします。それで、この質問については終わりたいと思います。

続いて、2点目ですが、議第58号の資料6の19ページ、元気な農業産地構造改革支援事業費の補助金について、産業課長に3点ほどお尋ねいたします。

1点目は、この元気な農業産地構造改革というのはどのような構造改革でしょうか、また、各地域ではどのようにこの元気な農業産地構造改革を進められているか、教えてください。

それから、2点目は、今回の事業は桜尾の自走式田植え機が補助金の対象となったということで、補助金154万6,000円ついているわけですが、今回の構造改革支援事業の対象になった理由と、山口市では昨年度の実績はあるんでしょうかというのが2点目です。

そして3点目、このような補助事業をいかにマッチングさせていくかというのが、産業課としてはさまざまな工夫、努力をされていると思います。こうした補助事業の候補になる山口市の現状での元気な農業産地構造改革を進めているほかの実例、今後の指導、援助についての産業課の方針をお尋ねしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、元気な農業産地構造改革とは具体的にどのような構造改革なのかといいますと、近年の農業就業者の高齢化に伴う担い手不足や販売価格の低迷による農業所得の減少、農業資材等の高騰による生産コストの増加等による県内産地の衰退に対して、産地の基盤強化や市場ニーズを見据えた流通、販売、担い手育成の強化等に向けた取り組み支援や産地の農業生産を支える基幹的共同利用施設の改良整備を支援し、もうかる農業の実現に向けた産地構造への転換を支援するためのものです。これに必要となる機械、施設等の導入経費の一部を助成する事業でございまして、岐阜県の単独事業で、補助率が3分の1、事業実施期間は、平成25年度から平成27年度までの3カ年でございます。

2点目の補助金の対象となった主な理由でございますが、今回助成を行う桜尾生産組合では、平成25年度より美濃酪農農業協同組合連合会と連携し、飼料の地域内流通の取り組みを行っております。作業効率の向上と肥料コストの削減を図り、もうかる農業へ

の転換を推進し、地域内流通を強化するため、市内の養豚農家から発生する豚ふんを飼料用米の作付水田に施用するための自走式堆肥散布機 1 台と田植え機 1 台を導入する申請を 5 月 8 日に県へ提出いたしました。県の元気な農業産地構造改革支援事業実施要領の採択要件に合い認定されたものでございます。

3 点目でございますが、今後この種の事業補助金の獲得に向けての方針でございます。中山間地域におきましては、担い手不足が深刻で、農地集積は立ちおくれ、小規模農家主体の生産性の低い農業構造となっています。このような集落農地を守るために地域農業者が共同で営農活動を行う集落営農システムの確立を目指す地域へ支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3 番（福井一徳君） 今の補助金の中身、どのようなことというふうな御返答でしたが、これを実際通じていろんなそういう生産性が具体的にこのように上がっているんだという具体的な結果だとか指標だとか、そういうものがありましたらよろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時23分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 申しわけございませんでした。

その点に関しましては、また後でお答えさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3 番（福井一徳君） それでは、後でまた資料をいただくということで、次の質問に行きたいと思います。

通告書 3 点目ですが、議第 58 号、資料 6 の 19 ページ、畜産クラスター補助金について、同じく産業課長に 3 点ほどお尋ねいたします。

畜産農家を初め地域の関係事業者が連携、結集し、地域ぐるみの高収益型の畜産を実現するための体制づくり支援、また、建物や機械などが 2 分の 1 の補助を受けて取得できるという新しい事業だということですが、1 点目、実際の高収益事業の成果についてはどのような事例を生み出しているか、この事業の有効性についてお伺いをしたいと思

います。

2点目は、補助金の獲得のためのアプローチの仕方はどのようにされているか、それにかかわって畜産クラスター協議会というようなこと、お話がありましたけれども、規模なども含めて具体例をお示しいただきたいと思います。

3点目は、現在山口市でこの補助事業に立候補されている事業はどの程度あるんでしょうか。このような補助事業へのチャレンジなど、市内事業者への情報提供など、今後の産業課としての方針をお聞かせ願いたい。

以上、3点です。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、お答えします。

山口市におきまして、産業構造の若返りと畜産経営基盤の強化、それから、畜産環境衛生の向上を目的としまして畜産農家と市役所と県畜産協会で山口市畜産振興クラスター協議会を平成27年の3月31日付で設立しております。これにより、農林水産省の畜産クラスター事業と岐阜県の単独事業である強い畜産構造改革支援事業に事業実施主体として手を挙げるができることになりました。

山口市では、農林水産省の畜産クラスター事業、補助率が2分の1を活用しまして2つの養鶏農家、これが給餌機のリース事業の採択を受けております。そして、今回山口市のほうで2件の養豚農家が県の事業の採択を受けたものであります。

今後のことにつきましては、農林水産省のほうの事業と今回補正を行いました県事業を活用しまして、来年度以降も畜産主産地の維持、生産基盤の強化を図るために畜産農家と協力してやっていきたいと考えております。

畜産農家につきましては、全部で協会に加入しておるのが6者でございまして、山口市全体の中の半分ぐらいということでございますが、要件として後継者が必要ということがございますもので、全業者の加入ということにはなっておりません。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 通告にはこの事業の有効性についてもお尋ねをしましたが、また改めて後で御報告いただければと思います。

それでは4点目、最後ですが、議第58号の資料6、20ページ、商工費の中の商工振興費、企業立地促進の奨励金について、産業課長にお尋ねいたします。

今回の補正予算で一般財源から430万が企業立地奨励金として計上されています。

そこで、以下、2点についてお尋ねをいたします。

1点目、企業立地促進の奨励金とはどのような使い道をするのでしょうか。3月の当初予算項目でも企業立地奨励金として343万7,000円が計上されております。今回さらに補正でも計上されています。それぞれの用途があるのか、合算して奨励金計上なのか、具体的に御説明をいただきたいと思います。

2点目、今年度の当初予算において企業立地促進2,445万5,000円が計上されていますが、企業立地促進と企業立地奨励金は同じようなものなのでしょうか。違うとすればどのように違うのでしょうか。昨年11月の定例会の恋洞用地の企業誘致事例のように御説明いただけると、市民の皆さんにも理解がしやすいと思います。

以上、2点についてお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、お答えします。

まず、1点目につきましてですが、今回の事業におきましては、市内に工場を有します株式会社水生活製作所、こちらが美山の佐野地内に土地を購入、それから、工場を増築、機械装置等を購入したのに対する固定資産税の助成です。それと、新規社員を12名雇用いたしまして、その中の4名につきまして、山県市に住所を置く市民を雇用したということで、1人当たり10万円で、4人で40万円ということになっております。

次、補正を行う意味につきましては、今回の企業立地奨励金の措置の指定申請書が3月27日に提出されまして、新年度予算に間に合わなかったものであります。それで、3月31日付でうちのほうで認定いたしまして、今回補正を上げさせていただくことになりました。

企業立地促進の全体概要でございますが、企業立地の奨励金ということだけに関しますれば、4企業の5件で732万2,000円の支出ということで見込んでおります。

以上でございます。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 企業立地推進条例といいますのは、山県市の中で事業をやってみえる方が建物等を増築または新築した場合とか、あと、山県市外から見えた方が新

築した場合、それに伴い新規雇用者、これは山口市にその時点で住所を有している方なんですが、その方を1年通じて、例えば山口市の方を10人雇用して、1年後に10人まだ働いていれば、その方には1人当たり10万円で、最高で100人までということで、1企業1,000万円まで支払うことができるというものです。

そして、固定資産につきましては、課税されてから3年間分をまずはお金を払っていただくんですが、その払っていただいた分を3年間はお戻しするというごさいます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） この条例に基づいて具体的な支援を進めるということですが、山口市の中で、非常にアバウトな数字ですけれども、製造業とか建設業、500社弱ぐらいありますよね。こういうそれぞれの企業に対する具体的な日常的な指導だとかコンタクトだとかということを含めて、どのようにこの事業を推進されているのかというあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 済みません、ちょっと聞き取れませんでしたので、もう一度お願いします。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 失礼しました。

山口市の中で実際に製造業だとか建設業等々含めて約500社ぐらい、非常にアバウトな数字ですけれども、ぐらいありますよね。そういう事業所に対してこうした事業をどのように推進をされているか。日常的ないろんな指導だとかコンタクトだとかということを含めて、産業課としてはいろいろやられているのではないかと思います。そこらあたりの現状について教えていただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） この内容についての発信でございますが、まず、ホームページのほうで常に流しておりまして、そちらのほうから申請書等も出せまして、それで申請ができる状況になっております。それと、また、うちだけではなくて、まちづくり企業支援課のほう等からも企業等を回った場合にそういった要綱、それを配付していただく、それから、税務課で新築家屋、行った場合、そのときに一緒にこういったものがありますよというようなことで配付をしていただいております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 今、企業支援課等も含めて企業訪問等々やっているという話でしたが、幾つかの会社の中ではなかなかそういう訪問とかという場面が少ないというようなことも社長さんなんかはおっしゃっているところもあると思うんです。ホームページにアップされているというのももちろんそうなんですけれども、実際にその現場のところへ行って、具体的に地元の企業をきっちり支援していくという意味では、引き続きそういう努力をしていっていただきたいということをお願いいたしまして、私の発言通告いたしました質疑についてはこれで終わりたいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 済みません、全体的なことを企業支援という形で御説明させていただきますと、ことしからまちづくり・企業支援課をつくりました。そして、今、特に産業課というより支援課を通じて市民の方ですとか企業の方に、市の制度だけではありませんので、国とか県とかそれぞれの制度がありますので、この制度をどうわかりやすく説明して伝えるか、そして、申請をするときに大体今までですと、過去ですと申請書が出てきて、この会社はこんな規模の計画をしてみえるということがわかりますが、でも、その時点ではほかの制度では事前に申請をしてから指令前着工というようなことになりますので、そういったことがないように、いかにして市からメッセージを発するかということで、それもまた具体的に、ホームページと言いましたけれども、BアンドBという、一昨年ですか、支援の単独のホームページを立ち上げていますので、その中により具体的な手法で皆さんに常に、例えば企業の方はそこを見るとおいしい情報が入っているというような、そういったホームページに変更するように今指示はしてありますけれども、そういった意味で積極的に皆さんにいろんな補助制度を活用していただきたいと思いますし、そして、補助制度をとってくるときもいろんな制度がありますけれども、制度が補正予算ですとかいろんなものもそうですが、1番に手を挙げたところが割と同じ事業、2番手、3番手でよその市がこういった事業で何々補助金をもらっているからではなくして、今、補助金という制度は、大きなくくりの中で本陣のようなものでこういったことに何十億の補助金がつきますよという、国はそういう制度をかなり地元から詳細の事業の説明はしていませんので、そういったものをいかに市から情報を発信するかが大きな課題だと思っていますので、そういったことを含めてことしから室を課に上げまして職員の体制も整え、そういった大きな目的がございましたので、そういった状況で今後、今まで以上にそういった支援活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位 2 番、寺町知正君。

○9 番（寺町知正君） それでは、通告に従って順次お尋ねします。

まず、議第57号ですけれども、市税条例の改正ということで、議案集の15ページ、あるいは新旧対照表にも出ていますが、条例ということです。私、事前に担当課にお邪魔してどういう内容かお聞きしようと思って伺いましたら、例えば、じゃ、今回は番号制度の開始ということで、番号を申請などに当たって記入するというのがこの条例案の対照表を見てもわかるんですが、そこをもう少し具体的にと聞くと、じゃ、番号は誰がつけるのというと、市町村かなとか、じゃ、山口市ならどこが担当といって聞くと、市民環境課かなとか、戸籍の関係、というようなすばったした答えが出てこない。じゃ、市全体は、いろんなところがかかわるからどこがまとめるのと言ったら、総務課かなとかという程度なんです。総務課にも聞いたら、今は答えられませんという返事だったんです。

来年 1 月にマイナンバー制度が始まるということで、いろんな改正が進んでいくということはわかるんですが、どうも市町村の現場の実態は多分今のような山口市の状況ぐらいかなという受けとめを私は持ったところであります。

対して、ここ 1 週間、10 日、すごく問題になっているのは国民年金の情報流出、住所、氏名、生年月日、しかも番号、この 4 つの一番の基礎情報が125万件以上漏れたという、こういう事態ですよ。その世界に山口市も一緒に入っていくわけです、法律の関係で。

そこで、これはまず税条例だけの問題ではなくて、基本的な制度のことを明らかにしていただかないと、ちょっと条例にマル・バツもつけられないということで、まず、市長にお聞きしたいわけですが、通告の 1 番ですけど、来年 1 月に番号制度が始まるということで、市の条例や運用、それらのどの部分に変更があるのかということです。制度改正について、今回は税条例しか提案がないわけですけど、全体が見えてきません。この税条例以外はどこがどうなるのか、概要の説明を求めます。

2 つ目ですけど、法人番号と個人番号というのが条例にも出てきていますけれども、一体これは誰が付番、番号をつけ、その通知の方法はどうか、それから、公開するのしないのか、その方法はどのようなのかというところをお聞きします。

3 つ目として、かつて住民基本台帳法に基づくいわゆる住基ネット、個人番号、このときの番号は、それを利用するかは個人の任意の制度であったので、懸念のある人は使わなかったというふうでした。今回の番号制度は、記入というのは税条例を見る限り必須にとれるんですが、番号制度そのものの実態、いわば山口市関係というのは必ず使わ

なければならないというふうな理解が必要なんではないでしょうか。逆に、いや、私、やっぱり心配ですから記入しませんとか、使いませんということは、そういうふうに心配する市民に何か不利益が生ずるのでしょうか。

それから、4つ目ですけど、市民がどうしても記入をしなければならないとしたら、番号のメモとか、あるいは何かをいつも持っていなければならないということになりますが、そうすると、それを落としたり、なくしたりとか、それが漏れたりする危険性がより増すというふうに推測されるわけですけど、それは全て個人の責任なんではないでしょうか。

それから、行政機関内での漏えいの懸念というのも当然出てくるわけですが、今回の年金機構の個人情報漏えいに関して非常に大きな件数、それから、内容の重大さというのがあります。市の事務において、そういった懸念を払拭できるのでしょうか。

次に、今回の税条例について、税務課長に問いますけれども、どんな場合に番号の記入というのを義務づけするということなのか、概要の説明を求めます。

それから、今回の改正の条項、幾つかありますけれども、これ以外に税務に関して市民のどんな行為について番号の記入というのが今後かわってくるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、今回の議会で市の税条例を一部改正する条例案を議案として上程させていただきましたのは、地方税法の一部改正により改正するもので、番号制度の開始に向けて地方税法の改正が先行して行われたことに伴うものでございます。

本市といたしましても、番号制度の開始に向けまして条例の制定や一部改正が考えられますので、漏れののないよう慎重に事務の内容または条例等の諸規定の見直し手続を現在進めているところでもございます。

税条例以外の条例のどこがどのようになるかについては、条例案を議題として上程させていただき議会において、その概要を御説明させていただきます。

次に、2点目でございますが、法人番号は、国税庁長官が法人番号を指定しまして、本店所在地に通知書を送付します。法人番号は広く一般に公表をされます。個人番号は、本市が住民コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより通知をいたします。個人番号カードを利用しようとする場合は、利用範囲を法律や条例に規定することとなっておりますので、それ以外の利用はできませんので、原則公表はされません。

次に、3点目でございますが、個人番号は社会保障、税、災害対策の分野での利用を目的としておりますので、年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護、児童手当、そ

の他の福祉の給付、確定申告などの税の手続などで申請書等に個人番号の記載をお願いすることになります。

次に、4点目でございますが、個人の責任となります。個人番号は生涯にわたって利用する番号ですので、なくしたり、漏えいしたりしないように大切に保管していただくようお願いをいたします。また、行政機関内での漏えいの懸念でございますが、当該防止について、制度開始に間に合うよう鋭意準備を進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 私のほうからは、5点目、6点目についてお答えさせていただきます。

まず、5点目のどんな場合に番号の記入を義務づけるのかについてでございますけれども、その概要についてお答えさせていただきます。

市民税の申告に関する規定でございますが、市内に住所を有する法人となった者が申告する事項に法人番号を記載していただくものでございます。

2点目には、市民税の減免に関する規定で、申請書記載事項に個人番号または法人番号を記載していただくようお願いするものでございます。

3点目は、区分所有家屋の天井高、附帯設備の程度の差に応じて所有者が協議して定めた補正の方法の申し出に関する規定で、申請書に記載していただく代表者について、個人番号または法人番号を記載していただくようお願いするものでございます。

4点目は、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の案分に関する規定でございますが、案分の申出書に記載する代表者について、個人番号または法人番号を記載していただくようお願いするものでございます。

5点目は、固定資産税の減免に関する規定で、申請書に記載する納税義務者について、個人番号または法人番号を記載していただくようお願いするものでございます。

6点目は、住宅用地に関する規定で、異動があった場合に申請書に記載する所有者について、個人番号または法人番号を記載していただくよう改正するものでございます。

7点目といたしまして、被災住宅用地の申告に関する規定で、被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例の申請書に記載する納税義務者について、個人番号または法人番号を記載していただくようお願いするものでございます。

8点目は、軽自動車税の減免に関する規定で、減免申請書に記載する所有者等について、個人番号または法人番号を記載していただくようお願いするものでございます。

9点目は、身体障がい者に対する軽自動車税の減免に関する規定でございまして、減免申請書に記載する減免を受ける方について、個人番号または法人番号を記載していただくようお願いするものでございます。

10点目は、特別土地保有税減免に関する規定でございまして、減免申請書に記載する納税義務者について、同じく個人番号または法人番号を記載していただくようお願いするものでございます。

11点目は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告に関する規定でございまして、申告書に記載する経営者について、これも同じく個人番号または法人番号を記載するようにお願いするものでございます。

12点目は、新築住宅に対する固定資産税の減免の規定を受けようとする者がすべき申告に関する規定でございまして、申告書に記載する納税義務者等について、同じく個人番号または法人番号を記載するようにお願いするものでございます。

13点目といたしまして、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする方がすべき申告に関する規定でございまして、これも申告書に記載する納税義務者等について、個人番号または法人番号を記載するようにお願いするものでございます。

以上が番号を記入していただきますように改正するものでございます。

6点目の税に関する市民のどのような行為につき、番号の記入がかかわってくるのかについてでございますが、先ほども市長のほうから答弁がありましたように、今回の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定によりますと、確定申告書、届出書、調書等に記載していただくことと理解しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、再質問ですけど、今、税務課長に具体的なところをお聞きしました、今回の条例案について。では、市役所の中にいろんな課があつて、この条例ができるということですが、従来からそうかもしれないけれども、このマイナンバーというのが動き出したときに、税務としていろんな照会事項が必要になると思う、役所の中で。そういうときにこの番号があれば便利だろうというのは、多分もともとマイナンバーをつくる時の一つの大きな原点であつたと思うんです。その中で、山県市の市役所の中で、税務課から見てどんなマイナンバーの利用が考えられるのか、想定されるのか、わかる範囲でお答えください。

それから、市長に再質問ですけど、いろんな付加サービスができると、住基ネットのときもそうでしたけれども、条例で定めることを前提にマイナンバーもそのカードも付

加的な利用ができるということになっているわけです。付加的な利用を広めれば広めるほど端末でカードと接触する、当然、それがカードの特徴ですから、そうすると、端末というものの性質として本庁の特定のコンピューターあるいは広範のコンピューターと比べてなおセキュリティーが甘くなるというのが、これは一般的な傾向だと私は理解します。そういうことを考えると、非常に不安が高まる現状では、カードの利用を広めるのは決してよいことではないと考えるんです。

住基ネットのときでもそうですが、最初の数年間で自治体から何千件、何万件の住基ネット情報が流出したという問題がありました。それを過ぎてからはとりあえずはないわけですが、今回の制度も始まったばかりの当分の間、多分数年間ぐらいはセキュリティーの問題の改善も多分追いつかないだろうということから、私は付加的なカードの利用というのは、マイナンバーにおいては当面見送るべきではないかというふうに通常な考え方でいくんですけれども、山口市はどのような方針でいくのかということを市長にお聞きしたい。

もう一点ですけど、住基カードの場合に山口市は職員に積極的にカードをつくるようにというような働きかけがあったとも聞くんですが、同じような懸念から、今回は職員に対しても同じように特に奨励することはやめるべきではないかなということも考えられますが、この点、市長はいかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） マイナンバー制度の導入の趣旨でございますけれども、そもそも番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人物であるよということを特定する、確定するための基盤でございます。これは法の趣旨からいきますと、社会保障、税の効率性、透明性を高めるために使用するという、そもそもの法律の原点でございます。先ほど市長が答弁いたしましたように、いろんな福祉とか災害とか、そういう個人を識別して重複のないようにするためでございますので、そういうために使うものだというふうに理解しております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 市長への再質問の一番上のセキュリティーに関することでお答えします。

まず、情報の範囲につきまして、今まで各機関で管理していた個人情報引き続き当該機関で管理することになっておりますので、番号が漏れますと芋づる式にこういった番号のデータ、情報が外に漏れるというような仕組みにはなっておりません。まず、こ

れが第1でございます。

また、カードを持っていると、それで使用すると漏れるというのは、クレジットカードのスキミングか何かの被害のことをおっしゃってみえるのかもしれませんが、カードはいわゆる証明書にかわるものでございまして、それならスキミングするというシステムになっているかどうかというシステム構築の話になってきますので、そうではなかったのではないかと思います。それが義務づけられてというシステムではないと承知しておりますので、スキミングの被害ということは余り考えておりません。

ただ、現在の段階でも、例えば山口市の場合はサーバー室の入室は虹彩認証といいまして、目の虹彩で認証をとっておりますし、あと、中間サーバーですとか管理端末の接続端末はセキュリティー対策の一つで生体認証、そうしたものでアクセス管理を行うとか、あと、ネットワーク環境に関しましても、専用環境を構築するということで、行政組織の内外、ともに漏えいのないようなシステム構築、マイナンバー制度の開始に当たってそういった対策を今とっておると、そういうことでございます。

〔「お尋ねしたのは、それで付加サービスはふやしていくのか、いかないのかということです」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（太田智倫君） 付加サービスにつきましては、現在、例えば番号制度を利用した独自利用事務ですとか、特定個人情報の庁内連携ですとか、個人番号カードの独自利用、あと、同一地方公共団体のほかの機関への個人情報の提供などは番号法の中で条例で定めることを求めています。

先ほど市長からの答弁いたしましたけれども、事務内容の見直しもあわせてこれを進めておりますので、そういったところで進めていく方向ということでよろしいかと思います。

○議長（上野欣也君） 職員指導が抜けておる、質問に対して。

林市長。

○市長（林 宏優君） 暫時休憩をお願いします。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前10時57分休憩

午前10時58分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 新しい制度でございますので、いろんな対策も必要かと思います

ので、特に積極的にではなく不定期に付加的なサービス等はしたいと思いますし、そして、改めて職員に加入しなさいとか、そういった思いは全くございません。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 役所の中の利用とかセキュリティーとかということの答弁もありましたが、基本的にはマイナンバーでカードができてきて、どういうふうに利用するかは、自治体が条例で定めれば、付加的なサービスができるというのが基本にありますよね。役所の中じゃなくて、市民が役所の公的サービスをカードを使って便利にできますよと国は宣伝しているわけです。積極的にやりましょうと言っているわけです。

今の再質問に対する市長の答弁は、当面は様子を見るので、すぐに積極的に広げていくということではないよというふうに受けとめました。そこはそれで、私は数年そういう方針が必要ではないかということ为先ほど質問したんですね。

そう言っていただきたいのと、もう一つ、最近の国はやっぱり積極的に広げたいよということを強調してきています。そうすると、付加的なサービスを広げていかない自治体に対しては、いや、もっと広げてくださいと、金銭的サポートも含めてかもしれないけど、積極的にプッシュしてくる可能性は高いと思うんです。それほど利用価値を高めたいというのが国の考え方ですから、そういった場合にも今の答弁の趣旨を少なくとも当面、数年は続けてほしいと私は考えるんですが、林市長の方針はいかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） そういった積極的に進めようという市長会の会議がございますが、私は余りそういった会議には実際には出席しておりませんし、当面はそういった事故等のないように、先ほど答弁させていただいたような積極的な考えは持っておりません。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 質問を変えてください。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、次ですけれども、議第58号の補正予算、資料の6ですけど、ここの23ページですが、23ページの中段あたり、教育費の教育総務費、事務局費として、説明のところに委託料、まちづくり振興券配布業務委託料50万円というのがあります。これについて学校教育課長にお聞きしますが、配布ということの内容はどういうことかという説明を求めます。それから、委託事業ということですけど、委託しなければならないのかということの必要性の有無、それから積算根拠、ここをお示してください。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

配布の内容につきましてですけれども、本年でいいますと7カ月分で約1,600万円、この振興券は1万6,000枚ということになります。

また、園児1人平均で考えますと約10万円となりまして、振興券では100枚平均となります。最高で計算上は462枚という家庭も出てくると考えられます。また、配布の世帯数は概算で130世帯程度となります。

ですから、印刷後の仕分け、封入、こん包、宛て先の記入、それから、管理を含めまして宅配業者へ預けるまでの業務を委託すると、そして、各家庭に確実に配布していきたいと考えております。

次に、委託の必要性についてですけれども、1点目は、学校教育課の担当者が通年でいきますと2万7,000枚ということになります。2,700万円分、これを130世帯程度に仕分けて配布までの作業行うことは大変困難であると考えます。

第2に、配布の時期が制度上3月の末から4月ということになりまして、その間、不定期に来庁される保護者が130人程度ということになりますので、これを窓口で金券対応をするということは大変困難であると考えます。

第3に、毎年2,700万円分の金券を窓口で扱うということになりますので、これは昼夜を問わず管理するには大変安全面で課題があると思いますし、また、金庫等保管場所の確保も難しいと考えております。

したがって、業者に委託することが安全で確実な方法でありまして、宅配であるため、保護者、市民の方にとっても安全性や利便性の面から歓迎される方法でないかと考えております。

次に、積算の根拠ですけれども、仕分けの作業、封入、こん包、管理等を含めて約20万円、配送料が22万円程度、そのほか100枚単位で封入する封筒等の印刷費等で8万円、いずれも消費税を込みまして50万円を予定しております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 配布の内容の説明と委託の積算もお聞きしましたが、確かに2,700万ですか、多いともとれるし、その程度かなというふうにもとれるわけです。これはそもそも山口市は振興券をずっとやっていて、いろんな部門で市民にお配りし、そういうシステムになっています。そのときって2,700万円よりははるかに多い額なんですけど、そうやって考えると、教育委員会がおっしゃるように、安全性だとか職員の手間だとかと

考えたときに、じゃ、従来からの振興券と比べてそれは本当に委託の必要性があることなのか、そこまでのレベルなのかということが疑問になるんですが、というので、従来の振興券の配布の方法や状況、職員の手間などについて、これは全体は多分市長か副市長、あるいはそちらのほうへお聞きして比較したほうが良いと思うんですが、という意味で従来の振興券の配布の手間とか金額とか、あるいは方法、委託の有無、そのあたりはどうでしょう、副市長ぐらいですか。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再質問にお答えいたします。

現在の山県まちづくり振興券の主管課といえますか、全体の取りまとめは私どもの企画財政課でやっておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

今般市長の公約で、幼稚園の保育料の助成ということで内部議論もしました。窓口という話もしました。ただ、一番の決め手は、市民の方がこの窓口に来て、実際現金に近いものですから、落とされた、もしくは盗まれたとかという安全性を考えますと、やはり窓口で配布というのは厳しいなということで、今回そういう制度にしたところがあります。

他方で、既存の制度につきましても、出産お祝い金なんか10万や20万ということがあります。これは今回のことをきっかけにしまして、今は窓口で出していますが、市民の方の安全性等を考えたときには、實際上、幼稚園の就園奨励費につきましては、年度末、来年度初めかそこらになりますので、今回のことをきっかけとしまして来年度以降の制度につきまして、多額のものにつきましては市民の方の安全性等を考えて、制度をもう一度検討したいなと思っているところでございます。

○議長（上野欣也君） 再々質問、変えます。

○9番（寺町知正君） 再々質問です。

○議長（上野欣也君） 再々やね。

○9番（寺町知正君） はい。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、教育委員会からの必要性とかの答弁いただいて、じゃ、従来からの既存のという言葉で今答えられた、いろんな種類のいろんな額の振興券についてですけど、今回の教育委員会の件も含めて、今後多額なものについては検討するというので、何となく教育委員会の委託の必要性がバランスがとれたかなと。逆に言えば、従来から見ると、10万円の出産の関係でも来ていただいてお渡ししていたわけですから、それが年間何十人かありますよね。そうやって比べると、初めから教育委員会は

委託ですがという選択が本当に必要だったか疑問が残るところですが、とにかく過去のことと今回の教育委員会、今の答弁では今後多額については検討しますということなんですが、これ、多分最終的に市長の方針で振興券がどんどん広がってきているし、私はそれはいいと思っています、多額なものもある。

市長が多額についてどういう位置づけを今後持っていくのか、教育委員会は今回委託ですというような形をとる、あるいは常に窓口という方針をやっぱり基本的に持ちたい。市長としては振興券を広げていこうという中で、どういう方針を持って市民にお渡ししていくのかということ、いかがでしょう。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） その点につきましては、よく今後検討してまいりたいと思います。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩をいたします。開会の時刻、20分から再開いたします。13分休憩します。

午前11時07分休憩

午前11時20分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 次に、議第58号、一般会計の補正予算ということで資料の6の予算書の25ページ、このページの右の一番下ですけれども、教育費、社会教育費の公民館費ということで、伊自良中央公民館の管理ということですね。報酬として一般事務嘱託員報酬、その他共済費も出ています。232万8,000円などです。この件についての説明では再任用を非常勤とするというふうに受けとめましたけれども、これは再任用を非常勤とするということは、単発のたまたまのこの案件なのか、それとも、こういう方針、いつからの方針に基づいて順次やっている転換なのかというところを確認します。

いずれにしても、この件について転換するということの理由と必要性、メリットというのはどういうふうなんでしょうか。それに対して当然転換することのデメリットも考えられると思うんですが、そのあたりはいかがですか。生涯学習課長にお願いします。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 御質問にお答えします。

今回、補正予算を計上しております一般事務嘱託職員の報酬につきましては、一昨年度に定年退職した者が昨年度伊自良中央公民館に再任用として配置され、本年度に入り嘱託職員として継続配置されたことによるものでございます。

賃金のように臨時雇用者を除き、人事配置については、人事を統括する総務課において行われており、人事上の自由度確保の観点から、年度末までの調整を必要としております。このことから、当初予算に反映できなかったものについて、今回補正予算に計上させていただいているものでございます。

本件については、昨年度に引き続き業務内容に精通した者を嘱託職員として雇用できたため、デメリットは特にございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 教育委員会は自分のところと違う全体のことを言われましたが、そこで、市長に再質問しますけれども、市長の方針ないし、市全体の人事の方針ということだと理解しますけれども、再任用の職員を非常勤としていくというのは、市長あるいは山県市の基本的な方針という理解でいいのかということと、6月に1件上がっているんですが、これはここ限りなのか、今後も順次、あるいは来年も出てくるとか、そのあたり市の方針を説明してください。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再質問につきましてお答えします。

議員も御承知のとおり、年金の支給時期が従来60歳からでしたのが、順次65歳までずれていってございまして、市の方針としましては、そういった60歳で定年になった職員が希望するような場合、年金や受給資格が得られるまでの年度の間、再任用で任用することができるというふうに考えています。それ以降、さらに雇用継続を希望されるような場合については、嘱託として雇用継続というような方針でございますので、いわゆる属人的なものとして今回の切りかえということでございます。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） じゃ、もうここでこれで終わりなのか、今の説明だと順次出てきそうな気がするんですが、そのあたりのこういうタイプの転換というのは何人ぐらいとか、いつごろとかというのがわかれば、ちょっと確認をしたいです。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再度御質問にお答えします。

方針としては、先ほどのつなぎという意味で再任用でございますので、今後こういったことはあり得ますし、今ここで何人ということではございませんし、御本人さんがやっぱり再任用ですとか再雇用を御希望されない限り、そういうこともありませんので、

何人ですということはお答えはちょっとしかねますので、よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 質問を変えてください。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） では、次ですけど、議第59号で介護保険の特別会計補正予算ということです。資料の6の36ページですけど、あるいは37ページも給与費明細書とかというのがありまして、ここには職員が4人減ということで2,306万円減という数字も出てきます。

そこで、今回他の会計でも人件費の増減があるということ、それから、介護保険が4人減員なんですけど、他の会計では人数に変動がない、理由は人事異動による増減というふうになっているわけです。

そこで、全体的なことなので、副市長にお尋ねしたいわけですが、全体像が非常に理解しにくい。介護保険で人数が減ったとか金額が変わる、他のところも金額がふえる、減る。そういったことはわかるんですけど、全体構造をどのように読み解いたらよいのか説明をしていただきたいということです。その概要とか背景ですね。

それから、特別会計の担当の健康介護課長にお尋ねしますけれども、職員4人が減るということの純粋な理由というのは、あるいはその事情というのは一体何なのかということ、あるいは通常を考えれば業務への影響はないのかなと思うんですが、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） それでは、お答えいたします。

まず、今回の特別会計、御指摘のように4人減ということでございますが、こちらは各施設からの派遣でこのような形になっております。それで、ここで4人減をした部分は一般会計へ2人ほど回しております。と同時に、関市と山県市が一緒にやっております組合のほうへ1人出向させております。と同時に、ちょうど人事までの間に1人退職を急遽されましたので、1人減で、4人減の部分は、一般会計2人、退職者1名、組合へ1名という形で人事をさせていただいております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

予算書36、37ページで減額補正となっております人件費は、山県市地域包括支援センターの正職員の人件費でございます。

当初予算でお認めいただきましたように、4月から山県市地域包括支援センターへ社

会福祉法人から3名出向していただいております。その方の人件費は負担金でお支払いをすることになっております。それによりまして、地域包括支援センターといたしましては、正職員4名のかわりに出向職員3名、再任用職員が1名異動になりまして、合計6名が勤務する体制となっております。より経験と知識のある主任介護支援専門員に来ていただき、サービスは向上いたしていると思っております。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 副市長の説明、大体理解できました。それから、課長の説明でも社会福祉法人から3名出向ということもわかりました。そのときの負担金で出しているということだと、じゃ、金銭的というか、財政的な評価をすると、例えば特別会計では2,306万円減ですが、負担金でふえていると、それはどこにどのような金額で出ているのか、その差し引き的な部分を説明してください。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

36ページのほうでは、退職手当組合の負担金もございますので、2,571万9,000円の減となっておりますが、出向3名の方の負担金は、当初予算のほうで計上させていただきました地域包括支援センター強化負担金ということで1,800万円の負担金が計上されております。その差額の分でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 退職手当の組合の分もありますということでしたが、単純な比較でいくと差し引きというような、人件費的にいうと2,306万円と1,800万円という比較、それとも、そのあたりは減っていますよ、負担金のほうが少ないですよということなら、市には財政的にも一定のメリットはあるのか、3名の出向という部分、4名の減員というふうに考えると単純比較もできないわけですけど、そのあたりの人がいわばかわるわけですね、それぞれの所属が。仕事全体としてはできてきますよという説明もあったんですけど、財政的に給与等が減り、負担金でという部分との比較、収支、プラス・マイナスはどういうふうに考えたらいいですか。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 36ページの一般管理の当初の予算の中、今回減額されている分は再任用の方の分も入っている人件費で、減額が先ほど申された2,300万ですので、単純に1,800万との差額が今回6名で人数が変わらなくてもそうなっているというふうに考えてよろしいかと思います。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番、尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 今、御指名いただきましたので、1点御質問させていただきます。

資料6と、ないし資料6―2に詳しく説明をいただいておりますので、その点から御質問したいと思いますが、保育料の無料化について、るる説明があるんですけども、細かい点は福祉課と学校教育課にある程度お聞きをしました。

そんな中で、保育所の保育料に関しては徴収をしていかない、自己負担はないという状況になります。また、幼稚園のほうに関しては、山県まちづくり振興券によってお返しをするという体制になるという段階で、子育て支援としての違いを、先ほども1点、学校教育課のほうでのまちづくり振興券については費用が少し出ておりました。そんな質問もあったんですが、これをまた幼稚園の方に徴収をしないとか免除するという形ですることできるのかなというふうに思うんですが、この点の子育て支援ということで、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） お答えをいたします。

まず、保育料の無料化と幼稚園保育料の助成の趣旨につきましては、全く同じくするものでございます。すなわち、県内で最低水準であります本市の合計特殊出生率の上昇を目指しまして、子育て世帯の生活を支援することによりまして、安心して出産しようとする機運を高めようとする、そして、それに力を入れる自治体をアピールすることによりまして、転入の促進と転出超過の抑制による定住化の促進を図ろうとするものでございます。

また、女性の活躍を図ろうとする中で、税金や社会保険料で103万円の壁ですとか130万円の壁と言われることがございますが、実はこの保育料や幼稚園の保育料にも同様なことが言えまして、家族所得がふえますと、これらの負担金もふえるということがございます。そうしたことに少しでも配慮しようとするものでございます。

そこで、幼稚園保育料の助成につきましては、現金等で助成するのも一つの方法であるかと思いますが、ただ、本市におきましては、現在まちづくり振興券を発行しております、子育て支援と定住促進に加えて、市内の商工業振興や地域活性化を目指して、この山県まちづくり振興券の給付により実施しようとする趣旨でございます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 今、まちづくり振興券を発行する話はよくわかるんですけど、それに対しては、保育園の保育料はまちづくり振興券ではなく、個人負担をなくすとい

う状況にあるというふうにお伺いしましたが、この点の違いをお伺いしたいと思います。

〔「違いって何の違いなの」と呼ぶ者あり〕

○10番（尾関律子君） 振興券で……。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 同じ労力、もらうという労力がかかりますので、まず、それがなくなるということが一番大きいことではないかと思います。人件費等も含めまして保育料を徴収すること、それがなくなることですから、事務処理上も非常に同じ金額の取り扱いとしては速やかな事務処理となりまして、メリットのある、私ども同じお金を使うことに関しまして、行政側としましては非常に大きなメリットがあることだと考えております。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 幼稚園の……。

〔「ちょっと暫時休憩して、中身をきちっと」と呼ぶ者あり〕

○10番（尾関律子君） 理解してみえないのかな。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午前11時36分休憩

午前11時37分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 議員お尋ねの方法論につきましては、内部では十分いろんなこと、メリット、デメリットがございます。ただ、市長のお話がありましたように、実用面としまして、まず、保育園につきましては、幼稚園と趣旨が違いまして、保育所の、昔でいうなら児童措置負担金ということで、市は今現在規則で定めて、上限3万8,500円と思いましたが、それを取っていることになっています。これを無料にしようとするのは、趣旨は御理解いただけたと思います。

他方、幼稚園も同じようにしたいんでありますが、市内に私立幼稚園がありますし、市外にも幼稚園はあります。高いところは調べますと月額5万円とかそれを超えるようなところもありまして、最終的には文部科学省のほうからの制度に基づく補助金を差引いた中であって、その額が確定するのは年度末になっちゃうんですね。実務面を考えた上で、保育園と同じ方法でやることはできないということで、じゃ、幼稚園に合わせるかということなんですが、保育園につきましては、先ほど市長の話がありました定住促進、子育て支援の効果が高い無料化にするという選択でこの方法を選んだものでございます。

以上であります。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位4番、藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまと同じような質問ですけれども、資料6の議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算の1号の中で、保育園の無料化に伴う中で、この間の説明で、現在市の在住しているのは411人ですけれども、市外の方は当然ながら従来どおりだと思うんですけれども、市外の方は一体全体何人あるかということと、例えば今結構シングルマザーの方もおるわけなんですけれども、在所もとに子供を置いておいて、自分は岐阜で働いておる、そういう人たちも対象になるのかどうか、その辺を説明、お願いいたします。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 御質問にお答えいたします。

現在、山県市内在住で、市内、市外の保育園に通園しております児童は4月現在で540名でございます。そのうち3歳児以上は411名ということでございますが、内訳は、5歳児が145名、4歳児132名、3歳児134名、2歳児71名、1歳児55名、0歳児3名でございます。このうち、広域保育ということで山県市外の保育園へ通園している児童は5名でございます。内訳が、3歳児が2名、2歳児が1名、1歳児が2名でございます。このうち、岐阜市の保育園へ通園しておられる方が4名、関市が1名でございます。また、このほかに反対に山県市外から受け入れております児童数は9名でございます。5歳児が1名、4歳児が1名、2歳児が3名、1歳児が4名で、内訳としましては、岐阜市から7名、関市から2名という状況でございます。これは広域保育という協定に基づきまして行いますので、年度途中で変わるということとはございます。

また、今回の保育料の無料化につきましては、山県市内に住所を有する保護者の方を対象にして、年齢が3歳から5歳までの児童の方を対象とするということになっており

ますので、市外に在住する方は対象とはなりません。

また、今最後に御質問ございましたが、市外の子供が祖父母等のところにおる場合ということでございますけれども、子ども・子育て支援法におきまして、給付認定を行う場合には市内に在住することが基本であり、保護者の住所地で給付認定を行うということになっておりますので、保護者として子供の保護をしておるということで、端的に言いますと住民票が置かれておるという方が対象になるということで、保護者の住民票があるかどうかということで判断するということになります。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君。

○12番（藤根圓六君） 理解できました。ただ、今後、特に私どものほうにあるんですけれども、どうしても働く場所がないということで、母親がどうしても自分で働かなければならないと、その間、やっぱり在所もとで孫を育てるという可能性は今後出てくると思うんですけれども、そういった場合、今後そういった対応も前向きに検討してもらうような要望をしておきます。

質問、変わります。

幼稚園で153人分の園児ということですが、市外はどのくらいであるか、また、今の件も同じような扱いになるかということをお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えいたします。

今回、対象となります153人は全て市内に住所を有する園児でございます。ちなみに、そのうちの131名は市内の幼稚園、ほかの22名は岐阜市や関市などの幼稚園に市内から通う園児ということになっております。

それから、国の幼稚園就園奨励費の補助金交付要綱、これに従って補助するわけですが、私立幼稚園に通う本市の住民である幼児を対象というふうに決められておりますので、何らかの家庭の事情により本市住民である祖父母宅に住所を置いている幼児であれば、これは助成の対象となります。

以上でございます。

○12番（藤根圓六君） 以上です。

○議長（上野欣也君） 藤根圓六君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ここで、山田産業課長から先ほどの質問に対する補足説明。

山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、福井議員の２点目と３点目の御質問に答えさせていただきます。

まず、２点目でございますが、元気な農業産地構造改革支援事業による生産性の結果ということについてでございますが、これにつきましては、この事業は平成26年度、昨年から行われておりまして、昨年は大桑機械化営農組合、こちらのほうで田植え機を２台購入しております。その結果、大桑機械化組合のほうでは、その前年の減収からプラスのほうに転じたということを聞いております。

次に、３点目の農林水産省の畜産クラスター事業の高収益型の有効性ということについてでございますが、これにつきましては農林水産省の畜産クラスター事業には高収益型の畜産体制構築事業と畜産競争力強化対策整備事業というのがございまして、前者につきましては、ハード事業がございませんので、山県市のほうではハード事業があります畜産競争力強化対策事業というものを活用しまして、先ほど申し上げた養鶏農家の２件の給餌機のリースの採択を得ております。これにより生産性の向上と効率化が図られたものと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○９番（寺町知正君） それでは、通告外で１点だけお聞きしますけれども、議第58号、補正予算、資料６の12ページですけど、上の段ですが、総務費の徴税費、賦課徴収費ということで、説明欄には住宅用地現況判読調査業務委託料150万円というふうに出ていますが、この委託費の経過とか使い道、内容、それから、委託をして、その結果というのはどのように予測するのかというのはいかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 御質問にお答えいたします。

経過といたしましては、皆さん御承知のように、平成27年の第１回の定例会の一般質問に対する答弁の中で、固定資産税の住宅用地の特例の適用漏れに関する調査を新年度早々に実施したいというふうに答弁したことに伴います調査を実施するものでございまして、基礎資料を作成する経費として150万円を計上させていただいたものでございます。

業務内容といたしましては、この業務は毎年実施しております固定資産税基礎資料の作成業務委託業務の中の土地と家屋のデータを利用いたしまして、宅地のうち非住宅用地、いわゆる非住宅用地、私どもでは約6,000筆ほどあるというふうに認識しておりますが、それについて調査対象一覧表などの基礎資料を作成するものでございまして、約３

カ月間ぐらいの期間が必要であることから、今回の議案を提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） じゃ、再度、税務課長にお聞きしますけれども、一応一定の今おっしゃられたような成果物なり、基礎的な整理ができてくるということになると、あとは具体的な3月にもお聞きしたような適用漏れなどの把握とか必要なら是正とかいろんなことがあると思うんですけど、具体的に委託料の成果物が出てきてから、その後はどのような形で進んでいくのか、あるいはその時期とか案件の見込みとかそのあたり、わかればお答えください。

○議長（上野欣也君） 石神税務課長。

○税務課長（石神 彰君） 先ほども申しましたように、委託をしましてから約3カ月ぐらいで成果物が出てくるというふうに思っておりますけれども、その後、資料が整理されましたら、職員が出てきた1筆1筆を土地家屋のデータと私どもが保有しております航空写真等から住宅用地の適用漏れがないかどうかを確認いたしまして、必要に応じましては、写真だけでは見れないとかというものにつきましては現地で調査を行う予定をしております。

現地には2人の2チームぐらいで分けまして、今のところ予定では二、三カ月かかるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、年内に調査を完了いたしまして、仮に還付が必要でしたら、年度内に処理をしたいなというふうに考えております。

以上です。

○9番（寺町知正君） これで結構です。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第64号 市道路線の廃止について及び請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願までの9議案に対する質疑を結びたいします。

日程第2 議第65号及び日程第3 議第66号

○議長（上野欣也君） 日程第2、議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について、日程第3、議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、以上2

議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長(林 宏優君) ただいま上程されました2案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、資料ナンバー9、議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例につきましては、市長、副市長及び教育長の給料の額について、山県市特別職報酬等審議会へ諮問し、27年6月3日に同審議会会長から、現下の厳しい社会経済情勢、本市の財政状況、県内市町村の状況等を勘案し、引き続き減額を行うことが適当である旨の答申をいただきました。

この答申を受けまして、市長、副市長及び教育長の給料の額を減額改定するため条例改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、市長、副市長及び教育長の給料の月額を、市長については82万800円から約10%減額をし73万8,000円に、副市長につきましては、67万6,000円から約5%減額し64万2,000円に、教育長につきましては、59万2,300円から約7%減額し55万円としていた特例措置について、改めて平成27年7月1日から平成31年4月26日まで延長する改正をするものでございます。

次に、資料ナンバー9、議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現行条例では、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の特例として、平成20年6月から平成27年4月までの間は給料月額に100分の20を乗じて得た額を合計することなく、単に給料月額に一定の率を乗じて得た額としております。この減額措置を平成31年4月まで継続するため一部改正をするものでございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(上野欣也君) 御苦労さまでした。

日程第4 質疑

○議長(上野欣也君) 日程第4、質疑。

これより、議第65号及び議第66号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上野欣也君) 質疑はないものと認めます。これを持ちまして、議第65号及び議第66号の質疑を終結します。

日程第 5 委員会付託

○議長（上野欣也君） 日程第 5、委員会付託。

議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例についてから議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例についてまでの10議案は、会議規則第37条第1項の規定により、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願は、会議規則第134条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（上野欣也君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

15、16日は総務産業建設委員会、18、19日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、23日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時56分散会

平成27年 6 月23日

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

(第 3 号)

平成27年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 6月23日（火曜日）

○議事日程 第3号 平成27年6月23日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（14名）

1番	操 知子君	2番	村 瀬 誠三君
3番	福 井 一徳君	4番	山 崎 通君
5番	吉 田 茂広君	6番	上 野 欣也君
7番	石 神 真君	8番	杉 山 正樹君
9番	寺 町 知正君	10番	尾 関 律子君
11番	武 藤 孝成君	12番	藤 根 圓六君
13番	影 山 春男君	14番	村 瀬 伊織君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優君	副市長	宇 野 邦 朗君
教 育 長	森 田 正 男君	総務課長	太 田 智 倫君
企画財政課長	久保田 裕 司君	税務課長	石 神 彰君
市民環境課長	奥 田 英 彦君	福祉課長	江 口 弘 幸君
健康介護課長	藤 田 弘 子君	産業課長	山 田 和 哉君
建設課長	長 野 裕君	水道課長	大 西 敏 彦君
まちづくり・企業支援課長	鷺 見 秀 夫君	会計管理者	遠 山 治 彦君
消 防 長	藤 根 好君	学校教育課長	渡 辺 千 俊君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上野欣也君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 石神 真君。

○7番（石神 真君） それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず2点ほどありますが、1点目は、市民環境課長に山県市の不法投棄のごみの始末ということでお伺いをいたします。

現在、山県市は、環境パトロールによるごみ収集が行われております。そこで、平成26年度においた資料を見ましたところ、1万510キロもあり、そのほか、職員による引き取り収集が年間26回と、いただいたこの資料によりますとそのように出ております。

そこで、1,140キログラムと伺っていましたが、この事業にかかった費用、処分費も含めてですが、総額幾らか。それと、不法投棄の看板、あちらこちらに立っておりますが、設置状況と、また、市道や林道脇、特に谷など、道路の川辺やなんか、あんなところ、にあった不法投棄のものに対する回収は、どのような対応をしておられるのかお伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

本市は、水と緑に恵まれた自然環境を有しております。環境を保全するため、山県市シルバー人材センターに委託して、環境パトロールを実施しております。高富・伊自良地域と美山地域の2班体制で年間80回のパトロールを行っており、この委託に係る費用は、ガソリン代を含みまして、平成26年度は206万8,000円でございます。環境パトロール員及び市民環境課職員で回収した不法投棄物やポイ捨てのごみの処理費ですが、約150万円となっております。総額で約360万円でございます。

不法投棄の看板の設置状況につきましては、自治会からの要望により、看板をお渡しして設置していただいております。不法投棄看板の交付枚数は、年度ごとで、平成22年度9枚、23年度11枚、24年度15枚、25年度5枚、26年度7枚でございます。ポイ捨て看板の交付枚数ですが、平成22年度10枚、23年度6枚、24年度3枚、25年度6枚、26年度

3枚となっております。

次に、不法投棄物への対応でございますが、市道、林道脇につきましては、環境パトロールにより回収しておりますが、谷などの危険な箇所につきましては、パトロールや市民の皆様より通報いただき、職員が対応しております。

不法投棄の通報がありましたら、山県警察署と連携し、現場確認を行います。行為者が判明できるものを発見した場合は山県警察署が捜査することになり、特定できた場合は行為者自身に適正に処理をさせております。行為者が判明しない場合には、職員で回収し、クリーンセンターへ搬入します。また、直接、山県警察署から市民環境課への不法投棄物の回収依頼がある場合もございます。この場合も職員が現場に出向き、回収しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 淡々とお答えいただきありがとうございます。

それでは、再質問という形になりますが、今御答弁いただいた中で不法投棄等の処理費、これが150万円という今の答弁の内容だったと思いますが、これはクリーンセンターへ払う分なのか、それをお聞かせ願いたいと。

もう一つは、看板の設置は要望があった自治会へお願いをしているとのことでしたが、担当課としては、その自治会へお願いした設置場所、これについてはどの程度把握をしておりますか。またわかる範囲でお答え願えればありがたいと。

それとまた、不法投棄の連絡があった場合は、警察と連携をして確認するとのことでしたが、山県市において、警察との連携によって確認した事例はあったか、またなかったのか。あれば何件ほどあって、どのような処理をしていたのか、3点ばかり、再度お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 再質問にお答えします。

1点目の不法投棄物の処理費約150万円でございますが、これはクリーンセンターで処理します不燃ごみ、粗大ごみ等の単価を計算し、推計で算出した額でございます。したがって、クリーンセンター管理運営費の委託料の中に含まれております。

2点目の看板の設置場所につきましては、平成21年度以前に設置した分を除きまして、平成22年度から26年分までの5年間で申し上げますと、不法投棄看板が、高富地域で16カ所、伊自良地域で10カ所、美山地域で21カ所でございます。少し長くなりますが内訳を申し上げますと、高富地区3カ所、富岡地区4カ所、梅原地区3カ所、桜尾地区4カ所、

大桑地区2カ所、伊自良北地区5カ所、伊自良南地区5カ所、北山地区2カ所、葛原地区1カ所、谷合地区4カ所、北武芸地区2カ所、乾地区7カ所、富波地区3カ所、西武芸地区2カ所でございます。

続いて、ポイ捨て看板のほうでございますが、高富地域が9カ所、伊自良地域2カ所、美山地域16カ所でございます。内訳としましては、高富地区2カ所、梅原地区3カ所、大桑地区4カ所、伊自良南地区2カ所、北山地区2カ所、葛原地区3カ所、北武芸地区1カ所、乾地区4カ所、西武芸地区6カ所でございます。

3点目でございますが、不法投棄の件で警察との連携で確認した事例は、最近の2年間でございますが、2件ほどございました。1件は、平成25年7月16日に県道伊自良・本巢線付近の林道への不法投棄の情報が市民の方からあり、もう一件は、平成26年6月23日でございますが、瀬見峡林道への不法投棄の情報が山県警察署からございました。

この2件は行為者が特定できそうな名前入りの投棄物がありましたので、立ち会ってほしいという旨の連絡がありました。2件とも回収いたしました廃棄物の重量をクリーンセンターで計量し、美山支所の倉庫内に一時保管し、行為者が判明いたしましたので警察が起訴または厳重注意を行い、行為者が費用を負担し、許可業者により山県市クリーンセンターへ搬入して処分しております。

不法投棄は犯罪でありますので、今後も不法投棄の早期発見に努めるとともに、悪質なものに対しましては、厳重に対処してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 再々質問にしようか、お願いだけにとどめようかとちょっと今考えておるところであります。まず1点目の管理運営の委託料には含まれているということで、もうこれは予算書を見ればわかりますので、オーケーです。

2点目ですが、過去5年間についてはよくわかりましたが、それ以前の看板に対しても、私が気づいた中ではやっぱり倒れているもの、汚れがついているもの、今の回収している人、パトロールしておる人たちをお願いしてでもいいから、少しわかりやすくするとか。市の担当課が出向いてまた誰かに頼むとか、そういうことを行っていたきたいと、速やかな対応をしていただきたい。

それと、警察との連携、これにつきましては、厳重に対処すると言われましたが、どこまで対処するのかなど。

最後に、環境パトロールをしていただいているシルバーの方には、時たま目につくんですが、カーブの手前にとめてあるとか、すれ違いにちょっと不便なところにあるとか、

よく目につくことがございます。一般の車が事故をやってもいけないし、パトロールをしていただいておりますシルバーの方がけがをしてもいけないので、車の位置など、きちっと作業するには安全を確認して、作業を行っていただくということで、担当課のほうからお願いをしておいてほしいと思っております。

また、不法投棄の厳しいまなざしは、やはり気がついた人だけではなく、山口市、市民全体がきちっと見ていくものではないかと。特に山口市は、きれいな川、山紫水明とうたっておりますので、そこにごみが流れていたり、ごみがたまっていては、やはり山口市の環境、また山口市をアピールする時点において恥ずかしいことじゃないかと思っておりますので、お願いということで看板等、また、作業員の方には、くれぐれも注意をしていただくようお願いして、次の質問に移ります。

続きましては、去年の12月、この3月と2回ほど、定例会で順次それぞれ質問をしてきました。今回で3回目、内容的には少しずつ変わってきておりますが、定住政策の進捗ということで。

山口市の美山北部地域を中心に、空き家を活用した移住促進の補助制度が、これは過疎地域移住者への空き家改修等支援補助金2,836万8,000円、その他移住定住ホームページ制作などには100万円と、また、ゲストハウス整備、これは工事、備品などの分が入っておりますと思いますが、250万が予算化されております。

そこで、ゲストハウスの整備ですが、北山と葛原地区で協力隊により進められております。私も美山支所の支所長と一緒に、説明を聞きながら現場を見てまいりました。この前、各常任委員会のほうでも見てこられたという話は聞きましたが、今の状況では、なかなか開設までには至らないのではないかと、そのように私は思ってきました。担当課としては、どのように今後早く開設できるようにサポートしていくのか、また、補助金の2,836万8,000円、これ、5件分も含めておりますが、以上について、まずお尋ねをいたします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 御質問にお答えいたします。

美山北部地域を中心とした空き家活用の補助金につきましては、石神議員もかねてから、ただいまもありました御発言のあったことと趣旨を同じくするものでございまして、いよいよ具体的な政策を実施していくことになったものでございます。

行政が手がけることとしましては、大きく分けて3つございます。

1つ目は、特に過疎化が著しい地域において、定住のために空き家を購入または賃貸される方に対しまして、取得費、賃借料、改修費等を補助しようとするものでございま

して、今年度の当初予算額としましては、ただいま御発言がありました2,836万8,000円の予算額を議決いただいているところでございます。なお、具体的な対象地区は、北山地区、葛原地区、谷合地区、北武芸地区、そして乾地区としております。

2つ目は、空き家バンクでございます。これは市全域を対象としておりまして、損傷程度が大きくはない家屋で、利用予定がなく、売却を希望されるものを登録していただきまして、移住を希望される方に対し情報発信することによる、マッチングを目指すものでございます。当然、民業圧迫は避けるため、賃貸や売買を目的として建設されたものを登載はしませんし、具体的な契約内容等については、市は関与することなく、当事者間で行っていただくこととしております。

3つ目は、こうしたことを初め、本市の魅力を知っていただき、移住を促進するための情報発信手段として、国レベルで運営されております全国移住ナビに加え、市独自の移住定住促進用のホームページの開設を目指しているところでございます。

他方、お尋ねのゲストハウスにつきましては、御発言のように、地域おこし協力隊が任期満了後の生活費を賄うために始めようとしているものでございます。そのため、市としましては、彼らの考え方を最大限に尊重してまいりたいと、まずは考えております。

彼らの予定では、北山地区のゲストハウスは、本来は夏休み前の7月オープンを目指して改修準備を進めているところではございます。しかし、今の進捗状況を客観的に見ますと、議員御発言のように、少々困難であるかとも感じます。

他方、葛原地区のゲストハウスにつきましては、9月オープンを目指しており、こちらは、まだ現段階で改修に着手してはおりませんが、東濃のほうから大勢の人足を予定しておりまして、現段階としては、間に合うかどうかは何とも言えない状況にはございます。

こうした中で、彼らをどのようにサポートしていくかということでございますが、まずは市としては情報提供でございます。彼らの個人レベルではなかなか課題をクリアできない場合に対応した、行政ならではの情報提供ですとか資材調達を含め、地元の方々の業者の方々等へつないであげることでございます。

ただ、彼らだけで困難な改修につきましては、市が直接手を差し伸べていくことは必要かとは考えております。つまり、行政が能動的にああしろ、こうしろというのではなく、なるべく受動的な立場に立ちまして、側面的、後方的な支援に努めてまいりたいと考えております。

なお、彼らの直接の窓口は、ただいま御発言がありましたように美山支所が対応しておりますが、支所も同様の考え方により接しているところでございます。

石神議員におかれましても、彼らがこの地に定住できますよう側面的なサポートをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 一生懸命、僕にも応援しようという答弁ですが、それは当然のことでありまして、その中で再々質問ということで、また質問させていただきますが。

まず、今3つに分けて答弁をいただきました。1点目と2点目につきましては、事前に活動準備をしていると思いますが、ホームページの開設もこれからだということですが、幾らホームページを開設したからといって、漫才やないですけど、開店休業、開店がらがらではだめですので、やはり少しは職員なりが営業に回る、このように心がけねば意味がないのではないかと。

そのためにはやはり美山支所、確かに支所が担当してございます。人数も限られておりますが、市長また副市長、総務課、それぞれの各担当課の人をお願いをして、できるものなら、特にこれは全国でも、この定住移住政策には力を入れております。少しでもよそより早く山県市に住みついていただければ、どこの市町でも過疎化をしております。そのためには、職員を1人でも多く配置をしていただければ、少しは戦力になるのではないかと、今以上に、そう思いますので、その点についてはちょっと考えていただければなど、私自身、思っておりますが。

それと、私自身、協力隊の、葛原にいます本庄さん、この人と草刈りをやっておりますので、そこまで出かけてゲストハウスの話をさせていただきました。こっちにやっぱり住みついてきちっとやっていきたいと、その中で、近所の方に田んぼを借り、田植えを教えていただきながら、その前の草刈りをしていたというところですが、話を聞くと、やはりこの地域が好きだから来たんですということもありました。

話をしながら、先ほど、課長の言葉ですけど、私たちも一生懸命応援していきたいからといってもう現場を見に来たんですよということを話させていただきましたが、このゲストハウスというのは、やはり協力隊ですが、任期を終えた時点、先ほども言われましたが、任期を終えた時点に帰って行ってしまっちは、本当に困るんですね。今、好きだから来たと。

だから、北山の方は、夏場だけできるような感じ。なら、オフシーズンはどうするんだというような側面的なサポート。私たちも、どこかで働くところがあれば、探してあげますよということとは言えますが、やはり本人がどこまでどのように考えておられるか。今の北山の方は子供さんも生まれて、特に北山では、何年ぶりかしらんの子供さんやということで、地元でも喜ばれておられます。

その点について最後の答弁をいただきますが、より濃い中身のある答弁をいただいて、私のこの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 石神議員の再質問にお答えをいたします。

まず、移住定住の関係の情報提供ということでお話しさせていただきます。

昨年8月に、内閣総理大臣が本部長を務めておりましたまち・ひと・しごと創生本部において、東京都在住の18歳から69歳の1,200人を対象に、インターネット調査というのが実施されました。

これによりますと、東京在住者の約4割の方が、地方への移住を検討、または今後検討したいと考えておられます。中でも、10代、20代の若年層は約47%、50代の男性も51%が地方移住に関心を示しておられます。そして、こうした数値は増加傾向にもございます。他方で、移住に関する情報が十分ではなく、働き口が見つからないといったことが移住する上での不安や懸念点となっております。

ところで、全国には1,500人以上の地域おこし協力隊がおられますが、彼らが移住する際の最初の情報収集手段の多くは、インターネットによるものでございます。興味の赴くままに次から次へとウェブページを閲覧していく、いわゆるネットサーフィンによるものでございます。現在、本市にも8人の地域おこし協力隊員がいますが、こうした方法により、本市へたどり着いたことも聞いております。

こうしたことを考えますと、ホームページの充実はとても有効な手段であると考えられるわけございまして、地方生活に対する不安や偏見等の固定観念を払拭できるような情報発信に努めるとともに、働き口を初めとする生活に密着した情報を初め、本市が実施しております、定住のために空き家取得費、賃借料、改修費等の補助制度や空き家バンクを総合的に発信していくことが大切であると考えております。

同時に、議員御発言のホームページ等だけでなく、個別の相談に乗れる体制づくりが重要だとも考えられます。現時点で美山支所が中心となって実施してはおりますが、議員御発言のように、庁内の連携を高めて、より充実していくことが大切であると考えております。

また、議員御発言のように、わかりやすいホームページの開設だけでは、私も不十分であると認識はしております。そこで、東京の京橋にあります移住・交流情報ガーデン等を活用したり、東京都の江東区の東京ビッグサイトで開かれる国内最大級の移住イベント、移住・交流&地域おこしフェアなどのような、都会で開催される移住に関するイベント等へ積極的に参加していくことも考えられますが、このようにして不特定多数の

相手呼び込むには、多額の経費も必要となつてまいります。そのため、職員の配置の充実というのがありますが、まずは山県市民一人一人が口コミの宣伝隊員となっていくことが、現実的な手法ではないかと考えております。

なお、移住に当たっての不安を取り除くには、お試し居住が有効であるとも考えられますが、本市の宿泊施設が充実しているとは言えません。そうした中で、今般地域おこし協力隊員が手がけているゲストハウスなどは、そうしたお試し居住効果も期待できるのではないかと考えています。

現在も、本市北部にはグリーンプラザみやまのコテージですとかバンガロー、その近くには北山交流センターがございます。今般、新たにこのゲストハウスを開設することになりましたら、多様な宿泊ニーズにより応えられるようになることとなります。そのためにも、このグリーンプラザみやま、北山交流センター、今般のゲストハウスがより連携することが大切であると考えており、それによって商業集積といいますか、観光集積というか、そのようなプラスサム効果が出てこないかと期待しておるところでもあります。

次に、地域おこし協力隊員の任期満了後のサポートでございますが、総務省が実施した定住状況アンケートによりますと、平成26年、昨年6月になりますが、に任期を終えた隊員366人のうち、その56%に当たる204人の方が任期後も現地や近隣自治体に定住し、なおかつ、その9割の方が任期後も起業や就職、就農をしております。

こうした中、昨年末ですが、総務省のほうからは、地域おこし協力隊員の任期満了の最終年次または任期終了翌年に起業する者に対して、1人当たり100万円を上限として特別交付税の措置を講ずるとの通知がございました。本市としましても、こうした制度を活用しながら、1人でも多くの方に定住していただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 石神 真君。

○7番（石神 真君） 再々質問かと思ったけど、再質問です。

どうも順番に行っておるので、大分僕も書類のほうで行き違いがあったので、済みません。今度が再々質問ということになります。済みませんね。今の答弁の中で、先の市民環境課とのやつも一緒になってしまって、申しわけない。

再々質問ということで入ります。

今の答弁の中に、本市の宿泊施設が充実していないというところがございますが、料理を出していただける施設といたしましては、北部地域では、やっぱり個人で経営されている朝日会館、それと、北山の交流センターは今、NPOで農家レストランをやっ

ておられるおんせえよお〜のおばちゃんたち、この人をお願いすれば料理を出していただけののではないかと。そうすれば、自分で自炊しなくても、泊まって、市内の中をよく見ていけるのではないかというところでございます。

また、グリーンプラザみやまのコテージ村やキャンプ場、ここら辺にしますと、やはり今回開設しようとしているゲストハウスと、どちらかといえば同じような形になっておりますが、その中でやはり魚釣りや登山、その他観光を目的とした利用ではないかというように思っておりますが、今言われましたように、お試し移住、これになかなか来られるのかなと1点は思いますが、どちらにいたしましても、本市が協力して市外にやっぱり発信していくのが成功の大前提ではないかと考えておりますが、先ほども課長が答弁いただきました任期满了後には対処ですが、国が1人当たり100万円を上限として特別交付税措置を講じるともお答えいただきました。

山県市としては、国がここまでするのなら、本市としてはどのように今後また考えておられるのか、この2点ほどについて再々質問ということになります。

これで本当に私の6月議会の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） それでは、再々質問にお答えいたします。

とにかくストレスをため込みがちな現代社会において、本市の自然環境は、それを癒やしてくれるのに十分な自然の恵みを有しているものと思っております。そうした中、市民の方の中には、本市近郊を初め、都会から訪れられることを望まれない方がおられることも承知いたしております。

しかし、交流人口につきましては、本市の第2次総合計画の人口フレームの1つともしておりますように、その増大は、地域の活性化のための重要な視点の1つだと考えております。そのため、先ほどもお答えしましたが、グリーンプラザみやま、北山交流センター、ゲストハウス等の観光集積を目指し、互いに連携して発信力を高めていくことが大切でございまして、市役所におきましても、観光所管課を初め、セクションにとらわれない発信に努めていかなければならないものと考えております。

次に、地域おこし協力隊員の任期满了後、1人当たり100万円を上限とする国の特交措置の活用につきましては、先ほどもお答えしましたように、まずは彼らの考え方を最大限に尊重する中で、こうした制度の活用も視野に入れつつ、なるべく受動的な立場に立ちまして、側面的、後方的な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位 2 番 影山春男君。

○13番（影山春男君） 議長の許しを得ましたので、空き家対策について副市長、または建設課長にお伺いをいたします。

昭和から平成へと時代が移り変わる中で、日本経済は高度成長を遂げ、社会情勢は目まぐるしく変貌してまいりました。経済成長の反面、人口が減少し続けてきたことも現実です。それまで、田舎または路地を歩いても、大勢の人が住んでいて活気に満ちていました。また、商店街も非常に活気づいていました。

そんな現状の中、自動車が生活必需品として普及する時代を迎えたが、商店街は駐車場不足で悩まされていて、駐車場設置は夢物語と言われている時代となり、今では非常に懐かしい思い出の時代でしたが、それがバブル崩壊を機に経済の衰退と縮小を招き、まちがどんどん衰退してしまい、空き家が目立ち、人の交流が激減してしまい、かつてのにぎわいを知っている者にとっては何とも寂しい思いがします。

国でも今、空き家対策として、更地に対する税金の高さと建物が建っている税金とでは非常に大きな差が生じて、建物を壊さない人たちが多く存在をしておられます。この制度を逆の方向性で検討されておりますが、土地所有者が売買しやすいということです。

そこで、次の質問をさせていただきます。

平成24年第3回の定例会の一般質問で、他の委員からの空き家、すなわち廃屋の処理と対応について問われた折、副市長の答弁では、早い段階で地域の実態を調査して、関係課と実情に合った検討をされると言われておりましたが、お伺いをいたします。

2つ目、現在、山口市にどのくらいの空き家があるのでしょうか。

3つ目、空き家対策の必要性について、どのような認識を持っているのか。

また、副市長には、平成24年の第3回の質問に対する実態調査と、関係課との実情に合った検討をするとの結果はどうであったのか、経過と報告をお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 長野建設課長。

○建設課長（長野 裕君） 御質問にお答えいたします。

1点目の本市における空き家の数についてでございますが、5年ごとに国が行っている住宅・土地統計調査の平成25年調査の結果が本年1月に公表をされておまして、その結果によりますと、本市の状況は、住宅の総数1万1,240戸に対しまして、空き家の数は1,510戸となっております。また、空き家の率といたしましては、約13.4%となっております。

なお、全国的な平均の数値ではございますが、13.5%となっておりますので、おおむ

ね平均的な数値ではなかろうかと言えます。

次に、２点目の空き家対策の必要性和認識についてでございますが、空き家は個人の資産でございますことから、所有者等がみずから適正な管理を行うことを原則とした上で、適正な管理が行われていない空き家等が、防犯、防災、衛生、景観等の面で地域の住民の生活環境に多大な影響を及ぼすことになりまして、住民生活における環境保全のため、放置されていることが不適切な空き家への対処の依頼や、今後、危険な状況へ移行することとならないための防止及び新たな空き家等の発生とならないような抑制が必要ではなかろうかと考えております。

今後につきましては、法律に基づきまして、空き家等の情報に対して所有者や地域の方々の御協力をいただきながら、適正な管理の促進や空き家の有効活用を含めた対策を講じてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君）　宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君）　御質問にお答えいたします。

廃屋対策に係る検討につきましては、平成24年第３回の定例会の後に、10月23日に関係課長による廃屋対策関係課長会議が開催され、関係各課の担当者によります廃屋プロジェクト会議が同時に立ち上がりました。なお、関係課ですが、総務課、企画財政、市民環境、建設、消防本部の予防課で構成をいたしておりました。

その後、同年度中に４回のプロジェクト会議を実施しまして、本市の実情と対策について検討、研究を行ったところでございます。

そのような状況の中、岐阜県が平成25年に、県民が安心して暮らせる住環境を確保することを目的といたしまして岐阜県空き家等対策庁内連絡会議を設置し、また、平成26年７月17日には、県民の生活環境の保全に必要な施策を総合的に推進するために、岐阜県空き家等対策連絡協議会が県、そして市町村及び建築士会などの関係団体が参加して設立されたところでございます。

本市も当初から参加し、空き家に関する情報などの共有と対応に関する指針などについて検討し、あわせて、空き家対策に関する国の動向や他の市町村の動向についても、随時協議を行ってきたところでございます。

そうした中で、国によりまして平成26年11月27日に、空家等対策の推進に関する特別処置法が公布され、防災、衛生、景観、生活環境の観点などから、適切な管理が行われていない空き家などに対して、行政としての調査や助言、指導及び行政代執行までが法的に可能な状態となり、本年５月26日の全面施行に至ったところでございます。

なお、現在の本市の状況でございますが、5月26日の法令施行後、実務を行います市町村に対して国が開催しました法令に基づく措置の適切な実施を図るためのガイドラインなどの説明会に積極的に参加し、適切な対応をとるべく検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） どうも御答弁のほう、ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

空き家対策について、それなりに努力をされているようですが、なかなか思うようにならないのが今の状況だと思っております。総務省調査では、全国の総世帯数5,462万に対して、総住宅は6,063万戸と家余りの実情も浮き彫りになったわけで、7戸に1戸が空き家になる計算です。これは国の施策が供給過剰を招いたものであり、方針転換しない場合、2040年の空き家率は43%に達すると計算をされております。

これは住宅政策特例に一因があると思うのですが、全国350自治体が空き家の解体の適正管理を進める条例を制定しておりますが、本市でも具体的な考えはあるのでしょうか。また、県内13市町村において空き家バンク制度があり、情報を共有しているのですが、本市はその制度をつくる考えはあるのでしょうか。

補足として申し述べておきますが、先般、国では危険空き家は強制撤去すると、市町村の権限が強化された特別措置法が全面施行されました。これは、市町村は治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に、撤去や修繕を勧告、命令できる規定であり、命令違反には50万円以下の科料を課し、強制撤去を可能としたものです。また、勧告を受けた物件には、固定資産税の優遇を受けられず、税金が6倍となる自治体の権限が法的に位置づけられ、対策が本格化したものであります。

以上を踏まえて御答弁をお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えいたします。

今般、国におきまして空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことによりまして、本市としても空き家の対策についての方針や対応につきまして、市民の皆さんに示す必要がございます。今後は本市における空き家の現状や影響などを把握した上で対策の調査研究を行い、空き家に関する本市としての対策を打ち出していきたいと考えております。

また、空き家バンク制度につきましては、先ほどの石神議員の御質問の中でも企画財

政課長が答弁をしておりますが、本市は、ことし4月1日から、空き家の有効活用と定住促進を目的としました山県市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱を施行しております。現在、ホームページにより登録情報を募集しております。さらに、美山地区の対象地区に存在する空き家の有効利用と定住促進を図るため、ぎふ山県市田舎暮らし空き家活用支援事業補助金の制度についても4月1日から施行をいたしております。

今後は、両制度の目的達成のため、市内外の情報の発信とPRに努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） ありがとうございました。

それでは、再々質問として質問をいたします。

新たな空き家等の発生とならないような抑制が必要であるということ、また、空き家等の情報に対して所有者や地域の方々の御協力を得ながら、適正な管理の促進や空き家の有効活用も含めた対策を講じていきたいとのことでありますが、早急に対策を行っていただきたいと思います。

また、ぎふ山県市田舎暮らし空き家活用支援事業補助金制度を4月1日、施行しておるとのことですが、現在の状況を、簡単でよろしいがお知らせいただきたい。よろしくをお願いします。

○議長（上野欣也君） 久保田企画財政課長。

○企画財政課長（久保田裕司君） 再々質問にお答えをいたします。

この空き家バンク等につきましては、昨年ころからですが、特に美山北部のほうにおきまして、支所等へ空き家がないかという、利用したいような意向が20件程度、また逆に、家を、今住んでいないから売れないものだろうかというような、そういうような売却的な意向がせいぜい20件程度ありまして、今年度から新たに制度を始めることになったものでございます。

現時点で、利用者登録、要は町なかのほうから移り住みたいんやが、いい空き家がないかということでの登録が、まだ始まって間もないんですが、今のところ2件ほど、家族の方がおられますので、たしか10人ほどだったと思います、の方が登録、2件が登録されております。

また、売ってもいいというような情報につきましては、今のところは1件で、美山支所長によりますと、今交渉中が6件ということでございます。何でも空き家なら登録していいというものではなくて、やっぱりもう壊れそうなのか、大規模改修が必要な

ところは登録できないというさまざまな条件がございまして、今、売ってもいいというところは1件あるということでございます。

特に市内、空き家につきましては、当然、必ずしも美山北部に限ったことではなく、町なかでも空き家はふえているというのは私も十分認識しております。ただ、美山北部につきましては、特にこれを皮切りにという感じで、まずは北部のほうを中心に、美山支所のほうがPRをしているわけですが、感触としましては、こんな田舎のほうのこんな家が売れるわけないというか、借りてもらえるわけないというのが、やっぱり所有者の方の本音のようでございます。

そうではないんやということを、実績をたくさんつくりますと、あっ、ここを登録していけば借りてもらえるんだとか、買ってもらえるんだというような実績をつくることによりまして、美山北部を初め、市の南部のほうでもこれが活性化していくものではないかということで、実績づくりを目指して、先ほど副市長からもございましたが、まずは有利なこういった制度、まだまだ大々的に宣伝はしておりませんので、今後啓発して活用していただき、活性化の一助となるようにつながっていくことを目指しておるものでございます。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 質問をかえてください。

影山春男君。

○13番（影山春男君） 空き家対策のはこれで終わりました、次、ふるさと納税の推進と魅力アップということで、総務課長にお伺いをいたします。

ふるさと納税は、都道府県、市町村に対して寄附すると、寄附金のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで、原則として所得税、個人住民税から税額が控除される制度であります。

自分の生まれたふるさとや応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象になります。平成27年度税制改正大綱によれば、特例控除額の上限が個人住民税、所得税の1割から2割に拡充され、給与所得者等の確定申告を省略する制度、いわゆるふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されたことで、このことによって今年度より、ふるさと納税を利用する際の手続上のハードルも下がり、利用者及び寄附金額が増加することが予想をされます。

近年では、自分のふるさとよりも魅力あるPRや積極的に取り組んでいる自治体に寄附をする傾向が強くなり、ふるさと納税への取り組みは、積極的でない自治体とは大きな格差が見られています。こうしたことから、納税者の税の使い道に対する自覚意識が

高まったことや、各自治体にみずからの魅力を一層磨き、全国にPRしなければならないという意識が高まったことなども事実だと思います。

本市のふるさと納税の注目度はまだまだの現状だと思いますが、今後の取り組みに期待して、次の質問をいたします。

1つ、ふるさと納税の始まって以降の実績は。2つ目、ふるさと納税が始まって以降、他の自治体に寄附が行われた実績は。3つ目、ふるさと納税の特典の内容について、工夫された点はあるのか。4つ目、ふるさと納税のPR方法は。5つ目、今後の取り組みで、強化すべき点は何か。

ちなみに、大垣市はポイント制度を導入して、寄附した人に額に応じたポイントを贈る、たまったポイントは、特典として市の特産品と交換したり、観光、体験イベント等、何にも活用できるとのことです。この制度ができてから1カ月余りで382件、677万円の寄附を受けており、連日申し込みがあり驚いているとのことでもあります。これは一考を願うものですが、以上5点のお答えをお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 議員の御質問にお答えします。

いわゆるふるさと納税制度については、制度としては寄附税制でありまして、寄附税制の本来の姿というのは、今回、寄附の対象は自治体等ですから、その自治体等の施策ですとか、そういったものに賛同して寄附する。当該寄附に対して税制の優遇を行う。そうした仕組みに加えて、お礼の品をもらうことができる。そういったものと理解しております。

ふるさと納税制度に否定的な意見は、何かいいものをお礼としてもらえるから、その自治体等の施策や方針は全く無頓着に寄附しようということであれば、本来の趣旨から外れていまして、過度なもの、換金性の高いものについてはなおさらであると、そうした論旨であろうかと思います。

ところで、総務大臣は、平成27年4月1日付総税企第39号地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等についての中で、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこととして、寄附の募集に際し、返礼品、特産品ですが、その送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を禁止するとして、返礼品の価格や返礼品の価格の割合、寄附額の何%相当などの表示を、あと、各地方団

体のホームページや広報媒体等における表示のみではなく、ふるさと納税制度を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供、これも含みまして禁止するということを掲げております。

また、ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用されるような仕組みであることを踏まえ、換金性の高いプリペイドカード等、高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品は、ふるさと納税の趣旨に反する返礼品であるとして、送付しないようにとあります。

なお、ふるさと納税の返礼品を受け取った場合の当該経済的利益については、一時所得に該当するものであるとしてもしておりますので、年間50万円を超える返礼品の受け取りは、寄附者にとっても確定申告の際、御留意していただくことになります。

一方で、地方創生を促進する観点から、これまで以上にふるさと納税の制度を活用して、地方のさまざまな取り組みを応援してもらおうという趣旨で、議員御指摘のとおり、寄附枠が2倍になり、制度の利便性の向上が図られるなど、制度が拡充される方向にあります。

ふるさと納税の制度が始まって、地域への応援の輪がさらに広がり、地域活性化やふるさと納税をきっかけとした地域間交流が促進されるなど、地域の創意工夫というものがより発現をされて、ふるさと納税という制度が動機づけになって、そこからさらにさまざまな形で交流や地域が活性化する、そうした事例が見られるようになってきております。

また、それぞれの自治体にいろんなものがある。食べ物に限らず、地域のすばらしい産品、体験型の交流がある。それをなかなか広く日本中に周知することができない。ふるさと納税という制度が、そうした自治体の魅力を全国発信するよい契機になっている面、こうしたふるさと納税という制度をより前向きに、より積極的に捉える肯定的な意見がふえてきているところです。

議員から御質問のうち、1点目のふるさと納税の始まって以降の実績については、平成20年度から平成26年度まで185件、849万3,392円。平成27年度に入りまして昨日まで、6月22日現在ですが、さらに19件、127万2,188円の寄附をいただいております。

2点目のふるさと納税が始まって以降、ほかの自治体に寄附が行われた実績は、山県市民がふるさと納税をして寄附申告をされた件数のうち、山県市へ寄附し申告もしたであろう件数を減じて、推計であります。推計したところ、平成20年から平成26年まで、これは年度ベースではなく年ベースであります。220件、841万6,600円となっております。

す。

3点目のふるさと納税の特典について工夫された点については2点。1つ目に、平成26年8月中旬に、インターネットを活用したクレジットカード納付を開始したこと、2つ目に、1回1万円以上寄附していただいた方への感謝の気持ちとして、3,000円相当のお礼の品の進呈を開始したことが挙げられます。

当該お礼の品の選定につきましては、以前は本市に5,000円以上寄附していただいた場合について、本市のよさを知っていただくため、お礼として本市の四季折々の映像をおさめたDVDをお送りしておりましたが、平成26年8月中旬より当該DVDにかわって5品、黒ニンニク、連柿、早矢仕ライス、カモ鍋セット、カモ串セットをお礼という良識的な範囲内で選定し、御好評いただいております。昨年度に御寄附いただいた方が、今年度も再び同じ品を選んで、寄附していただいたような事例もございました。

また、他市町では、お礼の品の進呈を市外在住の方に限定している例が見られますが、本市の場合は、寄附者の住所地が市の内外、また、法人、個人の別を問わず、山県市の発展に寄与したいという崇高なお気持ちへの返礼として進呈しております。

4点目のふるさと納税のPR方法については、現在、民間のふるさと納税専用のインターネットへの掲載及び年2回の広報やまがたによる告知を実施しておりまして、前年の1月から12月までの寄附金について、それぞれの使途要望を反映した事業に充当させていただいていることもあわせてお知らせしているところです。

5点目の今後の取り組みで強化すべき点については、1つ目に、例えば今議会に御提出申し上げました補正予算案で御説明しているところですが、3歳以上児保育料の無料化など、山県市独自に打ち出した施策について、どんどん応援したくなるようなPRの強化、2つ目に、山県市ブランドの強化につながりますお礼の品のラインアップ強化が挙げられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） 再質問をいたします。

ただいま多岐にわたる質問事項に御答弁をいただき、ありがとうございました。

今の答弁を聞き、次のような質問を再度いたします。

1点目、ふるさと納税で平成20年度から26年度まで185件、849万3,392円、そして、27年度において19件、127万2,188円の納税があったとの答弁でしたが、全国では、ふるさと納税が市税、町税を上回る歳入がある市町が現実にあります。そこで、山県市を取り巻く近隣の市町村の状況はどのようなのでしょうか。

2点目、ふるさと納税の特典について工夫されたことをお伺いしましたところ、平成26年8月中旬より、当該DVDにかわり御礼として5品から1品を選んでいただき、大変好評をいただいているとのことでしたが、そこで、寄附のメニューを商品、物ではなくて、商品以外のアイデアが必要だと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

3点目、PRの方法について、インターネット掲載及び年に2回の広報によるPRをするとのことでしたが、市内で行ういろんなイベントなどでもPRしてはどうかと思うのですが、どう思っているのでしょうか。

4点目、今後の取り組み強化についてお伺いしましたところ、保育料の無料化、また、山県ブランドの強化につながるとのことでしたが、これからどんどんふるさと納税も競争が激化してくると思います。

そこで、特典の工夫と、ポイント制とか、支払い方法など、いろいろ検討が必要になると思いますので、プロジェクトチームを立ち上げるなど、効果的な取り組みはできないのでしょうか。

以上4点をお伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） それでは、再質問にお答えいたします。

1点目について、県内で市税、町税を超える寄附金収入を得ているという例は、残念ながら承知しておりません。近隣の市町では、各務原市、笠松町などが工夫しておられるものと認識しておりますが、ガイドブックですとかホームページなどを拝見して把握しているのみでございまして、各市町村間の競争が激しくなるとすれば、これからかと存じます。詳しいところ、国ですとか、県ですとか、そういった件数、数字というのは、なかなか聞いても答えていただけないというような現状にございます。

2点目について、体験型、ポイント制、商品以外にもさまざまな取り組みをされている先例が既にございますが、それぞれ一長一短があるものと考えております。議員御指摘のとおり、アイデアが必要かと存じますので、地方創生を推進する観点から、時期を逸することなく実施してまいりたいと思います。

3点目について、ふるさと納税の件数、金額が年末に向けて増加する傾向にございます。人が多く集まるイベントで、そうしたタイミングでふるさと納税をPRすることは、議員御指摘のとおり効果的かと存じます。

4点目について、今後の取り組みで強化すべき点として2点挙げさせていただきました。山県市施策のPR、山県市ブランドの強化、ともに1つの課で対応できるものではございません。ただ、本市は、課の垣根を越えて協力しやすい、すばらしい組織文化を

持っております。全職員の英知を結集し、全庁的な取り組みをしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 影山春男君。

○13番（影山春男君） 先般、自治体に寄附が行われた実績について、同僚議員のチラシを見せていただいたんですが、山口市は、実質的にマイナス効果に甘んじているとのようなもろもろでしたが、今後よく検討の上、素晴らしいふるさと納税の魅力あるものになるよう努力していただくことをお願いして、私の全質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。15分間休憩いたします。再開、11時20分。

午前11時05分休憩

午前11時20分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 市民の声とか願いをこの議会にぜひ届けたいという思いで、この間、私、いろいろなことをやってきました。きょうは新人の議員ということで、第1回目の初めての一般質問をさせていただきます。きょう、多くの市民の皆さんも傍聴に来ていただいているんですが、この山口市を住みやすい山口市にしていくために、私も全力で、皆さんと一緒に頑張っていきたいということを最初に申し述べます。

それでは、通告に基づいて御質問させていただきます。

まず第1点目は、山口市全域に、早期に、デマンドバスを実現するためにということで、市長にお伺いいたします。

山口市では広域合併化とともに高富中心部への大型小売店の進出により、地域のお店の利用が減る中で地域のお店がなくなったりして、生活の基盤が崩れてきています。また、ことし、今月の11日に改正された道路交通法では、75歳以上の高齢者の免許の更新を厳しくするというようなことも決められました。そのような中で公共交通というのは、憲法第22条の居住、移転及び職業選択の自由、そして第25条の生存権、第13条の幸福追求権を集合した新しい人権の1つでもある交通権を保障するものとして、その重要性を増していると思います。

そこで、最初に、この人権の1つでもある交通権を市長としてどのように捉えておられるか、お尋ねをします。

2点目に、山口市は、市民の足を確保して、まちづくりの一環として公共交通を整備するために、2012年に山口市公共交通会議が創設されました。市長はその第1回の山口市公共交通会議の冒頭の御挨拶の中で、市民から苦情も多い、空気バスと言われる状態を改善したいと述べられました。

その後、山口市では膨大な各種調査等を実施され、山口市の公共交通連携計画が策定されました。その策定に基づいて、現状の一部の路線とか、バス停の見直し等が部分的に進められてきました。にもかかわらず、あれから3年たとうとしているんですが、いまだに昼間の時間帯はほとんど利用者がいない空気バスが走っていて、抜本的な改善につながっていません。このことは、多くの市民の皆さんが日ごろから感じられて、誰もが知る事実ではないかというふうに思っています。

そこで、2点目に、3年たっても市民がなかなか利用しにくい現状が解決されていない原因、市長はどのようにお考えでしょうか。

3点目、国土交通省の平成20年の全国調査によれば、高齢になるほど歩行可能な距離の短い人が多くて、後期高齢者、75歳以上の方は、500メートル以上歩行できない人が5割近くいるというようなデータも出されています。また、今日では、高齢者の生活行動半径は700メートルとの調査結果も出ています。

このような中で、私は多くの市民の皆さんの対話を通じて、バス停までの距離が非常に遠くて、バスに乗るのに不便を感じる方や、病院通いに非常に苦勞をされている方のお話、それから、買い物に行くにも、遠くのバス停まで出かけて、帰りは非常に重い荷物を持って自宅まで帰る大変さを訴えられました。お米2キロを持つのは非常に大変だという実感も教えていただきました。

そういう多くの市民の皆さんの声、また、花咲きホールで各種のいろんな文化行事が行われています。こういう文化行事にもぜひ参加したいけれども、花咲きホールまで行く足がないので諦めているというようなお話も聞きました。こういう声をお聞きするにつれて、玄関から玄関へのデマンドバス、いわゆる乗り合いタクシーを走らせてほしいという市民の願いは、山口市全地域の高齢者や交通弱者の皆さんの願いであるということを実感してきました。山口市が行った調査結果、これは連携計画というのがつくられまして、このように膨大な資料にまとめられておりますが、これからも市民のこうした願いは明らかです。しかも高齢者の方や交通弱者の方は、一日も早い実現を願っています。

そこで、3点目にお聞きします。住みやすい山口市づくりを公約にされている市長として、こうした市民の切実な願いについて、どのように受けとめられているかお伺いを

したいと思います。

そして、最後に、最近、第2期の総合計画が策定されて、市長も機会あるごとに触れられているトランジット構想、トランジットとは、通過する人という意味で考えるとわかりやすい、乗りかえなしで行けない場合、一旦おりて乗りかえるというような意味だということですが、この構想に触れられています。

この構想の中に、例えば、バスターミナル整備構想とあわせて、デマンドバスも視野に入れてという文言もありますが、この構想のよしあしは別として、実現は4年先の話になるわけですね。これでは市民の切実な願い、声というのは、これからもずっと先延ばしになっていくと思います。

山口市では、高齢化が進む中で、デマンドバス実現という高齢者の切実な要望は全市的に待ったなしの状態だというふうに思っています。市民が利用しやすい便利なデマンドバスの実施は長期的な課題とせずに、バスターミナル整備構想案とは別に、一日も早いデマンドバスの全市的な実施が必要だと考えます。

そこで最後に、この早期実施に関しての市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず、交通権につきましては、個人の各種障がい等にかかわらず、公共交通機関により移動できる権利のことと認識をいたしております。移動権と言われることもあります。が、いずれも日本国憲法には規定されておらず、この権利をめぐって争われた裁判におきましても、当該権利が認められた事件はないものと認識をいたしております。

ちなみに、欧米主要国でも、フランスを除けば交通権を規定している国はないとも言われております。こうした権利の保障に関しましては賛否両論あり、国におきましても平成22年度の交通基本法の草案検討の際にも議論されましたが、結果的には、明記することは見送られたところでございます。

こうした中にありますが、私は権利の保障という考え方よりも、交通弱者と言われる方々を初めとする、多くの市民のための持続可能な地域公共交通施策を積極的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、デマンドバスについてでございますが、議員も御承知のように、一口にデマンドバスと言いましても、方法はさまざまございまして、タクシーのような仕組みで格安の値段で運行できればよいのでありますけれども、財源面等を考慮すれば、なかなか現実的ではないというところもございます。デマンド、つまり予約型にすれば、乗車の

ない運行を避けられるなどのよい面はございますが、新たに、反対に予約をしなければならなくなるのを望んでいない市民の方もおられます。

そこで、一般的な乗り合いとデマンドの長所と短所を踏まえ、地域の実情に応じた適正な方法を検討していかなければなりません。過去にその1つの方法論といたしまして、議員を初めとする市民の方々から具体的な方法を、皆様から提案していただいたこともございます。

その趣旨は、利用の多い朝夕は路線バスで、利用の少ない昼間はデマンドバスにするというものでございまして、とても合理的な考え方の1つではあると思います。しかし、問題の1つは、誰が実施するかということでございます。仮に岐阜バスがタクシー会社と連携した場合ですと、御提案いただいた財源での運行はできません。また、他の事業者を誘致していこうとすれば、市内のタクシー会社や岐阜バスの路線の撤退も懸念されるところでございます。

そこで、現在の状況でございますが、平成24年度に策定した地域協働推進事業計画等による公共交通の利用促進を図りつつ、公共交通総合連携計画を推進しているところでございます。デマンド交通につきましては、現在、ハーバスの乾線におきまして、ことしの秋から実施できるように調整をいたしておりますが、事業者との調整や許認可関係で、正直難航しているところでもございます。

私も移動に苦慮されております市民の方が多くおられることは認識しております。また、多くの市民の方が、現在の交通体系が大きく変わらないことを歯がゆく感じておられる方も多くいらっしゃると思います。私といたしましても、よりよい交通手段については、一刻も早く目指すべきだと考えております。

国におきましては、昨年の11月でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されまして、新たに地域公共交通網の形成計画等が位置づけられるなど、補助金の獲得のハードルが非常に高くなってきております。しかしながら、市民のサービスを直接提供する私ども自治体といたしましては、多くの市民の方の生活に影響する公共交通につきましては、安定的、持続的な面も重要なことでございまして、朝令暮改となることのないようにしてまいりたいと考えております。

そうしたことから、当面は東海環状自動車道のインターチェンジ開通を1つの区切りとして、パーク・アンド・バスライドを想定いたしまして、市内の交通網の再編を基軸とした、バスセンターを中核施設とするまちづくり拠点整備を重要課題といたしているところでもございます。

今後とも、一般的な乗り合いやデマンドのほか、福祉タクシー的な視点も視野に入れ

つつ、隣接市町等の動きにも留意しながら、効果的で効率的で持続可能な地域の公共交通施策に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 市長に再質問をしたいと思います。

1点目の交通権については、先ほど、フランスの例が出されていましたが、1982年に、フランスでは国内交通基本法が施行されています。全ての人々が自由に活動できる最低限の権利、交通手段の選択の自由、これを国や自治体は権利として保障すると。1つが公共交通機関の整備、2つ目が必要な財政的支援を行うと。

これが先ほど、具体的にはいろんな解釈の問題等あるんですけども、今日の公共交通政策の基本というのは、大きな流れとしてはこういう考え方に依拠をしている。したがって、憲法に保障された権利として、自治体の首長はこれを保障するという角度で、具体的な交通政策について展開されているというふうに思っています。

デマンドバスを実施している自治体、この間、いろんなところを回らせていただいたんですけども、特徴的なのは、ほとんどその自治体の市長が、これはみずからやるということで、大号令をかけて具体的に展開をされているんですね。事業者間のいろんな調整等々を含めて、もちろんそのようなことは十分存じておりますが、まず、市民のこうした具体的な困っている現実を捉えて、これを何としても解決するという市長の強い意思が全てに優先されるのではないかと。そのような意味で、1点目、改めてここについての市長の意気込みをお聞きしたいというふうに思います。

それから、先ほど、財源の問題、それから、タクシーの云々というお話がありました。私は、実際に今、山県市の具体的な公共交通のこうした路線図等々を含めて、山県市全域での自主運行バスの中身をいろいろ精査して、今の昼間走っているハーバスですが、ほとんど利用が少ないんですけども、やっぱりそこにかかっているお金、これはいろいろ計算の仕方があると思うんですが、走行キロからずっと計算してみますとほぼ半分ぐらい、実態としてはお金がかかっているわけですね。

それを先ほど市長の中で、少し長期的なというふうにおっしゃっていたんですけども、実際、市民の方が、これ、なかなか利用しないのではなくて、利用できないので、実態としてはなかなか、空バスで走っているような状況だと思うんですけども、実際そこにつぎ込んでいる税金なんかを考えると、これは何としてももう少しいい方法がないだろうかということをぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

私はなぜこういう現状が改善されないかという原因に、これは実は山県市の公共交通

の総合連携計画の中に、市民の具体的な声をしっかり集められて、それに基づいてここから何を結論に引き出すかということで分析された資料が入っています。これをもう少し具体的に整理をして、それで、山口市の中で公共交通における現状の問題点、対策は何なのかというようなことをまとめたこういう御提案も、デマンドバスを実践する会議としていろいろ検討しながら、市長さんには以前お渡しをしたと思うんですね。ここの現状と具体的な対策、その現状と対策をきちっとやっぱり整理をしていかないと、なかなか市民の具体的な要望を改善するところにつながらないのではないかと。

そういう点で、残念ながら、先ほど市長さんもおっしゃっていたんですけれども、相変わらず空バス状態で走っているというのがなかなか解決されていないという現状を、こういう視点からどのように捉えられるかということを、2つ目にお聞きをしたいと思っています。

それから、3点目なんですけれども、先ほど、新たにいろんな政府の方針が追加されてきて、具体的にハードルが高いんだと、補助金を獲得するためのハードルが高くなってきているんだというお話がございました。これは2014年の5月に成立して、11月に施行というふうになっています改正地域公共交通活性化再生法のことをおっしゃっているんだと思うんですね。

具体的に3点に関する具体化を進めるようにということで指針に書かれていまして、1点目が日常生活などに必要不可欠な交通手段の確保、2点目がまちづくりの観点からの交通施策の促進、3点目が関係者相互の連携と協働の促進と。これに基づいて、国土交通省が第6版、平成26年12月3日に人とまち、未来をつなぐネットワーク一部改正ということで、新たに地域公共交通網の形成計画を策定しておる。

先ほど市長がおっしゃったのは、この策定計画の中身だと思います。これが非常に従来よりハードルが高くなっているというふうに今おっしゃいました。これをよく読むと、実はこの中にただし書きがありまして、既存の地域公共交通総合連携計画が基本方針の内容に合致する場合は、そのまま地域公共交通網形成計画として定めることができるというふうに書かれているんですね。単にこれはバス路線やバス路線をちょこっとなぶったり、時刻表をなぶったり、路線の見直し程度ではなくて、総合的な計画としてきちんとそれが形成されていればよろしいというただし書きがありました。山口市の公共交通連携計画はそういう意味では、この中身に沿ってしっかりつくられているというふうに私は認識をしています。

この交通計画の中で、先ほど明確におっしゃっていただけなかったんですが、最終的に、この山口市の姿といいますか、公共交通の整備のプランが出ていまして、これは最

後のページにあるんですが、路線再編等実施スケジュール案というのが出されていて、これは案から案が消えていると思います。交通政策として交通会議で確定されたというふうに思います。この中に路線再編の事業の中で、短期的事業と長期的事業ということで明確に区分けをされて出されております。この計画の中の長期的な課題に設定している部分を、私は、早期に具体化をするという課題設定が求められているのではないかというふうに思っています。

これをよく見ていただくと、計画は平成25年から平成30年までの計画ということで、実は今、バス路線、少し変えたりとか、バス停の位置を変えたりというのは、この計画に基づいて進められているというふうに私も認識をしています。この案で見ると、長期的計画と言われたのは、実は27年からスタートすることになっているんですね。これ、もはや長期的ではなくて、来年度からの話なんですね。

私が冒頭で御質問したように、山口市の中で、東海環状に基づいてインターチェンジ周辺の整備をする整備計画、これはこれからいろいろ議論をされてきますし、議会でも議論になるというふうに私は理解をしておりますが、それを待つとさらに先になっていくんです。これでは、今、本当に空バス状態を走っていて、一方で、本当に困っている市民の皆さんの足が確保できないんですね。ですから、この中期的、長期的な課題という中に、デマンドバスはきちんと位置づけられているんです。ここのところをもう少し具体的に詰めて検討を早めることができないか。

1つ私は、先ほど久保田課長がほかの議員の質問の中で答弁された中で気になることがあるんですが、非常に山口市として市民参加を重視しようということで、いろんな場面でそういう市民の参画ということを重視されています。今度の自治条例の議論の中にも、そのことをきちっと位置づけてやっていこう、それは、私は地域づくりにとって非常に大切な視点ですし、積極的に市民が主体的に進めていくのを行政がサポートする、それはそのとおりだろうというふうに思うんです。

ただ、これを具体化する検討の段階で、デマンドバスについては、具体的に長期的な課題について設定をされて、地域ごとに、じゃ、やりましょうというところまでの提案がないんですよね。これを進めるには、この計画の中にもあるんですけども、検討会議というのは、地域の14自治会のところに、基本的に主体的に御検討くださいというふうになっているんです。この14自治会が、じゃ、全て同じスタートラインに立って進めるか。

先ほど、地域の需要があるので、その地域ごとに合意をできたらまず乾からという話がありました。乾の路線は、全体からいくと全体の5%ぐらいなんですね。乾以外にも、

こうした各地域で困ってみえる人がみえますし、長期的な課題ということで、デマンド、乗り合いタクシーの導入ということもきちっと課題に書いてありました。そして、それが27年からです。来年からです。その点で、私はもう一度、ここの中身を急いでやると。

先ほど言われた、地域公共交通活性化再生法の中で云々ということですが、山形市は、この間ずっと議論を進めてきてやっていますので、そこから大きく外れることもないと思います。その意味で、この課題そのものを、余りインターチェンジのところが完成するまで何もできないということではなくて、具体的に進めながら、そうした計画の中で、将来的には、例えば統合するとかいろんな活路はあるというふうに思うんですが、ぜひそういう点で、改めてこの緊急性についてどのように考えていただけるか、御質問したいと思います。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 何点かの再質問でございますけれども、まず1つ目の、この意思という、首長が積極的な意思を持って、このデマンドバスに取り組むということでございますが、一昨年、この計画をつくりました。先ほど説明させていただきました計画をつくりましたのは、あくまでもデマンドバスを実施した場合に、国から補助金制度がいただける。この計画がないと補助金制度はいただけませんので、そういうことを前提に、この計画をつくりました。

そして、私の意思としましては、昨年度になると思いますが、皆さんからいろんな提案をいただきましたね。どこどこのまち、どこどこの市のこういった方法で、こうしたバスの運行をしてはどうかという提案をいただきました。その中に、1番は、先ほどから出ていますように、昼間の時間帯については、その料金をそのままデマンドへの運行料金にしてはということでございますが、大きな国のくくりの中から、この補助制度の中からいきますと、やはり社会の交通インフラということで、都合のいいといいますか、時間帯の多いところのみでは、交通インフラを整備していくことが今の大きな国のくくりの中では制度としてなっておりません。

そうしますと、同じ税金を、国から補助金、交付金をいただいて運行しているわけでございますけれども、その金額というのは非常に大きなものがございまして、御提案いただいたことを前提として、担当課に実施するという意思のもとに試算をしますと、今まで以上に大きな金が、今の自主運行バスの費用ですとか単価が非常に高額になりました。前回のお話し合いの中ではそんなに高額にならないということではございましたけれども、実際に事業者からしますと、朝夕の時間帯のみでの運行料金と、1日当たりの運行本数が減ることの労務賃ですとか、そういった費用が多くなりまして、提案いた

いたような金額ではできなかったという、先ほど少し御説明させていただきましたが、そういった状況でございます。

そして、2つ目の、先ほどの昼間のこのお金の分をとということでございますが、ただ、利用が少ないというのも、特に昼間は少ないのは事実でございます、その点につきましてはいろんな考え方がございますけれども、これから高齢者の方がふえることは事実でございますが、ただ、バスに乗られる、利用される方がふえていくかといいますと、決してそうではないということを考えております。

それは、今の70歳の後半、80歳のこの年代層につきましては、特に女性の方は免許を持ってみえない方が多くおみえになりまして、今の前期高齢者が後期高齢者以降になった場合に、可能な限り自分で運転されて移動される方が、年代の移行とともに決してそれはふえるものではなくして、女性の方も可能な限り、バスではなしに自分の自家用車で移動されることになるのではないかと思います。そういったことから、免許証の取得について新たな対策を講じられているわけでございます。

そうした点もございますが、そして、ハードルの高いという、国土交通省はいろんな地域の実情に応じてということがございますが、この特別交付税という制度は継続的な制度ではございませんので、やはり持続可能な制度にするには、ある程度補助金がなくなっても、持続可能な制度としていかなければなりません。試算しますと数千万円のお金が要るのではないかと考えておりますけれども、そういった予算的な状況も加味しながら、考えていかなければいけないということを考えております。

そして、高齢者の方につきましては、特に買い物支援と医者にかかられるときの移動手段ということで、今、私が実際に先週から始めさせていただきましたが、コープですか、山県市内で北山の奥まで1軒当たり250円で、幾らのお金でも配達をしていただける。

それは生活食品のほかにもいろんな、私も2回注文させていただいたんですが、実験的に私が書いて注文しておりますけれども、65歳以上の高齢者の方につきましては、それが150円、2分の1のお金で125円ですか、北山の奥まで各家に、団体でなくても、私は数軒の団体での注文と、単位だということを考えておりましたが、1軒ずつ、山県市内全て、申し込みがあれば配達をしていただけるということで、高齢者の方の買い物支援につきましては、1つの手法としまして、こうした方法も大きな支援になるのではないかとということで、まだ2週でございますけれども、実際にそうした、私がみずからかわらせていただいて、そういったことを踏まえながら、特に高齢者の方の足のない方の支援につきましては、先ほど申しましたように大切な事業の1つと考えておりまして、可能な限り早い時期に推進していきたいと考えております。

そして、山口市としましては、他市と違うところでは、山口市の面積は大体岐阜市と同じ面積がございまして、近隣の狭いエリアの運行ですと、かなり大きく何倍にもコストの違いがございしますので、そういった地域の実情も勘案しながら、今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） ありがとうございます。

なかなか交通権ということについては、権利として認めるかどうかというのは、今後いろいろ、時代とともに、こうした中身、確立していくようになっていくのではないかというふうに思いますが、市長として、困っている人の足をきちんと確保したいという意思はあるということでした。

ただ、1点、特別交付税等々を含めて、持続可能な制度にしていきたいと。これは、きょう、時間がありませんが、私は財源の問題も含めて、また別の機会できちっと議論をしたいと思います。十分時間がございませんので、きょうはとりあえず質問にいただいた中身について、今後また市民の皆さんと一緒に、具体的な実現に向けた努力をしていきたいと思います。

では、2点目の質問に移りたいと思います。

住宅リフォームの助成制度、商店リニューアル助成制度の創設ということです。

2014年の6月20日、第186国会において小規模企業振興基本法が成立して、国と全ての自治体に、小規模企業への支援が責務として明確化されました。今、全国ではその具体化としての住宅リフォーム助成制度や、高崎市では商店をリニューアルする際の費用を助成する新たな制度も生まれて、地域経済の循環に大きな効果が生まれております。

この助成制度の特徴は、市民が快適に安心して暮らせる居住環境の整備を促進し、あわせて、住宅関連工事産業を中心とする地域経済の活性化を図るために、市内業者への発注を前提にして、住宅リフォームに要する経費の一部を助成する制度です。山口市として、こうした制度を創設するお考えはないかどうか、建設課長、産業課長のどちらか、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） それでは、御質問にお答えします。

ただいま福井議員の言われました小規模企業振興基本法、こちらに基づく山口市独自の住宅リフォームとか、あと助成、そういったものは行っておりません。ところが、小規模企業振興基本法の第7条第1項で地方公共団体の責務が記載されておまして、そ

の中で、地方公共団体の区域の自然的経済的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するということでございます。

そこで、市といたしましても、商工会や関係課などとも連携をとりまして、市に合った施策の策定を進めていく必要があると考えております。住宅や商店のリフォーム助成もその施策となることは考えられますが、現在ある国、県、市の助成金との連携、事業の優位性、財政事情などを考えながら、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 再質問させていただきます。

今、御答弁いただいたんですが、今の答弁を受けて、従来の国とか県、山県市の助成事業と住宅リフォーム助成制度の違いを理解していただくために、もう少し詳しく説明させていただきます。

これは、住宅リフォームを助成する対象の住宅は、市内に所有をしてみずからが居住している住宅。店舗、事務所などの併用の場合は、居住用部分のみと。マンション等の集合住宅でも、自己居住部分のみが対象になります。これは、借家とか賃貸住宅は対象外という制度です。

工事の施工例を紹介しますと、躯体の補修とか、外壁の塗装、床とか壁の張りかえなど、経年劣化した住宅部分の改修工事、それからバリアフリー工事、これは既存の補助対象事業と重なる部分でもありますのでこれは対象外になりますが、それから、雨どいの改修、雪どめ設置などの災害対策工事、台所、浴室、トイレ等の改修工事、合併浄化槽を含む下水道の接続にかかわる水回り施工工事、接続の工事自体は対象外です。耐震工事とあわせて実施する、他の部分の改修工事などです。

助成額というのは、例えば工事費の10分の1、上限20万とか30万、これは自治体によって財政状況を勘案して、独自に設定されております。山県市で住宅リフォームが年3%の世帯で発生して、仮に10万円の助成なら3,000万の助成と。これで7億近い事業が、山県市の事業者にもあることになります。岐阜県下9市、全国で628市町村で行われている事業です。

京都の与謝野町、2万3,000人の町なんですが、ここでは住宅リフォームの助成制度、経済波及効果の総額が、投入をした補助金の23.84倍になるという試算結果を公表されています。これは3年間で2億6,000万、補助金として交付をして約40万円の工事が町内の経済活動に与えた影響を計測する産業連関表を作成して、これを使って経済効果について京都大学の研究グループが分析して、こういう中身を発表しているんですね。石破茂

地方創生担当大臣も、国会で住宅リフォーム助成を進めていかなきゃいかんと、経済効果が高いことも事実だというふうに、国会の答弁で認められています。

施工業者は、山県市内に本店を有する法人、また市内で事業を営む個人事業者ということで、そこで、従来の国や県が行っている耐震とかバリアフリー工事の助成、利子補給などの制度とともに、重なる部分は調整しつつも新たに住宅リフォーム助成制度、商店リニューアル助成制度を創設して、小規模企業の支援と内需拡大につながる地域の経済循環型の政策を推進していく必要があるのではないかと思います。この制度創設について、改めてこの場で今後具体的な調査とか、検討の場等を設けられることをぜひ要請したいと思って、再質問します。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 再質問にお答えいたします。

この件につきましては、小規模企業振興基本法の中でも、それぞれの市町村に合った対策をとということで言われておりまして、先ほど例を挙げられました高崎市というのは、群馬県でも人口もかなり多いほうの市でありまして、そこと全く同じような方向でということ、山県市には合ってこないのかなということはと思いますが、ただ、今うちのほうで出しておりますプレミアム振興券とか、まちづくり振興券、こういったものも、地域の小企業の活性化には十分役立っていると思われま。

その中で、今年度商工会のほうで行っていただくスタンプラリー、こういったものも小規模企業さんを支える施策になると考えておりますもんで、それをもう少し、小売だけでなく、今言われたようないろんな分野のところにも、そういった振興券といいますか、スタンプラリーみたいなもので、何とか施策を広げていけないかなということも考えておりますので、商工会のほうを通じていろいろと調査をしていただければと考えております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 振興券事業と絡めて、いろんな方策を考えたいということでした。

この場で施策をすぐ実行せよというようなことにはつながっていかないと思いますし、高崎市と同じようなことをやれというつもりは私は全然ございませんので、この山県市に合った方法を今後一緒になって検討していくということで、この件についての質問は終わりたいと思います。

時間がもうあと3分ということになっています。配分からいくと大体で進んでいるんですが、最後は、山県市の健康保険、市民税の滞納状況と差し押さえの実態についてお

尋ねをしたいということです。

税務課長に、事前にきょう、資料をいただきました。時間がありませんので余り触れられませんが、私は平成23年度の差し押さえ、これはベストというか、要するに上位、可児市、山県市、山県市、2番目だったんですね。海津市、瑞穂市、美濃加茂市ということで、実は、山県市、255件の差し押さえをしていて、預貯金が177件あるんです。差し押さえの金額が4,138万で、これは可児市4,881万ですが、断トツに多かったんですね。

ちょっと気になるのは、年金とか給与の差し押さえ、64件、山県市で行っています。実はこれについては、国会でも国税庁の次官とか、総務大臣、自治税務局長なんかも、納税者の個別具体的な事情というのをきちっと踏まえて対応するようにと、一律的な対応をするべきじゃないということをずっとおっしゃっていますが、山県市が社会保障推進協議会、岐阜県の協議会と懇談の中でも、多くの世帯があつて、個別事情についてはよく把握できないというようなことをおっしゃっていました。

私は、これはかなり問題だなというふうに思っていますし、今後、前提としては、納税は国民の義務であるというのは大前提です。それから、私も悪質な納税者は別の話だというふうに認識をしています。その上で、こういう経済状況の中で実際に困っている人たちがいる。私は実際に相談を受けて、山県市に交渉に行きました。抗議もしました。その結末も含めて詳しくお聞きしたかったんですが、時間がありませんが、今後、そうした困っている人たちの声をしっかり届けて、議会の中でも、これはしっかり追究をしていきたいと思います。

きょういただいた中で私が驚いたのは、平成23年のときは、山県市は非常に差し押さえの件数が多かったんですね。可児市892に次いで、10万人大都市です。山県市は3万人で255、非常に多い。海津市が4万人で210。すごい数とか金額だなというふうに思っていたんですが、平成26年の徴収の中身を聞いて私は驚きました。今や山県市は、中か中のちょっと下ぐらいです。要するに、改善されたのではなくて、ほかの市がもっと厳しくなった。

これは非常に大きな問題だというふうに思っていますので、私も推進協議会のメンバーですので、これ、実際に実態調査をしながら、改善に向けていろんな交渉をしていきたいというふうに思っていますが、この資料はぜひ公表していただいて、今の市民の皆さんがこうしたことで困っていることについて、窓口でしっかりした対応をしてほしいと思います。

去年の11月に、具体的に窓口でお話をしたときの対応、個人情報がありますから余り触れられませんが、そうした中身も踏まえて、今後対応していきたいと思いますので、

これについては質問は、時間切れですので行いませんが、今後ひとつよろしく願います。

○議長（上野欣也君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 操 知子君。

○1番（操 知子君） 議長のお許しを得て、本会議にて初めての一般質問の機会を与えてくださりありがとうございます。操 知子と申します。

まず初めに、一般質問に際し、諸先輩議員の皆様、職員の皆様には多大なる御指導を賜りましたこと、心より感謝申し上げますとともに、ふなれな点もありますので、お気づきの点がございましたら、今後も御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、早速でございますが、通告のとおり、質問番号1番、山県市の発展へ向けた長期的な将来ビジョンについて、5年後に完成予定である（仮称）高富インターに対して、今回はまず伊自良地区の位置づけに関して、産業課長にお尋ねいたします。

現在、（仮称）高富インターから伊自良湖にかけて車で走ってみると、梅原、伊自良、そして伊自良湖にかけて、遊休農地や耕作放棄地がたくさんあることにお気づきになるかと思います。そのうちの伊自良地区の遊休農地、耕作放棄地は、現在どれほどでしょうか。

また、（仮称）高富インターから伊自良湖まで車では割と近く、将来的な観光地として大変期待ができると考えます。美しい自然に囲まれた地域としてその自然を活用し、実際に観光客が訪れ、食べたり、飲んだり、買い物をしていただくためにも、最終地点である伊自良地区の位置づけは大変重要であります。伊自良地区の活性化が、やがて梅原、西深瀬、高富へと、そして、山県市全域へと広がる1つのきっかけとなり、山県市の発展というとても大きな目標へ向けての第一歩となると考えます。

そこで、（仮称）高富インターを出発地点とし、最終地点の伊自良湖までを山県市の観光ルートの1つとした長期的な将来ビジョンが必要です。現在、（仮称）高富インターに対しての伊自良地区の位置づけは、どのようにお考えでしょうか。

以上の2点につきまして、産業課長にお尋ねいたします。

○議長（上野欣也君） 山田産業課長。

○産業課長（山田和哉君） 御質問にお答えします。

まず1点目でございますが、伊自良地区の遊休農地、耕作放棄地の面積につきましては、約7.6ヘクタールでございます。

2点目の（仮称）インターチェンジに対しての伊自良地区の位置づけについてでございますが、観光についてと農業について、その両面から述べさせていただきたいと思います。

最初に観光についてでございますが、観光客が訪れる必要な要素は、見る、食べる、体験することであると思います。さらに、それがオンリーワンであったり、ナンバーワンである、そういうことであれば、言うことはないと思います。特に、食べるということや体験することにはお金の支出が伴ってまいります。これらの要素をうまく活用し、観光客のリピーターをふやすことで、地域の潤い創出や活性化を図ることができると思います。

伊自良地域には、これらの観光要素を持った次のような施設がございます。代表的なものが伊自良湖、それから釜ヶ谷山、伊自良キャンプ場、山県市生産物直売食材供給施設、いわゆるてんこもりでございます。

（仮称）高富インターチェンジから数分で行けるてんこもりにつきましては、伊自良地域の入り口と位置づけ、現状を維持するだけではなく、さらに多種で多くの農産物などが供給できる観光雇用施設としても進化していくよう支援していくことも必要ではないかと思います。それには、ことしオープンいたしました体験型いちご農園のような付加価値をつけることや、就農者の確保、遊休農地の利用対策などを考えていかなければなりません。

また、伊自良湖と釜ヶ谷山、伊自良キャンプ場につきましては、魚釣りに利用するボートとキャンプ場の使用料の収益があるものの、見る部分が大きい場所なのかと思いますが、入り口のてんこもりに対して、伊自良最北端の観光地として位置づけ、新たな施設の整備や食のオンリーワン提供などを検討し、新たな客層を取り込むこと、登山や魚釣りに見えた方にもお金を払っていただくことを考えていかなければなりません。

今年度におきましては、総務省のまち・ひと・しごと創生事業を活用し、観光等支援事業の一環として、伊自良湖周辺の整備を行います。事業内容といたしましては、特定非営利活動法人地域活性化支援センターが主催する恋人の聖地プロジェクトにデートスポットとして認定してもらい、地域の新たな魅力づくりとにぎわいの創出、情報発信を図るものでございます。

次に、農業について述べさせていただきます。

伊自良地域につきましては、入り口から北部まで優良な農地が多数あり、農業の振興を進めていく地域であると思います。ところが、農業を取り巻く環境は厳しい状況にございます。これは山口市だけの問題ではなく、全国的な課題ではございますが、農業者の高齢化、承継者の不足、有害鳥獣や米価格の低下、さらにはＴＰＰ参加による安価な外国産農産物の輸入による耕作意欲の減退などです。

有害鳥獣対策におきましては、山口市猟友会の協力を得て、できる限りの捕獲を行っておりますし、防御のための柵設置にも補助を行っております。

そこで、市が行うべき最優先の課題といたしましては、農業者の育成、ひいては遊休農地の解消であると思います。既存の農業者が農業の効率を高めるための機械設備の補助、農地の集積を図るための農業生産法人や株式会社の農業参入支援、新規就農者のための農業研修会や相談会の開催、中山間地域を支えるための共同組織の育成などに取り組んでいくため、農業振興計画の作成をただいま進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 操 知子君。

○1番（操 知子君） 産業課長からの御答弁、ありがとうございました。

産業課長が最後におっしゃったように、現在、全国的に農業継承者が不足しており、自然を守りつつ、農地を発展させるためには、農業に関する起業支援と新規就農者が必要です。

しかし、それだけでは、全国の数あるまちの中から、農業としてこの伊自良地区を選んでいただくには大変難しいのではないのでしょうか。せっかく農業を始めたい、働きたいと思っている方を伊自良地区に呼び込むためにも、長く続けていただくためにも、このまちで農産物を育てたい、売りたい、食べてほしいという商売的な魅力、そして、このまちで住みたい、働きたいというまちへの現実的な憧れが必要です。

通える範囲に新たな家が建ち、実際に住む人がいなければ、結局、いつときの活性化で終わってしまうのではないのでしょうか。山口市の発展へ向けた長期的な将来ビジョンとして、それを補う方法はどのようにお考えでしょうか。市長へ再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問ということでございますので、産業課長が答弁をさせていただきました。基本的には同じような考えでおりますが。

そうした中で、長期的な全体の山口市の発展的なビジョンといたしましては、私、幾つかございますけれども、やはりそこに住んで、今、人口の減少が全国的にもございまして、そういった解消をするために、この議会にも提案していただいておりますが、や

はり子育て支援というような形で若い人たちに住んでいただけることが、非常に大きな、政策的に訴えていけることではないかと思っておりますし、そして、今、国におきましてもまち・ひと・しごとということで、人が仕事を呼び、仕事人が人を呼び込むということで、市におきましても2年ほど前から、その前から企業支援室ということで、市内の事業者の方に、これは従来に山口市では取り組んでいなかった、いろんな形での起業支援をさせていただいております。そのことが少しでも働ける場所の確保になるということで、土地のあっせんですとか、補助金の申請ですとか、そういった新たな取り組みを行っております。

そういったことから、伊自良地域に限らず山口市全体で、そういった複合的な政策の中で少しでも社会増になるような、選んでいただけるような方策と、少しでもまたこのまちの魅力を感じていただいて、外へ行かれる機会、それはやはり働ける場所があるということが非常に大きな条件だと思いますので、そういった施策を強く訴えていきたいということを思っておりますし、そしてまた、今回、国のまち・ひと・創生の中の一環としまして、特に伊自良湖周辺は山口市内でも大きな観光スポットとして、特に特徴的なあいった伊自良湖を中心としたところへ、伊自良の最北端ではありますけれども、あの場所に少しでも多くの方の来ていただけるような機会をつくるのが大切じゃないかと思います。

先ほど産業課長が答えましたように、恋人の聖地プロジェクトということですね。これからなかなか、具体的な、それぞれこのことが、このまちが大きく変わっていくという1つのことが、そういった政策はなかなか打ち出しにくいわけですが、そういった幾つかの条件を整えながら、山口市の活性化に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（操 知子君） 以上で終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位5番 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） それでは、私からは、30歳成人式の試みはということについて生涯学習課長に御質問いたします。

以前にも私自身のエッセー集の中で、二十の成人式は若過ぎると苦言を呈したことがあります。成人式を心待ちにしている御家族を初め、周りの人たち、特に御両親にとっては、大きな期待を持っておられることは言うまでもありません。社会人の仲間入りとともに、人生の新たなスタートを切る、夢と希望の時であるとも思っています。二十

の式典にはそれぞれの思いと大イベントがあることも、今さら言うまでもありません。古くから行われてきた元服という儀式もそれである。

しかし、近年の式なるものは、厳粛で繊細な成人式とは意を異にしているように思われます。かなり前になりますが、成人式の余興で著名な方の講演が開催されましたが、講演開始直後から何人もの若者が大声で叫び出し、混乱したことがあります。軽挙妄動な若者は前後の見境なく、ついには収拾がつかず、講演者が憤慨して退場されたことがあります。

非常識な行動をとり、それをおもしろいと評価する風潮が彼らの中にあります。参加者は、学生や専門学生など成熟途上にある、いわゆる、社会の常識やら社会への感謝を感じ取っていないように思われます。他県の会場では壇上に駆け上り、暴力沙汰にまでなったテレビニュースでの場面が、今でも鮮明に残っています。主催者の苦心惨たんな気持ちは、酌み取ってはもらえません。最近、そうした軽佻浮薄な行動は余り見られなくなり、安堵しているところです。

今回の一般質問は、皆さんの楽しみにしておられる成人式を否定するものではありません。30歳という年齢の果たす役割を一考してみてもという提案です。故郷を離れていた同世代の若者も一緒に、山県市を見詰め直してほしいわけです。同年代の交流で、今後の生き方や地域の活性化についても考えるチャンスにもなります。社会に出て、さまざまな経験をして、将来に向かっての仕事や、家庭のことが話し合えるのではないでしようか。

結婚をされる若者の年齢は、男が30.7歳、女が29歳、これは内閣府の発表ですが、結婚適齢期ということではありません。結婚をされた方たちの年齢の平均です。結婚をする年齢も、年々遅くなっていることは事実です。つまり晩婚化しているわけです。

繰り返しになりますが、30歳という年齢は、出会いをつくり、地域への協力を見直す千載一遇のチャンスだと思います。取り組み方によっては、メリットは幾つもあると思われれます。人口減少が深刻な田舎ほど、Uターンのきっかけにつながると思いますが、いかがでしょう。課長の答弁を待ちます。

○議長（上野欣也君） 梅田生涯学習課長。

○生涯学習課長（梅田義孝君） 御質問にお答えします。

成人式につきましては、年度を区切りとし、20歳を迎える若者を対象に、全国各地でとり行われております。これは民法第4条の年齢20歳をもって、成年とするという規定がもととなり、20歳をもって成人となるというのが、国民の一般常識になっているのではないかと考えます。

したがいまして、市では、成人としての第一歩を踏み出すにふさわしい年齢、20歳に到達する若者を対象として、第1に健やかな成長を祝い、そして、社会的責任を認識し、大人としての自覚を持っていただく契機となることを願い、今後もこれまでどおり成人式を開催してまいります。その上で、御質問にある30歳成人式について考えさせていただきます。

30歳成人式は全国各地で既に取り組んでいるところもあり、その趣旨は、20歳の成人式とは違い、社会的経験を積み自立した成人が集い、同級生とのつながりを再構築しようとするものや、同じ地域で育った者同士のきずなを深めるとともに、地域に目を向け、関心を持ってもらおうとする地域活性化の要素を含んだものなど、規模、内容ともにさまざまで、そのほとんどが有志による自主開催となっております。

30歳成人式について各地の取り組みを知り、意義あることだと感じております。今後は、こうした成人式に類似した意義あるイベントが、地元住民の皆さんが中心となり自主的に開催されることを希望するとともに、機運の高まりに応じ、市としての支援のあり方を模索してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） それでは、再質問をさせていただきます。

通告はしてありませんが、これは市長にお尋ねをしたいと思っています。

今の答弁にもいろいろありましたが、二十になりますと、特に来年は18歳から選挙権が与えられると。そうすると、二十になったときというのは、選挙が与えられ、あるいは飲酒、あるいは喫煙が容認されるというような1つの区切りみたいなものがあつたんですけれども、ここで18歳に選挙権が移されると、この二十になるというものの認識が多少薄れるのではないかなというようにも思いますし、それから、当然ですけれども、やがて少年法、未成年の保護ということも随分と様相が変わってくるのではないかと、こんなふうに思っていますし、この時代の変遷というのを早くキャッチしてほしいと。そんな意味でこの質問をさせていただいたわけですが、課長の答弁の中に、有志による自主開催とある。自主で開催するという意味だと思うんですけれども、これだと、同窓生とか同級会とか、そんなような認識になるのではないかなと思うんですが、私は、それぞれ、何でもですけれども、役割があると思っているんです。

実は二、三日前に、伊自良の鳥澤医院の先生と、私だけではありませんが、お話をする機会がありました。そのときに鳥澤先生は、私のほうから、地域医療にもう何十年前から御努力いただいて、当時の山県郡のころから、本当にこの地域のために御努力いた

だいている。もちろん美山のほうにもそういう方がいらっしゃるんですが、その話の中に、この地域の子供たちの、特にですけど、子供たちの命を守る、健康を守るということに、大きな自分の役目を感じているというお話をいただきました。

私自身も事業をやりますと、会社の利益、あるいは従業員の人の利益が、給料が上がるようにということに熱心になるわけですが、当然、これも役割で、役目で責務なんです。それで、私は行政の役割ということに、市長にお尋ねしたいんですが、私が改めて言うまでもなく、公平公正なサービスの提供をするというのが行政の最たる目的だというふうに思っているわけですが、それで、今の答弁にあったように、成人式だけにとられずに30歳の成人式をやるという、あるいは三十路式でもいいんですけども、やるということは行政にやってほしいんです。

そうすると、北は北海道から南は九州に行っている人までもが、公共のやる仕事なら、公共の方からの呼びかけならはせ参じようという人がたくさんおられると思うんです。ましてや、林市長が私が頑張って集めますよと言ってこの山県市のことを延々と語られたら、恐らくや同調し、また、考え直す人もたくさんあるのではないかと、こんなふうに思っていますので、これが行政の1つの役目であり、そして役割だなと私は思っているんです。

そんな点を1つお尋ねしたいのと、あわせて、人口問題研究所の調査によりますと、これは人口の移動調査ですけども、県外に出かけていて再び出生地、自分の県へ戻ってくるというUターン率は、男女とも50歳から激増しているというのが最近のデータにあるんですが、このUターン率の引き下げを早くから始める。

何も50歳を待たなくても、あなたが声をかけて皆さんに同調を求めれば、さっきからいろんな人口減少の問題もありましたけれども、それにも増して、皆さんが協力体制をとってくれるのではないかと、こんなふうに思っていますが。ここにちょっとした新聞の記事もありますが、これを読み上げますと時間外になってしまいますので、私の今言わんとすることはおおよそわかっていただいたと思うんですが、市長の見解をお尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをさせていただきます。

私も今の質問を聞いておまして、特に後半のほうの、出会いをつくり、地域への協力を見直す千載一遇のチャンスだということを言われました。そして、今のお話のUターンの機会をつくるということでございますけれども、今、国はまち・ひと・しごとというのは、大都会から地域へ少しでも、いろんな仕事ですとか、いろんなかわりの中

から人の流れを変えようとしているのが、今の一番大きな国の政策の1つでございます。

そうした中で、二十の成人式というのは、大人になったという、行政からといいますか、メッセージを二十の成人者に伝えるということと、30歳のという成人といいますか、そうした会を市が催すということは、これはまた本当にインパクトのある催しだということを、聞いておりまして感じました。

先ほど御指摘のように、課長は自主的に開催されることを希望するとともに、機運の高まりに応じて支援のあり方を検討していくということですが、ちょうどこの当初予算につきましても、いろんな形で婚活の活動を、新たに職員を雇ったり、そうした費用的なものも予算で組んでいるわけですから、今の質問を聞いておりまして、これからそういった中の1つの手法として、成人式になるのかよくわかりませんが、二十になって、そして、新たに皆さんがこの地域に、同じ年代の方が戻ってみえて、そうした会話の場所をつくるということは、対象の方に非常に大きな思い出になることではないかと思えます。

ふるさとを離れた人たちが、若者が同級生とともに語り合うこと、そして、まだ未婚の方につきましても、いろんな思いがそういったところから、新たな出会いも出てくるのではないかと思いますけれども、ちょうどけさの新聞に載っていましたが、二十から30歳代の結婚の意識ということで、出会いの場がないという若者が55%いたということで、これは政府が、ちょうど22日、きのうですけれども発表しまして、少子化社会対策白書を決定したと。

この20から30代に結婚や家族についての意識調査を実施し、恋人がいない未婚者の集計で、60.8%が恋人が欲しいと思っているが、出会いの場がないと感じている人が55.5%いたとわかったということが、けさの新聞ですけれども、書いてありますが、こういった今の御提案につきましては、非常に大きなといいますか、新たな出会いの場として、そして、ふるさとで育った皆さんがいろんな形でこの地域を見直していただく、また大きな、そういったきっかけになればということを考えておりますので、先ほどの課長はああいった答弁をされましたけれども、今のこの予算の範囲内で工夫をしながら、少し内容につきまして検討をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 山崎 通君。

○4番（山崎 通君） どうもありがとうございました。

多くを言わなくても、おおよそ御理解をいただいていると思いますが、今後も鋭意御努力をいただきまして、山口市発展のために御尽力いただきますことを心からお願いい

たしまして、質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております3点について質問をさせていただきます。

初めに、高齢者への支援策について健康介護課長にお伺いいたします。

年齢を重ねるにつれ、元気で長生きがしたいというのは誰もが思うことです。そんな健康寿命を延ばす取り組みを、本市においても実施されていると思います。けれども、手助けをしてもらうことで生活がしやすくなるように、介護保険を利用される方も増加していることと思います。

そこで、高齢者に対する施策の利用状況と拡充についてお伺いをいたします。

1つ目に、高齢者人口と高齢化率はどのようでしょうか。2つ目に、介護認定者の段階別人数はどのようでしょうか。3つ目に、介護保険の中で本市独自の任意事業として行われる配食サービスの状況はどのようでしょうか。4つ目に、同じように任意事業の紙おむつの購入助成の状況はどのようでしょうか。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

1点目の高齢者人口と高齢化率につきましては、平成27年5月末現在の65歳以上の高齢者の方は8,539人、高齢化率は30%でございます。

2点目の介護認定者の段階別人数につきましては、平成27年5月末現在で、65歳以上の第1号被保険者の要支援1の方が78人、要支援2の方が150人、要介護1の方が234人、要介護2の方が221人、要介護3の方が213人、要介護4の方が148人、要介護5の方が126人でございます。また、40歳以上64歳以下の第2号被保険者の方で、特定疾病のある方が26人、認定を受けておみえになります。

3点目の任意事業配食サービスにつきましては、介護認定に関係なく、おおむね65歳以上のひとり暮らしや75歳以上の高齢夫婦のみ世帯で調理困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認も行っております。

平成26年度の利用者は89人、年間配食数は1万8,657食となっており、平成25年度と比較しますと、利用者数は3人減であります。食数にしますと3,285食の増加となっております。今年度も5月末時点で、55人の方が御利用されております。

4点目の任意事業紙おむつ購入助成につきましては、要介護3以上の認定を受けてい

る方で、在宅でない期間が二十日以上ある人を除き、常時紙おむつを使用している寝たきりの方が対象でしたが、今年度より、認知症の方も対象として拡充し、1カ月8,000円の助成を行っております。

助成の対象となるのは、1回使用するごとに破棄する紙おむつ、紙パッド、介護用使い捨て手袋、使い捨て清拭タオル、使い捨てケアシート及びお尻用清浄剤の購入でしたが、紙パンツも対象といたしました。

平成26年度の利用者は83人、延べ利用件数604件でございました。今年度も5月末時点で、59人の方の利用がございました。

なお、配食サービス、紙おむつ助成ともに所得の制限はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 今は詳細な数字をお答えいただきまして、ありがとうございます。

以前にも、高齢者に対する施策については質問してまいりましたが、今の状況としては高齢化率が30%台になってきたということで、今後も増加していくということだと思います。

そして、任意事業の配食サービスの利用者も、紙おむつ購入助成も、増加しているということでございました。配食サービスは、本市ならではの地形を考慮して、どの地域も同じようにサービスが受けられるようにということで、とても喜ばれていることだと思います。また、紙おむつ購入助成は、今年度より拡充され、認知症の方も利用できるようにされたということでございました。

このように、介護のサービスは利用されていますが、介護にならないようにする介護予防が大切になってきます。そこで、介護予防教室などの状況について伺いをいたします。どのくらいの参加があり、成果が出ているかということを健康介護課長に再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

高齢者の方々が要支援、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り、地域において自立した日常生活を送ることができるように地域支援事業を実施しております。

その中の介護予防事業として、介護予防教室を開催しております。介護認定を受けておられないおおむね60歳以上の方を対象とした1次予防事業として、いこいの広場、か

んたん筋トレ教室、男の生きがい教室などの教室を開催して、閉じこもり予防や健康維持、体力、筋力の維持などを行っております。平成26年度は、延べ8,760人の参加がありました。また、保健師による介護予防教室など出前講座も開催し、500人以上の参加がありました。

さらに、要介護認定の対象となりそうな方を対象とした2次予防事業として、いきいき健康塾を行ったり、介護予防を広めるボランティアとして、介護予防サポーターを養成し、活躍していただいております。

本市の要介護、要支援認定率は、全国や岐阜県の平均より低く、ほぼ横ばいの状況です。特に74歳までの高齢者の方の認定率が平成22年度からだんだんと減少し、平成26年度では下がっていることが、こうした予防事業の成果だと思っております。今年度は、教室の内容をさらに充実させ、山県脳トレ学校、歌カフェどんぐり、かんたん体操教室等も開催いたしています。1人でも多くの方に参加していただけるように、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 介護の予防の施策としての成果は、認定率が平均より低くなっているということ、また、74歳までの方の認定率は下がっているということでございました。これは今後も増加すると見られる高齢者に対する支援として、PRしていただきたいと思います。

今は高齢者に対する施策についてお尋ねをしてきたんですけれども、そこで、今議会に市長が提案されている子育て支援の一環としての保育料の無料化、幼稚園保育料の助成を聞かれた方々から、お声をお聞きする機会がありました。子育てにお金を使うのであれば、介護の認定の低いところにも手当てをしてほしいというようなお話でございました。これは高齢者の方々が、非常に寂しい思いをされているのではないかというふうに思います。

要介護3以上や認知症の方には、紙おむつ購入助成があります。最近は、要支援や要介護1や2の方もデイサービスを利用されるケースが多くあり、介護度が上がらないように努力されておられると思います。また、快適に生活ができるように、紙パンツを利用される方も多いと聞きます。介護度の低い方にもサービスの拡充をとの声を、市長はどのようにお考えでしょうか。再々質問いたします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

まず最初に、課長が答えさせていただきましたけれども、今年度から、紙おむつにつきましては、認知症の方も対象として拡充をさせていただいているところでございます。特に大きな政策といたしまして健康寿命の延伸ということで、介護にならないことが今の方の補助をするということ、そのことが一番大きな、これからの対象者も非常に多くなってまいりますので、そのところが一番大切なところではないかと思えます。

先ほどもお話しさせていただいておりますけれども、いこいの広場ですとか、筋トレですとか、男の料理ですとか、簡単な体操とか脳トレですか、こころ辺の内容を少しでも充実させていただきながら、そして、今、公民館活動もそうでございますけれども、非常に男性と女性の割合が、女性が七、八十%ぐらい、男性のこういった参加が少ないわけでございますけれども、何とか近くで健康寿命の延伸のために、私は歩くことと、それから会話をする事と、それから食べる事、この3つをキーワードに、今幾つかのメニューで提供させていただいておりますけれども、そのところを今まで以上にそれぞれ創意工夫をしながら進めていくことが、今一番の大切なところではないかと思えます。

そんなことを考えておまして、具体的には、またそれぞれ担当課が複合的に協議をさせていただいて、少しでも多くの皆さんに参加していただけるようなメッセージを社会教育も福祉も含めまして提供していくことが、一番大切なことと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 質問をかえてください。

尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 複合的に予防に力を入れていきたいというようなお話でございました。もう少し介護の低い方への思いを考えていただけるように要望して、次の質問に移ります。

2点目ですが、感震ブレーカーの普及促進について総務課長にお伺いをいたします。

大震災が起きたときの火災は、電気に起因する割合が高いと指摘されています。内閣府などの資料によると、1995年の阪神・淡路大震災では約61%、2011年の東日本大震災では65%に上るとあります。

政府はことし3月の閣議決定の首都直下地震緊急対策推進基本計画で、木造住宅の密集市街地における感震ブレーカーの普及率を今後10年間で25%とする目標を掲げました。感震ブレーカーは、地震の揺れを感知して、自動的に電気を遮断する装置です。大規模地震の火災防止策として注目されていますが、その普及率は1%未満の状況とされています。

平成14年9月に、内閣府、総務省消防庁、経済産業省を共同事務局として、大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会を設置し、感震ブレーカーの分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプの3種類の性能を調べ、性能評価ガイドラインを策定しました。この報告を受け、内閣府では、感震ブレーカーの普及促進を実施する予定です。また、補助制度や全戸配布を実施する自治体もあります。

横浜市では、平成13年度より感震ブレーカー設置への補助制度を創設しています。木造住宅の密集する地域を対象に、分電盤タイプは3分の2、上限5万円、コンセントタイプは2分の1、上限5,000円としています。

岡山県新庄村では、ことし2月、簡易タイプの感震ブレーカーを全世帯に無償配布しました。過去に1軒の火事が隣近所まで広がったことがあったということで、地震・火災対策の地域全体での取り組みの必要性を語られています。

大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会座長の東京理科大学大学院の関澤愛教授は、大規模地震の揺れによる電気火災を防ぐ対策として、簡易タイプを含む感震ブレーカーなどは費用負担も比較的小さく、設置しやすいこともあり、即効性が期待できると言われています。

そこでお伺いいたします。

本市においても、感震ブレーカーの普及促進を考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 議員の御質問にお答えします。

大規模地震時には、少なからず家屋の倒壊などが発生するものと予想されておりますが、その際、火災が発生しますと周りの住宅に延焼し、被害が拡大しやすくなると言われております。議員御指摘のとおり、地震の際に発生する火災のうち、電気が原因で起る火災については、地震の揺れを感知すると自動的に電気をとめる感震ブレーカーの設置を進めることが、大地震時、住宅の電気火災防止の観点から、防災、減災につながるものと認識しております。

しかしながら、電気によって出火する原因にはさまざまなものがあり、その全てを感震ブレーカーで防ぐことはできず、大規模地震時に電気によって出火する原因として、具体的には、電気ストーブや電気コンロに燃えるものが落ちてきて火がついたり、落下物によって火がつく、電源プラグが緩んで、接触不良の部分が発熱して出火したりすることがあると言われております。

また、感震ブレーカーには、約5万円から8万円ほどの分電盤タイプ、約2万円から

4万円ほどの感震リレータイプ、約5,000円から2万円ほどのコンセントタイプ、約3,000円から4,000円程度の簡易タイプと大きく4種類のタイプに分かれており、それぞれに一長一短がございます。

揺れと同時に電気が遮断することについては、夜間等におきましては避難等に室内の照明が点灯しなかったり、玄関のオートドアロックが作動しなかったりしては、そもそも避難する際に支障が生じます。テレビやラジオ等からの情報がとれなくなることも懸念されます。さらに、人工呼吸器等の医療用機器を御家庭で使用している住宅もあって、全ての電気供給を停止することは、直ちに生命の危機となるケースも想定されなければなりません。

国土交通省は、地震時等に著しく危険な密集市街地、これが計5,740ヘクタールございますが、これを定めており、経済産業省と内閣府、消防庁は感震ブレーカーを優先的に設置する地域として、当該密集市街地のほぼ全域を指定する方向との報道もあります。山口市は、幸いにして当該指定からは免れております。

したがって、感震ブレーカーについて一定の効果は認めつつも、その購入、設置については一律の対応は適当ではなく、どのような方法が最もふさわしいか、個々の世帯に応じて検討していただけるよう防災、減災啓発の一環として、感震ブレーカーの種類ごとの違いや性能等について周知を図ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 今の御答弁で、山口市においては一律の対応は適当ではないということでした。それは住宅の構造や家族の状況などを考えると、一概には全て同等とはなりません。個々にふさわしいと思われる機器を選ばれることが必要だと思います。

そこで、必要と思われる購入者、あるいは設置される方への防災、減災の手助けとして補助できればと思いますが、情報がまだまだ行き届いていない現状のようなので、補助については今後検討していただくとして、いつ起こるかわからない地震の火災対策として、早い時期の啓発、周知が必要と思いますが、いかがでしょうか。総務課長に再質問いたします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 感震ブレーカーの広報について御質問をいただきました。

大きく4つの種類がある感震ブレーカーですが、それぞれ機能も値段も異なり、懸念される問題点もさまざまであることは、先ほど答弁しましたとおりでございます。いざ

御家庭で導入を検討しようとするれば、各御家庭の生活スタイルを把握し、夜間の避難ルートをどう確保するか、テレビやラジオから避難情報はどのように入手するか、屋内の配線の状況はどうかなど、最適な感震ブレーカーを選ぶだけでも検討すべき課題が御家庭ごと、さまざまということが予想されるところです。

単純に電気を全てとめてしまえばよいのですけれども、そうはいかなさそうです。市民の皆様一度に十分な理解を求めることは、かなり無理があると思いますので、一般に周知が十分でないと思われる感震ブレーカーについて、その種類や特徴、有効性などの広報を、8月ですとか、9月ぐらいの広報で開始したいと思っております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 広報は8月か9月ごろということでしたので、十分な周知を要望して、次の質問に移ります。

3点目に、クールアース・デーの取り組みについて、市民環境課長と学校教育課長にお伺いをいたします。

クールアース・デーとは、天の川を見ながら地球環境の大切さを日本国民全体で再認識し、年に1度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、家族や職場における取り組みを推進するための日です。2008年、G8サミット・洞爺湖サミットが日本で7月7日に開催されたことを契機に、毎年7月7日がクールアース・デーと定められました。

環境省では、2003年より、夏至の日を中心に地球温暖化防止のため、夜8時から10時までライトアップ施設の照明を消す、CO₂削減／ライトダウンキャンペーンを実施してきました。ことしも昨日の6月22日、夏至の日から7月7日、クールアース・デーまでをCO₂削減／ライトダウンキャンペーンとして実施し、6月22日、夏至の日と7月7日、クールアース・デーの両日の夜8時から10時までの2時間を特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼びかけています。

地球温暖化を考える機会にできればと思います。本市の取り組みはどのようなでしょうか。また、空を見上げ、星の勉強などもできるのではないのでしょうか。学校教育の場ではどのように取り組みをされていますか、お伺いいたします。

○議長（上野欣也君） 奥田市民環境課長。

○市民環境課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

議員御発言のように、ライトダウンキャンペーン、今、ちょうどきのうから始まりまして、7月7日まで実施される予定でございます。本年のライトダウンキャンペーンは、ライトダウンする夜は、みんなが地球を想う夜をスローガンに、自主的な照明の消灯、

不必要な照明の消灯、特別実施日の一斉消灯などを環境省が中心となって行っておりま
す。本市におきましても、地球温暖化防止対策は重要な施策であると認識しております
ので、空調設備の温度設定やクールビズなどの実施により、節電などに日ごろから努力
しているところでございます。

さて、特別実施日のクールアース・デーの取り組みにつきましては、キャンペーン中
のライトダウンは毎年実施しております。2003年より実施しておりますが、本市は毎週
水曜日をノー残業デーと定めておりますので、クールアース・デーの7月7日ではなく、
7月の第1水曜日をライトダウン・デーとして実施をしております。本年は、7月1日
午後8時から10時までの2時間、市役所庁舎及び周辺外灯の一斉消灯を行うよう予定し
ており、全職員にも通知をして、協力を依頼しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 渡辺学校教育課長。

○学校教育課長（渡辺千俊君） 御質問にお答えします。

地球温暖化防止など環境保全教育は、今日的な重要課題として、各学年、各教科を通
して系統的に学習しております。

期間中の学校や家庭での一斉消灯への積極的参加については、全小中学校に対し通知
したところです。特に今年度は7月7日について、これを七夕という伝統行事としてだ
けではなく、地球温暖化対策に向けた世界的規模の取り組みとしての意義を伝えていき
たいと考えております。

また、小中学校の理科学習では、一般的に7月には月や星、地球や宇宙の学習が行わ
れます。クールアース・デーをよい機会にして室内外の消灯にも心がけ、晴天時には家
庭で夜空を見上げ、夢を語り合い、伝説と環境保全の両面から話題となるよう啓発を続
けてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 尾関律子君。

○10番（尾関律子君） 今答弁いただきました市としての取り組み、また、学校として
の取り組みが実施されているということがお話をさせていただきました。

私もふだんは余分なところの電気をつけているのですが、昨日は地球温暖化を考え、
少しでもライトダウンをしようと試みました。また、テレビでも、夜8時にはライトダ
ウンをする施設などを紹介し、一斉消灯をと促しておりました。

皆さんはどのように過ごされたのでしょうか。この期間だけではなく、努力していかな
ければなりません、このキャンペーンを機会に、家族で地球温暖化を考え、また、夜

空を見上げ、星の観察もできるとよいと思います。このライトダウンキャンペーンを理解し、クールアース・デー、7月7日の一斉消灯の特別実施日には、多くの市民の参加が促せるよう周知をしていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（上野欣也君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で14時10分より再開いたします。

午後1時56分休憩

午後2時10分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位7番 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは通告に従って、一般質問を3問、させていただきます。

まず1問目ですけれども、不適切な政治活動と選挙の公約ということで、市長と選挙管理委員会書記長である総務課長にお尋ねします。

選挙の候補者になろうとする者は、有権者へ公約を示し、政策や考え方、人柄などを伝えるために、各種の文書、つまりリーフレットやニュースを配ったり、街頭活動を行います。これらの行為は政治活動として認められ、かつ、選挙期間中の運動とは明確に区別されています。公約は選挙公報でも掲載しますから、有権者の事後検証も可能です。

さきの4月に行われた統一地方選挙に関して、全国的に違法行為が減った中、岐阜県内は、政治活動についての警告が多かったとされています。選挙期間中にしかできない行為を選挙の前に行う事例が多いわけです。山県市でも県議選、市議補選の投票がありました。その選挙の候補者等、いわゆる立候補予定の者の選挙前の政治活動に関して、不適切な行為が著しく目立ったと受けとめた人は少なくありません。

実際に県警が県議選関係で行った県内全体の警告、38件。私は、県警から情報公開でいろんな資料をいただきました。そういったものを集計しますと、38件のうち何と7件が山県市選挙区であり、異常に突出して多く認められました。私は選挙運動、政治活動に詳しい者として本も書いていますが、その視点からも、こんな状況が放置あるいは継続、再発してはいけないと強く懸念しています。

山県市では、過去に選挙ポスター代の水増し事件もありました。一般的な原則、当然の原則として、選挙の候補者が法律に違反し、あるいは社会的な常識を逸脱して、選挙に臨むことは許されません。なぜなら、公約を表明、伝達する場合の違法行為、脱法行為を許容する政治家は、当選後の当該本人の政治活動、公務活動で違法、脱法をする懸念が尽きないとして、ずっと以前から指摘されているからです。

そこで、このような異常事態が二度と起きないようにするために、市の選挙管理委員会や行政庁、行政機関の認識、見解を整理するために質問いたします。

まず、選挙管理委員会の書記長である総務課長にお尋ねします。

1つ目ですが、山県市内での行為に関しての県警の警告件数とその行為の内容、法などへの抵触の解釈はどのようでしょうか。

2番目として、県警の警告した案件について、市の選挙管理委員会はどうに受けとめるのでしょうか。選挙管理委員会がもっと早く相談してくれていたらの声も聞こえてくる状況です。前記の案件について、選管の県警への告知や相談、協議などはどのようなであったのでしょうか。

3つ目ですが、市の選挙管理委員や選管事務局職員がことし2月から3月ごろの市内の新聞折り込みで、違法文書が配布、頒布されていることは容易に認識できました。認識したのでしょうか。県警に通報したのでしょうか。それとも何とも思わなかったのでしょうか。無反応だったとしたら、職責違反、職務怠慢ではないでしょうか。

4つ目ですが、インターネット選挙が一昨年、2013年7月に解禁されました。インターネットのウェブページ、いわゆるホームページなどには告示、届け出後から選挙運動期間中の最終日、通常は土曜日ですが、このときまで更新できますが、投票日、いわゆる日曜日及びそれ以降については、当選のお礼に関するもののみを除いては、更新は禁止されています。市内の候補者等に関して、この規定への違法はないでしょうか、選管は点検をすべきです。その結果について県警に通報ないし協議の上、対応内容を示されたい。

5つ目ですが、選挙の候補者の法律や条例に基づく選挙公報での公約は極めて重要です。選管は、これをインターネットにも掲載しています。しかし、選挙後は、インターネット上から削除しています。私は、政治家の責任の所在のためにも、有権者の事後検証のためにも、選挙後もインターネット上に残すことを求めてきました。最近になって、総務省が遅まきながらその方向を示しました。山県市においても、選挙公報を選挙後もインターネット上に残すように転換すべきではないでしょうか。

次に、市長にお尋ねします。

6つ目として、前記の市内での警告案件について、累犯、いわゆる繰り返し犯罪を行うこと、そういった行為についての見解、及び警告を受けても、さらに同種の行為を繰り返す行為についての見解はどのようでしょうか。

最後ですけれども、市の補助金、助成金を交付し、当該団体が山県市行政機関内にある山県市〇〇クラブに関して、当該団体の顧問であることをインターネットのほか、政

治活動文書なり、立候補の新聞の経歴に示した候補者が、当選後に、成人した〇〇たちは応援スタッフとして働いてくれましたとインターネットで表現しています。

この関係は適正なのだろうかと市民から指摘を受けました。確かに、政治的、道義的に許されるのかということです。しかも当選後は、議員と市長の政治倫理条例の第3条にも抵触することになりかねません。まして、市の補助、助成金の増加や市の便宜の供与が増加することがあれば、一層その疑念が深まります。このことについての市長の見解と、財政的、実務的な今後の対応はどのようなのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 議員の御質問にお答えします。

本市選挙管理委員会の事務は、地方自治法第186条で、法律またはこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに係のある事務を管理すると規定されており、選挙管理委員会の最も重要な事務とは、選挙を公平公正、迅速かつ確実に、また、一切の事故なく実施することであると認識しております。

また、公職選挙法は、第1条に定める法律の目的の中で、選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保することを掲げています。

そして、選挙に関する啓発、周知等として、同法第6条第1項において、市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反そのほか選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないことを規定しています。

その一方で、選挙取り締まりの公正確保として、同法第7条に、検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取り締まりに関する規定を公正に執行しなければならないと定めてあります。

選挙に立候補しようとする者は、おのれの良心に従い、誠実に法令を遵守し、選挙選を戦うべきことは自明のことと考えておりますので、公職選挙法のこうした規定ぶりは、市町村の選挙管理委員会は主に選挙に関する啓発、周知等を担い、警察は選挙取り締まりを公正に執行することを担い、そして、選挙に立候補しようとする者を加えた3者が三位一体となって、選挙が公正かつ適正に行われることの実現を目指しているものと考えます。

さて、公職選挙法中、市町村の選挙管理委員会が実際に違法行為が行われている事実に対して行使し得る命令は、大きく分類して2つ。1つ目は、同法第134条で、法に違反して設置された選挙事務所の設置があると認めるときは、選挙管理委員会は、直ちにその選挙事務所の閉鎖を命じなければならないこと、2つ目には、同法に違反して掲示されたり、撤去しない文書図画をあらかじめ警察署長に通報した上で撤去させることができることが同法第147条、第201条の11第11項及び第201条の14第2項にそれぞれ規定されており、例えば、同法第142条に規定する文書図画の頒布について違反、違法があった場合、市町村の選挙管理委員会には、その事実を調査、捜査したり、改善を求め、命ずる根拠規定がないものと理解しております。

なお、山県市行政組織規則第6条の次の表において、選挙管理委員会に関することが総務課の事務分掌の一項目として規定され、市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則別表第2において、選挙管理委員会の所管に係る事務の予算の編成及び執行に関することが、選挙管理委員会の事務を補助する職員の補助執行事項として定められております。

こうした選挙管理委員会及び事務局に関する規定ぶりは、本市選挙管理委員会が歴史的に選挙取り締まりを公正に執行することは警察にお任せし、専ら選挙の実施と選挙に関する啓発、周知等を担ってきたものと認識しております。

1点目の質問のうち、山県市での行為に対しての県警の警告件数とその行為の内容については、一般質問通告書に整理、編集していただいた資料に、岐阜県警公表、H27年4月26日現在とありましたので、山県警察署に公表の事実を照会しましたところ、ホームページや紙面で公表している事実はないとの回答でした。

なお、報道では、県警捜査2課は26日、県内の統一地方選挙違反警告件数を発表した。警告件数は合計で69件で、2011年の前回統一選より33件増加した。県議選で新人候補者がふえ、無投票区が減ったためと見られる。警告の内訳は、事前運動19件、政治活動制限違反19件、法定外文書の頒布11件、戸別訪問10件、法定外文書の掲示9件、脱法文書の頒布1件。このほかに、選挙ポスターに落書きした疑いで1人を逮捕したなどと報道されております。

法などへの抵触の解釈はどのようなかについては、当然、県警において当該行為が違法であるとの認識のもと、警告または検挙されているものと理解しております。

2点目の質問のうち、県警の警告した案件についての、市の選挙管理委員会はどのように受けとめるのかについては、前回の統一選挙より増加した理由が報道のとおり県議選で新人候補がふえたためであれば、選挙の大ベテランであれば周知のことでも、一般

的に複雑な選挙制度について、新人候補への事前説明等がまだまだ不十分であったということでしょうし、無投票区が減って、選挙が行われれば選挙違反がふえるということであれば、一般にまだまだ選挙制度の周知徹底がなされていないということでしょうから、いずれにしましても、本市選挙管理委員会としましては、これまで以上に選挙に関する啓発、周知等に努めてまいります。

また、前記案件について、選管の県警への告知や相談、協議などはどのようなであったかについては、先ほど申し上げたとおり、ホームページや文書での公表の事実はないとのことで、当該案件について情報を入手しておりません。

しかしながら、議員が一般質問通告書に整理、編集していただいた資料をそのまま使用させていただくならば、本市選挙管理委員会が権限行使できるもののうち、番号10、16、19及び22の欄にあります公職選挙法第143条第16項第1号違反並びに第2号違反について、あと、同法第147条第1項の規定に基づき、既に提示されている違法文書図画を撤去させることができたものと考えますが、それらのいずれについても、県警の警告前に選挙管理委員会として承知しておりませんでした。したがって、県警の告知や相談、協議などの事実はございません。

なお、何か誤解をなさっていると申しわけありませんので、選挙管理委員会がもっと早く相談してくれていたらと話されていた方を、具体的に御教示いただければ幸いです。

3点目につきましては、公職選挙法第142条に規定する文書図画の頒布違反については、本市選挙管理委員会にはその事実を調査、捜査したり、改善を求め、命ずるための根拠規定なるものはないと理解しております。

4点目については、ウェブサイト等を利用する方法による文書図面の頒布の方法について、公職選挙法第142条の3に規定されているとおりであり、投票日当日におけるホームページの更新につきましては、同法第129条の規定により禁止されております。

ただし、事実関係を調査、捜査したり、改善を求め、命ずるための根拠規定なるものがございませんので、本市選挙管理委員会はインターネットのウェブページを点検すべき立場にありませんが、県警において適切に対処されているものと認識しております。

5点目について、選挙公報をインターネット上に残すことについては、平成27年5月22日付事務連絡で、総務省自治行政局選挙部選挙課より、選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載についてと題して通知がございました。その内容は、選挙公報の選挙管理委員会ホームページへの掲載に関する質疑応答集についてその取り扱いを通知していること、選管ホームページに選挙公報を継続して掲載することに関する質問趣意書に対する答弁書の内容を周知するものでした。

具体的には、従来のQアンドAはそのまま生きているものである一方、特定の選挙の啓発、周知活動の一環として行うものではなく、過去の選挙に関する記録としては、選挙管理委員会の記録用のホームページ上に選挙公報を投票日の翌日以降、継続して掲載することについて、次回以降の選挙に係る選挙公報と混同されたり、選挙の公正を害するおそれのない形式で行われるものである限り、差し支えないものとされております。このことを受け、その具体的な形式について不明な点がありますが、当該答弁書の内容の趣旨に配慮するよう検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 6点目からの御質問にお答えをいたします。

本市選挙管理委員会が選挙に関する啓発、周知等を営々と継続し、また、検察官、岐阜県公安委員会の委員、警察官の方々が選挙取り締まりの公正確保に努めてくださっているにもかかわらず、依然として選挙違反について警告案件がゼロにならないことは、大変残念に思っております。

次に、7点目でございますが、それまでさまざまな職業についておられた、さまざまな社会、地域活動に従事しておみえになったり、さまざまな分野から政治を志し、選挙に立候補されることは、誠に尊いことと認識しております。政治を志した以上、李下に冠を正さずとの故事にあるとおりと存じます。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 再質問しますけど、市長の答弁、別にそれ以上、この場ではどう言うつもりはありませんけど、選管の担当としての総務課長の答弁には失望しました。市と、特に県警と、それぞれ仕事の違い、あるのは当然ですが、余りにも事務的過ぎて、すみ分けの中に逃げ込んだと思います。だから、厳しく再質問をしたいと思っていますけど。

先ほど、県議選38件のうち7件が山県市だったということは申し上げたし、今回、2陣営というのかな、2候補者の選挙だったと思うんですけど、ある一阵営に聞いてみたら、私のところは警告を受けていませんということでしたから、残る1つが全部受けたということになるのだろうと考えますが。私、6月16日に、市内全戸に配っているニュースでこういった一般質問のこともお伝えしました。そうしたら何件か、市民から情報提供が新たにありましたけど、それについては、今後また調べて、また整理したいと思いますけど。

それで、再質問、総務課長に聞きますけれども、県警との、県との事務分掌ということも含めながら聞きますけれども、事務所の看板、後援会、政治団体の事務所の看板の届け出は市町村の選管のお仕事で、看板を出していいですよというシールも出しますということですが、例えば県議選中は、他の政治団体、例えば次の市議選の、市長選の政治団体の看板、届け出はできないわけですね、受け付けられないわけです。

ところが、今回、4月3日告示、12日投票の県議選中に、ある他の選挙の政治団体から届け出が出ていた。出てくることもおかしいんでしょうけど、受け付けた選管もおかしいんですね。あなたの言った事務ですよ、市の事務、4月6日ですよ。それで、看板をその日に立てられました。

私のところに声が来たのは投票日の12日だから、約1週間、違法な看板が市の選管のせいで立てられたわけですよ。申請した候補者はだめですと言われれば当然出せないから、そこはとまったんですよ。市が受け付けたからその状態が1週間になったんですが、先ほどの県や市との事務の違いを前提にして、どうやってお答えをされるのかお聞きしたいということと、まず、あなた、総務課長がその事実関係を認識しているのか。それから、その原因、じゃ、今後どうするのか。そこはさっきのような答弁をされたら、きちっと答えていただきたいということをお聞きします。

ちょっと休憩してもらわんと。時間、どんどんたっちゃったんですけども。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再質問にお答えします。

今、議員のほうから御質問のありました件につきましては、総務課長として、私は承知しておりません。

以上です。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 総務課長が知らない。選管の書記長が知らない。看板を出していいですかという届け出、それに対してオーケーですよとシールを張る。これ、行政処分ですよ。それを受けて、法律に基づいて、市町村が認めるとしている看板を設置したんですよ。行政処分ですよ。しかも、それが投票日はだめです、さかのぼって撤去してくださいというふうに、実際、12日、撤去されましたよ。行政処分ですよ、これも。

それを課長が知らずに、されていること自体、おかしいでしょう。あなたがさっききちっと、市町村の選管の仕事はこうですと言ったから、私はあえて厳しく聞いていますよ。

どうなんですか。行政処分があなたの知らないところで行われて、受け付けられて、

看板を撤去しないと6日後に言われて、そういうことが現実に行っていることについて、選管の委員長が知らないのは、実務上は仕方がないですよ。でも、実務上、あなたが知らないなんていうことはあり得ないわけで、先ほどの答弁は信じられませんが、どうやって釈明しますか。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 再々質問にお答えします。

看板の届け出ということでございますので、選管としては届け出は受理したということで、処分はないものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（上野欣也君） 質問をかえてください。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 受理できない期間に受理すること自体が選管の違法ですよ。それを処分じゃないなんて逃げるなんてことは信じられません、謝罪もないし。当事者にも謝罪しなきゃいけないのに。来年、市議選がありますから、きちっとこれから1年間、勉強してくださいね、そんなことのないように、絶対に。

では、次に行きますけど、2番目として、保育料の無料化ということで市長にお尋ねいたします。

少子化対策、子育て支援の政策の重要性が増していることは誰もが認識しています。私は、子育て世代が安心して暮らせる山県市が望ましいと、子ども医療費の助成の拡大、保育料や給食費の負担の軽減などを訴えてきました。その根底にあるのは、子供が育つことの経費やシステムのサポートは、本来、国や自治体が責任を負うべきだと考えているからです。

例えば義務教育の教科書は、親の所得制限もなしに無償化されています。子育て支援の政策の実施において、保護者の所得制限を設ける自治体や案件がありますが、さきに述べたような子育て支援の政策は、社会の責任という観点から、保護者の所得制限は設ける分野ではないと私は考えます。

さて、今回、市長の方針として、3歳以上の保育料を無料化する、私立の幼稚園などの場合も同レベルの助成を実施するということです。私はすばらしいことだと受けとめています。

そこで、市長の見解を確認いたします。

3歳以上の保育料無料化と幼稚園助成の施策の概要、実施の理由、経費の見込みはどのようなのでしょうか。

次に、財源の認識について、議会で配付された資料では、投資財源は、職員人件費等によりこれまで積み立てた基金を活用とあります。読み方によっては、職員人件費を節約して、あるいは節約したことで、保育料無料化を実施するともとれます。資料の前記の趣旨は、今まで行ってきた行財政改革等で生まれた余裕のある財源、これは今後も経常的に生ずると考えられるところ、それを財源と認識するという表現がより適切ではないでしょうか。市長の真意はいかがでしょうか。

次に、現在の幼稚園の就園奨励費には所得制限がありますが、今回の市長の助成策では、所得制限がないと理解します。所得制限についての市長の見解はどのようでしょうか。

次に、政府の政権与党は、幼児教育の無償化を上げていますが、国の動向についての認識と、市の財源への影響や認識に関してどのように展望しているのでしょうか。

5つ目として、3歳未満児、いわゆる10カ月から2歳までは無料化の対象としないということです。子育て中の保護者らは、区別というよりは差別的と感じるでしょう。配付された資料の転出抑制と出産意欲の向上を目指しとの事業の実施の趣旨に照らして、年齢の限定は、著しく不合理、不整合と言うしかありません。3歳未満児、いわゆるゼロ歳から2歳、この子たちも対象としたときの経費の見込みはどのようでしょうか。そもそも、3歳未満に適用しない理由は何なのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の施策の概要、実施の理由、経費の見込みにつきまして、施策の概要は、保育料無料化は、当該年度の初日の前日における年齢が3歳から5歳である年少児、年中児、年長児の通常保育料を無料化しようとするものでございます。市内に住所を有する該当児を保育園に預ける方が対象となりまして、他市町村の保育園に通園する広域保育の方も対象となります。ただし、延長保育や一時保育は対象外とし、従来どおり、保育料、利用料の負担をお願いするものでございます。本年度の該当者は、4月現在、全園児540人のうち411人が対象となります。

また、私立幼稚園保育料助成につきましては、現在も保育園と私立幼稚園の負担の平準化を図る幼稚園就園奨励費制度があります。平成27年度幼稚園就園奨励費の限度額であります30万8,000円を上限といたしまして、保護者の実質負担部分を山県まちづくり振興券で助成するものでございます。本年度4月の概算で、市内在住のいわゆる年少、年中、年長の3クラスの対象者は、市内、市外の幼稚園通園児を合わせて153人となります。

なお、就園奨励費の申請と支払いが年度末になる現行制度に合わせるため、山県まちづくり振興券の交付は、3月末から4月初旬になり、利用期間は、次の年の10月末までの約1年半となります。

実施の目的は、持続可能な社会の創出を図るため、出産意欲の向上、転出抑制及び人口増などによる市の活性化を目指し、実施するものでございます。

経費の見込みといたしましては、本年9月から平成28年3月までの7カ月間でそれぞれ、保育料無料化は4,418万4,000円の減額を見込み、幼稚園助成は1,575万円を見込んでいます。

次に、2点目の財源の認識につきましては、資料では、効果が直ちにあらわれない場合の先行投資分という点に焦点を当てた説明としております。確かに、経常的な財源という点に焦点を当てた説明のほうがわかりやすかったと感じるところはございます。

次に、3点目の所得制限につきましては、一般的には、財源の確保が困難な場合、所得制限による低所得者世帯や多子世帯への負担軽減策は、子育て支援の段階的な制度として有効であると考えられますが、幼児教育の重要性に鑑みて所得制限をなくしました。全ての保育園児、幼稚園児の保護者の負担を一律に軽減することにより、どの保護者にも経済力の差にかかわらず、各家庭の事情や教育観に合わせて受けさせたい教育、あるいは保育の選択幅が拡大するものと考えております。

次に、4点目の国の動向についての認識、市の財源への影響や認識につきましては、国の動向が明確ではありませんので、はっきりしたことを申し上げることはできません。今後、国の動向については、十分留意していく必要があると考えております。

次に、5点目の3歳未満児はなぜ無料化の対象としないか、対象とした場合の経費の見込みにつきましては、子ども・子育て支援法の第2条第1項において、子ども・子育て支援は、父母その他保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野の構成員が相互に協力して行うものとされています。保育とは、子供の命を守り、衣食住の世話をする養護と、言葉など、生活に必要なことを教える教育の機能をあわせ持っています。

厚生労働省の保育所保育指針で、保育計画に基づき、年齢に応じて計画を立てて実施することとなっています。この計画は、5歳児、4歳児、3歳児の年齢、発達に応じて内容が異なっており、年間計画、月間計画を3歳未満児については一人一人に個別計画を立てて対応しており、個別計画の有無が3歳児以上と3歳児未満の保育の違いということができます。このため、保育士の配置基準も、1歳未満は3人に1人、1歳から3歳未満は6人に1人、3歳から4歳未満児は20人に1人、4歳児以上は30人に1人とさ

れています。

3歳児以上の子供の大半は、義務教育前の準備として、保育園あるいは幼稚園に通園しており、生活に必要な基本的習慣や態度を身につけることを理解したり、情緒が安定し、自己を十分に発揮し活動するなど、その後の成長に大きな影響を与えると認識しております。3歳児以上の保育に対する経費を対象とするものでございます。

また、ゼロ歳児から適用した場合、9月から7カ月間で5,700万円ほどになると見込まれます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 残り時間も12分ほどになってしまいました。

それで、今の最後の3歳未満のことは改めて別の場で議論するとして、再質問は福祉課長と市長にお聞きしたいと思っています。

まず、福祉課長には、先日、この議場で、11日でしたか、議案質疑で答弁がありました。教育委員会の管轄、幼稚園は、子供の住んでいるところということで、親が別のところにも対象としますよと。福祉課、保育園のほうは、親がそこ、一緒に市内に住んでいないと対象としませんということでした。

それは原則論として、しかし、例えば、今、DVだとか、虐待だとか、いろんな事情、あるいは経済的なこともあるでしょう。そういった場合に、子供を祖父母などに預けて、親が別の自治体で仕事をするというケースは時々ありますよね。あるいは、母子、父子家庭もあるでしょうし。そういった場合にどうするかという特例的な部分について、全く余地がないのかということ、そのあたりを簡潔に課長に答えていただきたい。

それから、市長には、この保育料の無料化というのは非常に素晴らしいことだと思っているわけですが、ぜひそれは社会的に大きく宣伝して、そのことに当事者意識を持つ人たちに、ぜひ興味を持ってほしいわけです。そのためには、この制度のための予算措置、議会で議決されたらきちっと、市長が堂々と記者会見してPRしてほしいと思うんですが、そのあたりのPRについて、市長は、記者会見などはいかがお考えでしょうか。

○議長（上野欣也君） 江口福祉課長。

○福祉課長（江口弘幸君） 再質問にお答えをいたします。

今、市内在住ということですがけれども、市外、親と離れておる、市外在住におるというのは、今おっしゃられたとおり、児童虐待あるいは育児放棄ということが考えられます。例外的に考えられるものでございます。

今言われました経済的なことにつきましては、その状況、ケースによって、内容を検

討しながら判断していくということになります。明確には申し上げられませんが、状況によって判断させていただくということです。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） こうした福祉施策、いろんな施策がございますけれども、今、課長も答弁しましたが、特に福祉という観点から、幅広く対応していきたいと思っておりますし、また、ほかの件につきましても、そういった指示をしております。そして、啓発の仕方につきましては、十分検討させていただきたいと思います。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 市長に再々質問ということでお聞きします。

いろんな事情がある場合、この議場では原則しか答えなくて、保育園の親が違うところに住んでいる場合、だめですよという答弁が11日だったと思いますが、一応今の方向づけでいくと、いろんな状況を考慮して、市長もその方向で判断していただけるということなので、1人ずつ、1件ずつの状況を申請していただいて、きちっと的確な判断をしていただきたいと、多分いただけるんだろうと思いました。

もう一点、PRとかそのあたりについてですけれども、記者会見についても明確な答えがなかったけど、少なくとも市長が記者会見するということは必要ですし、例えばそういうふうにすれば、次の日なりには新聞やテレビで出ますから、そういうときには、大抵ホームページでみんな調べるわけですよね。そうすると、トップにそのことについての特集的な記事が、当分の間はある必要がある。

そういったいろんなことを組み合わせた形の方法も考えて、ぜひこのすばらしい保育料の無料化を宣伝するという意気込みを持ってほしいんですが、その点、市長のお考えはいかがですか、改めてお聞きします。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 意気込みを持って進みたいと思います。

○議長（上野欣也君） 寺町知正君、質問をかえてください。

○9番（寺町知正君） では、3番で通告していますふるさと納税の現状と今後について、市長と総務課長にお尋ねします。

ふるさと納税は、出身地や応援したい自治体に寄附をすると税金が軽減される制度で、今回さらに拡充され、手続も簡単になりました。

そもそもふるさと納税は、2008年、平成20年度から始まりました。私はその直前の3月の議会で一般質問するために、2月の終わりごろに市の幹部と話し合いました。その

とき、幹部はそういう制度が始まることは知らないとのことで、驚きました。

ともかく、そのときの一般質問では私は、批判もありますが、地方交付税の役割と同様だとも言え、制度ができる以上は最大限活用すべき、自治体間競争が見込まれる中で速やかに具体的対応が必要、市は、過去、こういうことに積極的でなかったが、転換すべきとの趣旨を述べました。

答弁した当時の副市長は、もしこの制度が定着すると、我が国における伝統的な納税制度の変革点となるし、世界のリーディングケースになると述べながらも、制度は当面の試行的または暫定的なものになるような気がするとして、拙速な対応は避けたい、地元特産品を贈与するような方法は非難されるべきと答えました。

市は、昨年2014年8月に一部の運用を改め、特典をふやしたことなどで、ふるさと納税の額や件数が増加しました。ふるさと納税の効果は、税収の増加は当然として、自治体のPRの仕方の訓練、知名度の向上などもあり、子育て支援や他の諸施策の宣伝力も高まるなどが見込まれることは言うまでもありません。国はことしから制度を利用しやすく改めたことで、さらに新たな取り組みが各地の自治体で発表されつつあります。それに対して、山県市は余りに腰が重いとの市民の声も聞きます。

そこで、以下、担当の総務課長にお尋ねします。

1つ目ですが、市のふるさと納税の額、件数の推移をどう把握し、どのように認識するのでしょうか。2つ目、市のふるさと納税の額、件数の全国及び県内での順位は、上位、中位、下位、そのいずれと認識するのでしょうか。3つ目、ことしのふるさと納税の制度改革の特徴はどのようで、今後の市への影響の予測をどのように持つのでしょうか。

次に、以下、基本方針を提示すべき市長にお尋ねします。

山県市が採納、受け取った市民と市外からのふるさと納税の比較の概要や傾向を見れば、他市町村の在住者から山県市への寄附より、山県市民が他の自治体への寄附のほうがはるかに上回っています。寄附の額は市外からが約300万円、これに対して、市民が市外にした寄附が約840万円、つまりマイナス540万円。件数では、市外からが約120人、これに対して、市民が市外にした寄附が約220件、つまりマイナス約100件。

単純な比較であえて言うなら、ふるさと納税の姿勢の結果としての税金の損害とも映ります。ふるさと納税に対する市の姿勢や方針の間違いだ、市民から指摘されても反論できません。市長はこのことをどのように受けとめるのでしょうか。そして、この市からの流出分が多いことの対策はどのようにするのでしょうか。

最後に、ふるさと納税の市の今後の対応方針、あるいはその方向性をどのようにして

いくのでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（上野欣也君） 太田総務課長。

○総務課長（太田智倫君） 御質問にお答えします。

1点目の市のふるさと納税の額、件数の推移をどう把握し、どのように認識するかにつきましては、平成20年度は5件、23万円、平成21年度は10件、116万5,038円、平成22年度は7件、35万1,300円、平成23年度は4件、93万3,617円、平成24年度は7件、159万7,734円、平成25年度は13件、128万902円であったところ、平成26年度は139件、293万4,801円となっており、平成26年度中に実施した工夫により一定の効果が見られたものと認識しておりますが、平成26年度の件数が前年度比約10.7倍となった一方、金額では2.3倍と、その効果は平成25年度までの寄附者構成のうち、より小口の寄附者が増加に寄与したものと認識しているところです。

2点目の市のふるさと納税の額、件数の全国及び県内の順位については、全国の数字は額、件数とも、県内の数字については件数の順位は把握しておりません。不完全な数値ながら、県内の市における金額の順位は、平成23年度は14位、平成24年度は11位、平成25年度は15位、平成26年度も15位です。

ふるさと納税の順位については、大口の寄附者がぼつとあらわれるだけで大きく変動しますし、件数がそのまま寄附額の増減に直結しないことから、ふるさと納税制度の評価がこれらでできるものとは考えておりません。また、国、県のいずれも、市町村の寄附金額、寄附件数の競争をあおるような数字の公開をしていないことも申し添えます。理由は同様の考え方であろうと推察している次第です。

3点目のことしのふるさと納税の制度改革の特徴については、先ほど影山議員の御質問に対して答弁したとおりですが、地方創生を促進する観点から、これまで以上にふるさと納税の制度を活用して、地方のさまざまな取り組みを応援してもらうということです。

なお、今後の市への影響の予測をどのように持つかについては、まだまだ市民に占める寄附者の割合が少ないことから、対前年比で見れば、件数などの数字の変動幅は大きく出るものと考えております。一方で、相変わらず大口の寄附者が1人あらわれるだけで、寄附金額の対前年比など、大きく変動してしまいますので、問題になりません。

参考までに、平成26年4月から月ごとの本市への寄附件数及び寄附金額をそれぞれグラフ化してみたところ、相関性は見られませんでした。したがって、わからないとお答えするのが正直な答えになろうかと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 4点目以降につきまして、お答えをいたします。

議員御指摘の数字について、先ほど総務課長から答弁いたしました寄附額について、年ベースに置きかえ、平成20年から26年までに合計いたしますと、167件、744万8,392円となります。

ふるさと納税を検討する際に、件数または寄附金額を比較しても意味がない旨、総務課長も答弁をいたしましたが、議員作成の表②、山県市民が他へ寄附した人数では、167人引く220人とわずかにマイナス53人、金額は、744万8,392円引く841万6,600円と96万8,208円のマイナスでございます。また、平成23年分が大きく436万7,000円のマイナスとなっているのは、同年3月11日に東日本大震災が発生した影響が非常に大きいものであったと考えております。

ふるさと納税の制度開始後、議員御指摘のような状況にはないものと認識をいたしております。不思議に思い、総務課職員に確認したところ、他市町村へ寄附された人数及び寄附金額、そのままずばりの数字はございませんでしたので、議員にお渡しした「山県市民がふるさと納税をした人数と金額」と題した資料を作成した際には、税務課の寄附申請者一覧情報と総務課の寄附者一覧情報を突合して、山県市民が他市町村へ寄附された人数及び寄附金額を推計したわけですが、問題点が3つございました。

1つ目は、必ずしも寄附者の全員が確定申告を行って、寄附金額の全額の税控除を受けているわけではないこと、2つ目には、一部不存在の情報を補うため、計算の便宜上、全て寄附申請したものと仮定した年が平成20年、23年、24年の3年度分あること、3つ目は、寄附申請額と寄附額を比較して、明らかに大口の寄附額が申告されていないとわかる多額の寄附金額、30万円1件、50万円1件を除外して作成している年、21年度でございますが、あることでした。

以上のことから、議員御指摘の220件、約840万円の数字は、山県市民が他市町村へ寄附し、税額控除を受けたことによる本市の税減収額より大きくなる傾向があります。したがって、先ほど御説明したマイナス人数及び金額は、実際のところもっと少なくなる可能性もあります。もちろんお渡しした資料には、ただいま申し上げましたような記載がなされておりましたので、議員も御承知のことと存じます。

また、山県市が採納したふるさと納税の人数と金額と題した資料を作成して、議員にお渡ししておりますが、他市町村在住者が寄附した人数及び寄附金額を計算する際、本市が寄附をいただいた人数及び寄附金額から、山県市民が本市に寄附した人数と寄附金

額を減ずると同時に、団体及び法人が寄附していただいた人数及び寄附金についても減じております。

ただし、団体及び法人が寄附した人数及び寄附金額、これは23件、147万8,892円、本市が寄附をいただいているわけです。山県市民が本市に寄附した20件、296万5,000円分についても、寄附金控除により本市の税収入はその分減りますが、同時に寄附をいただいているわけでございます。

仮に数字を比較するとする際には、私としましては、これらを減額して議論するつもりはございません。さらに言えば、寄附控除により税金の減収した分の75%は交付税で手当てされ、丸々マイナスになっていないことも理解しております。

ところが、議員は、団体、法人が寄附した分も、山県市民が本市に寄附した分も減額して、議論に臨もうとされております。交付税で手当てされる分も考慮されていない。かようなことで、議論がかみ合わないわけですから、結論もかみ合わないことは御容赦いただきたく存じます。

次に、5点目につきましては、拙速を慎み状況の正確な把握に努める一方で、国が地方創生を促進する観点から、ふるさと納税の制度を活用して、地方のさまざまな取り組みを応援してもらおうという趣旨で制度の拡充を図ったわけでございますので、鋭意迅速な検討と的確な実行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野欣也君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩します。

午後 3 時00分休憩

午後 3 時03分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（上野欣也君） 本日は一般質問でございますので、予定しております一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

一般質問を本日で全て終了いたしましたので、24日は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。したがって、24日は休会とすることに決定いたしました。

26日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時04分散会

平成27年 6 月26日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

平成27年第2回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 6月26日（金曜日）

○議事日程 第4号 平成27年6月26日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第64号 市道路線の廃止について
- 議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第64号 市道路線の廃止について
- 議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

請願第 1 号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第 3 討 論

議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第 1 号）

議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第64号 市道路線の廃止について

議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について

議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

請願第 1 号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第 4 採 決

議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第 1 号）

議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第64号 市道路線の廃止について

議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について

議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

請願第 1 号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第 5 議第67号 山県市教育委員会教育長の任命同意について

日程第 6 質 疑

日程第 7 討 論

日程第8 採 決

日程第9 発議第4号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第10 質 疑

日程第11 討 論

日程第12 採 決

日程第13 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）

議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第64号 市道路線の廃止について

議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について

議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について

議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）

議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

議第64号 市道路線の廃止について

議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条

	例の一部を改正する条例について
議第66号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願
日程第3	討 論
議第57号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第58号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
議第59号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第64号	市道路線の廃止について
議第65号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
議第66号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願
日程第4	採 決
議第57号	山県市税条例の一部を改正する条例について
議第58号	平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）
議第59号	平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第60号	平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第61号	平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議第62号	平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第63号	平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第64号	市道路線の廃止について
議第65号	山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について
議第66号	山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について
請願第1号	所得税法第56条の廃止を求める請願

日程第 5 議第 67 号 山県市教育委員会教育長の任命同意について
 日程第 6 質 疑
 日程第 7 討 論
 日程第 8 採 決
 日程第 9 発議第 4 号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について
 日程第 10 質 疑
 日程第 11 討 論
 日程第 12 採 決
 日程第 13 議員の派遣について

○出席議員（14名）

1 番	操 知 子 君	2 番	村 瀬 誠 三 君
3 番	福 井 一 徳 君	4 番	山 崎 通 君
5 番	吉 田 茂 広 君	6 番	上 野 欣 也 君
7 番	石 神 真 君	8 番	杉 山 正 樹 君
9 番	寺 町 知 正 君	10 番	尾 関 律 子 君
11 番	武 藤 孝 成 君	12 番	藤 根 圓 六 君
13 番	影 山 春 男 君	14 番	村 瀬 伊 織 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	森 田 正 男 君	総務課長	太 田 智 倫 君
企画財政課長	久保田 裕 司 君	税務課長	石 神 彰 君
市民環境課長	奥 田 英 彦 君	福祉課長	江 口 弘 幸 君
健康介護課長	藤 田 弘 子 君	産業課長	山 田 和 哉 君
建設課長	長 野 裕 君	水道課長	大 西 敏 彦 君
まちづくり・企業支援課長	鷲 見 秀 夫 君	会計管理者	遠 山 治 彦 君
消 防 長	藤 根 好 君	学校教育課長	渡 辺 千 俊 君

生涯学習課 梅 田 義 孝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 竹 村 勇 司 書 記 宇 野 照 泰
書 記 鷺 見 芳 文

午前10時00分開議

○議長（上野欣也君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（上野欣也君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 藤根圓六君。

○総務産業建設常任委員会委員長（藤根圓六君） それでは、議長の許可をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告を行います。

本委員会は、6月15日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第58号、議第64号、議第65号及び議第66号の所管に属する条例案件2件、補正予算案件1件、その他案件1件の4議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑について、議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）（総務産業建設関係）では、総務費、総務管理費、企画費、印刷製本費の内容について、コミュニティセンター助成事業の申請などの規定について。農林業水産業費、農業費、畜産業費、畜産クラスター補助金は、期限付きの補助制度か、また対象となるのは個人か団体のどちらを想定しているのか。農林業水産業費、農業費、林業振興費の里山林整備事業が6月の補正に出る理由と事業内容について。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての年度末までの支出額または支出額の見込み並びに当年度以降の支出予定額等に関する調書の来年度以降の記載方法は。議第64号 市道路線の廃止について、市道廃止後の税負担は。議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について、施行を7月1日とした理由は。議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例については。期末手当の支給削減について質疑応答がありました。

討論では、議第65号及び議第66号の反対討論が行われました。

採決の結果、付託されました議第58号及び議第64号の議案は、全会一致で、議第65号及び議第66号は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 吉田茂広君。

○厚生文教常任委員会委員長（吉田茂広君） それでは、厚生文教委員会委員長報告を行

います。

本委員会は、6月18日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第57号から議第63号までの7議案の所管に属する条例案件1件、補正予算案件6件及び請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例についてでは、社会保障・税番号制度導入に向けて、個人情報管理の安全面及び市の認識について。議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第1号）（厚生文教関係）では、保育料無料化関係として、保育園入園者負担金の減額に伴う保育料無料化の財源見通しについて、保育料無料化の趣旨及び市の考えについて、保育料無料化の対象園児について。事業実施に当たり、保護者へのアンケートは行われたか。本事業は一過性のものではないか。即時無料化ではなく、負担軽減について段階的に行う考えはないか。保育料無料化の制度導入は、財源的に見て早急過ぎるのではないか。対象時期だけ住所地移動をする人が発生し、人口増に結びつかないのではないか。住所地移動に関して、在園児においては、卒園後の山県市から他市への移住期間の制限を設ける考えはないか。子育て支援の一環で保育料無料化をするのであれば、年齢区分なく全ての園児を対象とすべきではないか。また、住宅用地現況判読調査業務委託料として、調査方法と実施範囲についての概要などの質疑応答がございました。

採決の結果、付託されました議第57号、議第58号の議案については、賛成多数で、議第59号から議第63号については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願についての質疑として、申告の仕方で納税者を差別するとの趣旨を請願に書かれていることに対して、どのような差別があるのか。青色申告か白色申告にすべきかは納税者の自由な判断であり、制度を選択することができる所得税法第56条を廃止する必要性があるのか。所得税法第56条を廃止するメリットについて、などの質疑応答がございました。

採決の結果、請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願については、賛成少数にて不採択と決定いたしました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（上野欣也君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（上野欣也君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（上野欣也君） 日程第3、討論。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 議長から許可をいただきましたので、議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論に加わりたいと思います。

10月から住民登録している全ての国民に、生涯変わらない12桁の個人番号を強い、通知されるとともに、来年1月から、マイナンバー、国民共通番号制度の運用が開始されます。これに向けて、平成27年3月1日に閣議決定された行政手続における特定個人を識別するための番号の利用に関する法律の実施に伴う市税条例の一部を改正する議案が提案されています。

このマイナンバー制度は、社会保障、税、災害分野に限定して始め、法律施行後3年をめどに利用範囲を拡大するとされていきました。しかし、昨年6月に閣議決定した世界最先端IT国家創造宣言では、健康保険証や国家公務員身分証明書等のカード類の一体化、一元化や戸籍、パスポート、預貯金、医療、介護、病歴などの健康情報などでマイナンバーの利用範囲の拡大を打ち出し、まだ法律が施行もされていないのに預金口座とメタボ検診等の医療情報をマイナンバーで管理する改正案を国会に提出しました。

マイナンバー制度は、住基ネットと比べても、物にならないほどの個人情報が収集され、これら個人や法人が丸裸にされる危険性があります。そして、アメリカや韓国での成り済まし犯罪が日本でも起きる可能性があります。これらの情報が一たび流出すれば、はかり知れない被害を招く致命的な欠陥制度です。

さて、日本年金機構は6月1日、年金の個人情報を管理しているシステムがウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や住所、年金番号など、約125万件に上る個人情報が流出したと発表しました。年金番号や氏名などは、年金支給を初めさまざまな手続に利用されます。今回の個人情報流出事件は、公的機関の個人情報管理の脆弱性を示し、この点では100%の絶対安全な管理はあり得ないことを菅官房長官が国会でみ

ずから認めています。

一方で、中小企業では扶養控除、源泉徴収票、社会保険の届け出などに共通番号の記載が求められます。そのために社員やその家族、また取引先の共通番号を管理することが課せられ、セキュリティの面でも不安が広がっています。

このような現状の中で、今回の条例改正は、こうしたマイナンバー制度の施行の一環として準備されるものだとは認識しますが、制度の根幹にかかわる個人情報の流出という事態の中で、一旦ここは再検討し先送りの措置をすべきだと考えます。現状のまま推移すれば、市役所の実務に関する個人情報の管理という面での不安と膨大な負担発生が予想されます。

この制度の法案に対する慎重審議を求める意見書が全国の地方議会で採択されている現状も踏まえ、山県市税条例の一部を改正する条例の制定に反対の意見を表明し、反対討論を終わります。

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○3番（福井一徳君） 議第58号 平成27年度山県市一般補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論に加わります。

さて、今回、補正予算に計上されている中心施策は、3歳児からの保育料の無料化の実施であります。私立幼稚園、153名に対して7カ月分の保育料助成事業に1,575万円、山県市保育園運営費負担の減額、つまり411名分に対する7カ月の保育料免除、4,418万4,000円、合わせて実質5,993万4,000円の保育料の無料化です。財源は、当初予算時の27年度末残高見込財政調整基金、24億4,132万9,000円から、今回さらに財政調整基金からの繰り入れ、4,578万2,000円等によるものです。

私は以下の2点から、保育料3歳児以上の無料化の提案に賛成するものです。

1点目は、若い子育て世代を応援することは、将来を担う子どもを社会に育てる施策の一環であると思います。その山県市の施政の考え方を広く発信し、今後の住みやすい山県市づくりにつなげていくものであるという点です。

2点目は、保護者の負担軽減分、年間換算で1億700万円が地域での消費、文房具やその他に回り、地域の経済循環、地域の活性化につながる地域経済の活性化策であるとい

うことです。

今回の施策に当たっては、財政を問題視する意見もあります。市長は、財政調整基金からの繰り入れにより対応するとのこと。この施策を持続可能なものにする上で、財政面では自主、民主、公開の原則のもとしっかりとした財政対応が重要です。

実は、全国で合併算定がえ終了を受けた地方交付税見直しが、2014年から一部実施されていると思います。具体的には、支所加算、標準団体面積等の変更による消防費や清掃費、地域振興費の単位費用の見直しなどが、今年度から段階的に3年間かけて交付税に反映されることが総務省の資料に掲載されています。

以前、市長は5年後には地方交付税が10億円削減されるので大変厳しくなるのお話をされていました。ところが、昨年9月の市議会定例会では、積極的な施策を含む決意の表明やその後、ことしの議員懇談会の場合だったと認識していますが、地方交付税の5年後の削減が、10億円が3億程度になる踏み込んだ見通しをおっしゃいました。そのとき、総務省の資料等を類推して根拠のあるお話と承りました。今、山県市の第2次総合計画、中でも東海環状、名称を申請中の山県インター周辺の整備計画にかかわり、国の特別交付金の4割助成を目指すにしても、残り6割は山県市の財政からの負担になります。したがって、今後の各種事業の検討は、地方交付税の見直しと財政調整基金取り崩しをめぐり重要な課題になります。このような関連も含めまして、今回の保育料無料化の財政措置等もかかわって、今後5年間程度、地方交付税の見通し、財政計画の見通しについては、議会としてもしっかりと見通しを期して精査する役割を担っていく決意も含めまして、今回の保育料3歳児以上の無料化の施策を含めた補正予算に対する賛成討論といたします。

最後に、請願第1号 所得税法56条の廃止を求める請願について、採択に賛成の立場から討論に加わります。

請願の趣旨については、本会議にて趣旨説明させていただいたとおりです。家族従業者の働き分を正当に必要な経費として認めるための所得税法56条の廃止要求です。

例えば八百屋の商売を支えて、年間どれだけ働こうが配偶者は86万円、家族従業者は50万円しか所得控除がありません。それ以上は経費、つまり所得としてはみなされない、年間の給料が86万円だということです。

委員会の議論では、青色申告をすれば必要経費に認められるので、白色申告から青色申告に変えればいいのではないかと、青色申告はシャープ税制勧告に基づく制度だなど、真剣な意見が出されました。シャープ税制勧告は、御存じのとおり、日本の税負担の不公平を一掃するための勧告で、所得税は徹底した総合課税を主張しており、利子所得の

分離課税の廃止、最高税率を下げるかわりに富裕税の創設を唱えたものでした。シャウプ税制勧告にふれるなら、今日の日本の不公平税制そのものを問題にすべきであります。そこは今回の論点ではありません。今回の請願の問題でいえば、国が定めた申告制度としての白色申告事業者が、1950年当時の状況とは大きく変化している税制環境の中で、65年間いまだに当時のままの所得税法56条の矛盾を指摘し、廃止を要求しているにすぎません。57条に基づいて、青色申告すれば解決するのではないかという御意見も、残念ながら、以下の点で事業者の現実を捉えていないのではないのでしょうか。

まずそもそも、青色申告の記帳は、貸方、借方による複式簿記に基づくものであり、山県市の個人事業者の商売屋さんにとっては、白色申告の単式簿記による簡易記帳で十分です。昨年1月からは、白色申告も記帳を義務化されました。したがって、青色申告として帳簿作成をすれば、働き分の全額経費の算入を認めるという根拠そのものがなくなりました。これは大きな変化であります。

また、この第56条廃止に関係する商売さんが非常に多いという現実です。山県市の商工会の会員さんは、およそ900名近くみえるそうですが、そのうちなんと白色申告の方は600名を超えるそうです。では、なぜ商工会の全員の方が青色申告に変えないのか、それは、私が先ほど申し述べた理由だと思います。山県市の多くの商売さんは、個人事業者が7割であるという実態を御理解いただき、山県市の多くの事業者の皆さんのために、山県市議会で今回の請願が採択されることを強く訴えまして、請願採択の賛成討論といたします。

以上です、ありがとうございました。

○議長（上野欣也君） その他、討論の通告はありませんでした。

ほかに討論はありませんか。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、議第57号、税条例改正、議第58号、補正予算、それから議第65号、特別職の給与条例、議第66号、期末手当関係という4つについて、反対する立場で討論いたします。

まず、議第57号と58号は、それぞれマイナンバー関係について、反対ということです。税条例についても、マイナンバー関係の部分。それから、補正予算については、保育料の無料化は素晴らしいことだと思いますが、マイナンバー関係の補正予算、予算書の12ページから13ページに1,005万2,000円が出ています。この部分に反対ということで理由を述べます。

マイナンバー制度のいろいろな問題点、それから、制度については先ほど他の方が討

論で言われましたので、そこは述べないとして、具体的に、現在の予定されているマイナンバー制度に対する批判は非常に強いものがあります。

先日の年金機構の100万件以上の情報の流出の問題もいまだに払拭されていないし、その対策も十分とられていないということは誰もが知っています。さらに、個人資産への監視が強まることや企業の事務負担増を懸念する声もあります。マイナンバーは行政機関だけでなく、民間事業者も保有するということになりますので、情報提供ネットワークシステムの仕組みをどのようにつくろうと、保有する行政機関や民間事業者からマイナンバーの漏えいが起きることは確実と見るべきであります。

もちろん、自治体には、今回のことは法定受託事務であるという前提があります。しかし、税条例は、この議会で改正しなくてもとりあえずは支障はありません。それから、セキュリティー対策はもっとしっかりすべきとの国や関係機関に対しての自治体側からの意思表示、警鐘を鳴らす、要求するという意味でも、今回の補正予算も時期を考えれば認める必要はないというふうに判断します。この点から、57号、58号のマイナンバー関係に反対いたします。

次に、議第65号、特別職の給料について、これは議案書にも出ていますし、委員会でもいろいろとお聞きしましたがけれども、基本的な部分として、林市長が2期目就任された4月27日から、この任期が始まっているわけですがけれども、1期目と同様に給料を削減するという議案であります。そのこと自体はいいのですが、私は、委員会で議論して非常におかしいなと思いました。それは、4月27日から就任されているのに、実際の適用が7月1日であるというね、その空白期間が2カ月ちょっとあるということですよね。そのことによって減額が適用されないわけですね。林市長は、初めて市長になったのならともかく、意思決定をし、減額する手続を踏んでいくときに一定時間が必要だということとはよくわかりますけれど、再選という形で2期目になるわけですね、そういう状況の中で、政策として10%削減、当然、1期目の在任中から意識されていたはずですよ。そういったことを考えれば、いろんな手続はすぐに進めることができたはずだというふうに判断されます。

委員会での答弁などを聞きますと、1つは、6月議会になった理由ですが、政策に関することだから、6月定例会に提案して、委員会で議論をしてほしいからというのがあったというようなことが総務課長から答弁されましたけれども、政策であればあるこそ、しかも市長に関することであればあるこそ、就任直後から適用されるようにすべきであったということは明白ですし、それは仮に臨時議会でも議論することができたわけですから、6月にする理由にはならないということです。

それから、報酬審議会を通すという問題もちろんあります。しかし、報酬審議会、その理由の1つが改選、人がかわるということで、その人選に手間取ったということが説明でもありましたけれども、これも市長の1期目のうちから任期が来るということとはわかっていたわけですから、早目に人選をすれば何ら支障はなかったはずです。それが4月、5月に人選に戸惑ったということではないわけですね。

それから、じゃ人選が済んで会議の設定ということですが、これも早目に準備をし、会議の設定をすれば、林市長の2期目の就任直後に会議ができたという意味で、報酬審議会を通して市長の給料などについて審議するという手続も踏めたわけですね。そういったことがなされなかったことの結果について、非常に強い疑問を持っています。

具体的な減額されなかったことによる額は、市長については17万6,640円の給与が多く払われる。10%減額するという1期目の趣旨が継続しなかったことによって。それから、その額に対するボーナス、期末手当、これも16万1,460円余分に払われることになる。つまり、市長に関して33万8,100円という額が、この条例改正が6月になったことで、タイムラグがあったことで余分に支払われることになったわけですね。結果として、削減したいという市長の思いに反して、市長にはたくさん支払われたということ。あわせて副市長にも適用されますから、副市長は7万3,813円だと。それから、ボーナスがそれに対して6万7,470円というふうに総務課から出ています。合計すれば、副市長に関して14万1,283円が市長の10%、副市長は5.1%ですか、そういう数字もありますけど、そういう削減の政策的な意図が空白ができたということによって余分に支払われています。個人としてはうれしいのかもしれないけど、政策を実現するという意味では、やっぱり意に反しているわけでしょう。それがきちっと就任後もできるような流れ、仮に市長は他の方に変ったとしても、そのような流れをつくることは、現職の市長の役目であったというふうに考えます。今述べた合計額、47万9,383円というのが政策的な給与削減ということを途切れなくしなかったことによる山口市から余分に支払われた額ということでもあります。

そういったことに関して非常に林市長の判断、あるいは担当課の判断はルーズであったと思います。もっと早くから準備すれば、きちっと、ほとんど途切れなく。仮に就任後数日間のブランクはあるにしても、その分は日割り計算でということが答えられていますので、それは本当にわずかの額ですから、きちっと政策実行に努めてほしいというふうに考え、それがなされなかったので反対いたします。

当然、この条例の関係で、多分補正予算にもこれがきちっと反映されているべきものであろうというふうに考えますので、今回それが出ていないということでも疑問を持つ

ています。それが議第65号の給与条例に関する反対討論です。

最後ですけど、議第66号の特別職の期末手当に関する特例条例ですね。これについては、20%加算を市長の任期中適用しないと、本体の条例はそのままですので、この特例条例を可決しない限りは20%加算が続くという条例だというふうに受けとめていますけれども。これについては、金額としての、先ほどの給料のような問題、時期が7月だからそのことによって支給する額が増減するということはないということではありますが、私は、そもそも特例条例ではなく本体の条例を改正し、20%加算を廃止すべきであるというふうに考えます。ですから、特例条例自体が不要であり、本体条例を改正を提案すべきであるという立場でいます。

そもそも市長の給料の20%加算、これが林市長は1期目廃止された。前の平野市長もそうでした。この経過というのは、実は、2008年に2月ごろに、市民の方から直接請求で、議員や市長の20%加算は廃止してほしいという条例改正の手続がありました。それを受けて、議会は議員提案で20%加算を廃止しました。これは特例条例じゃない。私たちの任期中だけではなくて、ずっと条例本体を変えて現在も将来も続くという20%加算を、この議会は通したわけですね。それが3月の議会でした。そして6月に、私が一般質問で、議会もこうなんだから、当時、平野市長に廃止してはどうかという一般質問を通告しました。そうしたら、市長が議会の中で特例条例を追加提案されてという状況になりました。その結果、6月に、市長については特例で任期中は廃止するというふうになったわけですね。議員がずっとなくすのに、市長は特例というのはそこから始まったわけです。林市長も1期目はそれを踏襲されたと受けとめています。では、2期目になるわけですが、今回、やはり任期中という特例でいいのかという問題が残ります。単純に言えば、議会はずっと条例改正で20%なくしているんです。市長もなくしても当然でしょうという素朴な思い。そういう意味で特例ではなく本体の条例を20%加算、市長分はなくす、そういった手続をすべきではないのかというふうに考えます。

以上が議第66号に対する反対討論です。

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもって、討論を終結いたします。

日程第４ 採決

○議長（上野欣也君） 日程第４、採決。

これより、採決を行います。

議第57号 山県市税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

議第58号 平成27年度山県市一般会計補正予算（第１号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

議第59号 平成27年度山県市介護保険特別会計補正予算（第１号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第60号 平成27年度山県市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第61号 平成27年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第62号 平成27年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第63号 平成27年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号 市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第65号 山県市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

議第66号 山県市常勤の特別職職員の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「議長、進行違うでしょう。可とするものに対する採決……」と呼ぶ者あり〕

〔「とめや、とめや」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

○議長（上野欣也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議がありますので、本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上野欣也君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議第67号 山県市教育委員会教育長の任命同意について

○議長（上野欣也君） 議第67号 山県市教育委員会教育長の任命同意について、議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました案件につきまして御説明を申し上げます。

資料ナンバー11、議第67号 山県市教育委員会教育長の任命同意につきましては、伊藤正夫氏を新たに教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

伊藤氏は、昭和27年生まれの63歳で、本県市政田にお住まいです。三重大学教育学部を卒業後、昭和50年4月に教員となられ、以来岐阜県内の小中学校等で教鞭をとられ、本市では西武芸小学校、現在の美山小学校でございしますが、この西武芸小学校の教頭並びに高富中学校校長なども務められました。また、岐阜教育事務所や県教育委員会での経験もあり、本年3月までは岐阜大学大学院で特任教授として勤めてみえました。伊藤氏は、人格が高潔で厚い人望と長年の経験と豊富な知識があり、教育行政の識見にすぐれておられますので、本市の教育長として適任であると考えております。また、広域的に教育関係部局を指導監督するという立場といたしまして大いに期待しているところでございます。

なお、就任は平成27年7月1日からとなり、任期は3年でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第6 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第6、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、提案者に説明を求めますけれども、新しい教育委員会制度になってということが大前提だということは理解していますけど、教育長というのは従来の制度では、俗に特別職と考えられながらも法令上は特別職ではないよという明

確な判断があったわけですね。今回は、新しい制度になったときには、この新しい教育長というのは特別職という、市長、副市長と同格になっていくのか、従来のようなどっちかという特別職的だけど分類上は違いますよなのか、そのあたりの線引きが明確に、どうなるのか、お答えください。

○議長（上野欣也君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） それでは、特別職の位置づけについて、お答えいたします。

今までは、先ほど寺町議員さんがおっしゃったとおりの、ちょっとあやふやなところがあったというふうに私も思っておるんですが、今回からは任命をされますので全く特別職ということで、教育委員を兼ねることはございません。教育委員は別でございます、特別職として教育長が位置づく、こういうふうになりますので、よろしく願います。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） それでは、特別職は理解できましたので、あと給料の扱いということでお聞きしたいんですが、これは旧高富の議会などでは、ときどき聞いたんですけど、教育長に教育関係の人がなされると年金ですか、その関係もあって、その分を除いた額を自治体から支給するよというような習慣というか、やり方があるということで、高富のころは聞いていたんですが、森田さんが今どうかもちょっと私全く承知していませんけど、少なくとも今度新しく制度でなる方については、従来の旧高富的な教員の経験者の方が、年金ももらいつつ特別職というふうになると、そのあたりの給料の扱いというのは、きちっと当然されるんでしょうけど、どういうふうに考えたらいいいでしょうか。

○議長（上野欣也君） 森田教育長。

○教育長（森田正男君） 自分の給料のことを答えるので、大変話しづらいところもあるんですけども、今おっしゃった特別職として年金と、という問題は、高富の場合には、私の前任、その前の方のときで、あれは非常勤という扱いだったと思います。それ以後、教育長は常勤でございますので、年金はいただかなくて給与をいただくという形になっております。制度としては、先ほどちょっと地位が、位置づけがあやふやという話をしましたけれども、実際には、各市の教育長をやる者は部長級という形で扱われますので、給与もそれに倣って特別職としてきちっと定められて常勤の職員として給料をいただいている。今、県下を見ても、そういった年金をとという方はゼロというふうに理解しております。

以上です。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

○9番（寺町知正君） 特別職で今の教育長、部長職相当であるということでしたが、そこで執行者はどなたがいいのかわからないのですが、山口市は一応部長職をしいていないということと、特別職であるということだと、副市長の次のクラスなのか、課長と同格的な特別職なのか、そのあたりの身分関係は、少なくとももう7月1日で議会に提案ですから、きちっと整理されていると思います。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（上野欣也君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 給料面では、私の下ということでございますが、やはり受け持つ部署が違うということで、教育長は教育長として尊重をしてみたいと思います。

○議長（上野欣也君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7 討論

○議長（上野欣也君） 日程第7、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

石神 真君。

○7番（石神 真君） 提案された伊藤正夫さん、私は賛成という形で討論をさせていただきます。

先日、御紹介いただきまして、いろいろお話をさせていただきました。今市長の提案

もありましたが、山口市に精通をし、新たな風を吹き込んでいただけるということでもありますので、私は大賛成をいたしまして、今の市長提案に喜んで賛成討論したいと思います。

○議長（上野欣也君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第 8 採決

○議長（上野欣也君） 日程第 8、採決。

これより、採決を行います。

議第67号、山口市教育長の任命同意について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第 9 発議第 4 号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（上野欣也君） 日程第 9、発議第 4 号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について、議題といたします。

議会運営委員会委員長に趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 杉山正樹君。

○議会運営委員会委員長（杉山正樹君） それでは、発議第 4 号 山口市議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をいたします。

近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するために、女性議員が活躍できる環境を整備して、議会を活性化し、よりよい住民サービスを実現するために、議会会議規則において、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設ける必要があり、第 2 条に第 2 項を追加するものであります。

なお、第84条の委員会の欠席についても同様の改正をするものであります。

以上、趣旨説明を申し上げ、御賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（上野欣也君） 御苦労さまでした。

日程第10 質疑

○議長（上野欣也君） 日程第10、質疑。

これより、質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第11 討論

○議長（上野欣也君） 日程第11、討論。

これより、討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

○議長（上野欣也君） 日程第12、採決。

これより、採決を行います。

発議第4号 山県市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員の派遣について

○議長（上野欣也君） 日程第13、議員の派遣について、議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上野欣也君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（上野欣也君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成27年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時52分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 上 野 欣 也

12 番 議 員 藤 根 圓 六

13 番 議 員 影 山 春 男